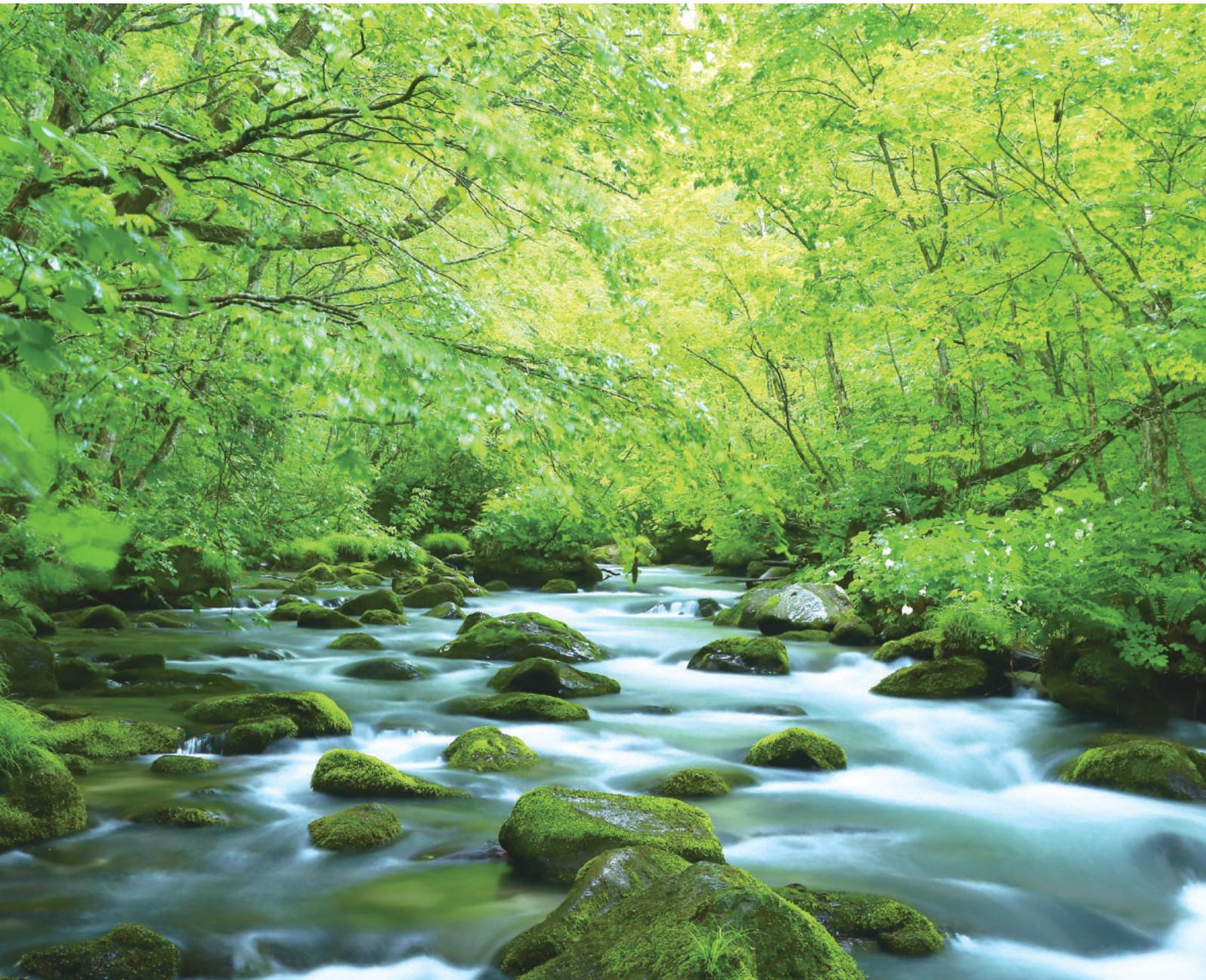


第2次十和田市 総合計画



十和田市



はじめに



わたしたちが暮らす十和田市は、四季折々に美しい十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田などの豊かな自然と、十和田市現代美術館を中心とするアートが融合した美しいまちです。

平成17年に新十和田市が誕生し、これまで第1次十和田市総合計画に基づき、先人たちから大切に受け継いできた多彩な地域資源を活かし、市民との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展、行政需要の多様化など、社会情勢の急激な変化により、当市を取り巻く環境も一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、地域の抱える様々な課題の解決を図り、将来にわたって持続可能な地域を目指すため、これからの10年間のまちづくりの指針となる第2次十和田市総合計画を策定いたしました。

本計画に掲げた将来都市像、「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」は、行政だけではなく市民の力を結集して、市民が主役となるまちづくりを進めていきたいとの思いと、次代を担う子どもたちに継承できる、未来への希望に満ちあふれた理想のふるさとを創りあげていくという思いを表したものです。

この将来都市像の実現に向け、これまで以上に市民の皆様との連携・協働を図りながら、「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」と思える、魅力あふれるまちの創出に邁進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、多大なご支援とご協力を賜りました総合開発審議会委員及び総合計画策定市民委員の皆様並びに関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

十和田市長 小山田 久

第2次十和田市総合計画

目 次

<序論編>

序 第2次総合計画の策定にあたって（序論編） 2

- 1 第2次総合計画策定の背景と目的 ----- 2
- 2 第2次総合計画の構成と期間 ----- 3
- 3 第2次総合計画の特徴 ----- 4

I まちづくりを取り巻く現状と課題 5

- 1 国内の社会経済動向 ----- 5
- 2 十和田市の概況 ----- 8
- 3 今後のまちづくりに向けた重点課題 ----- 17

<基本構想編>

II まちづくりの目標（基本構想編） 19

- 1 まちの将来都市像 ----- 20
- 2 まちづくりの基本理念 ----- 21
- 3 まちづくりの基本目標（政策） ----- 22
- 4 土地利用の方針 ----- 24

<基本計画編>

III 基本計画の前提（人口の将来展望） 26

IV 重点プロジェクト 27

- 1 重点プロジェクトの位置付け ----- 27
- 2 重点プロジェクトの内容 ----- 28

V 分野別計画 30

- 1 分野別計画の見方 ----- 30
- 2 施策の体系 ----- 32
- 3 分野別計画 ----- 34

基本目標1 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興） 34

- 1 施策1 農林水産業の振興 ----- 34
- 2 施策2 観光力の強化と充実 ----- 38
- 3 施策3 商業・サービス業の振興 ----- 41

施策 4 産業力の強化	43
施策 5 雇用の安定	45
基本目標 2 地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち（子育て・教育）	47
施策 6 子育て支援の充実	47
施策 7 学校教育の充実	49
施策 8 家庭・地域の教育力の向上	53
基本目標 3 すべての市民が健やかに暮らせるまち（健康・福祉）	55
施策 9 健康づくりの推進	55
施策 10 地域医療の推進	57
施策 11 高齢者福祉の充実	59
施策 12 障がい者福祉の充実	62
施策 13 地域福祉の充実	65
施策 14 社会保障の充実	66
基本目標 4 だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち（生涯学習・文化・スポーツ）	68
施策 15 生涯学習の推進	68
施策 16 文化の振興	70
施策 17 生涯スポーツ環境の整備	72
基本目標 5 地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち（安全・安心）	74
施策 18 消防・救急・防災体制の整備	74
施策 19 安全・安心な暮らしの確保	77
施策 20 地域コミュニティの活性化	80
施策 21 多様な交流の推進	82
施策 22 空き家の利活用対策の推進	84
施策 23 消費者の自立支援	86
基本目標 6 ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち（環境）	88
施策 24 環境の保全	88
施策 25 ごみ処理の適正化	90
基本目標 7 快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち（都市基盤）	92
施策 26 市街地・集落の形成	92
施策 27 交通手段の確保と道路空間の創出	94
施策 28 上下水道の整備	96

基本目標 8 地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち（自治体経営） 98

施策 29 市民参画の推進	98
施策 30 人権尊重・男女共同参画の推進	100
施策 31 行政運営の効率化の推進	102
施策 32 健全な財政運営の推進	104
施策 33 公共施設の適切な配置・運営の推進	106

<資料編>

VI 計画策定の経過 110

1 策定経過	110
2 十和田市総合開発審議会条例	111
3 十和田市総合開発審議会委員名簿	112
4 十和田市総合開発審議会諮問	113
5 十和田市総合開発審議会答申	114
6 十和田市総合計画策定市民委員会設置要綱	116
7 十和田市総合計画策定市民委員会委員名簿	117

VII 用語解説 118

序論編

序. 第2次総合計画の策定にあたって

- 1 第2次総合計画策定の背景と目的
- 2 第2次総合計画の構成と期間
- 3 第2次総合計画の特徴

I. まちづくりを取り巻く現状と課題

- 1 国内の社会経済動向
- 2 十和田市の概況
- 3 今後のまちづくりに向けた重点課題

序 第2次総合計画の策定にあたって(序論編)

1 第2次総合計画策定の背景と目的

総合計画は、わたしたちの日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市町村における最上位の行政計画であり、本市が目指すべき将来像を掲げ、これを実現するために総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための指針となるものです。

平成17(2005)年に十和田市と十和田湖町が合併して誕生した現在の十和田市は、平成19(2007)年4月に、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度までを計画期間とする第1次十和田市総合計画を策定し、「感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりに積極的に取り組んできました。

現在、わたしたちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・少子高齢社会の到来により、「課題先進国」とも称されるように、政治・経済から日常生活に至るまで、極めて多岐にわたる面で先例のない様々な課題を抱え、今後、これらの課題がさらに深刻化していくことが大いに懸念されています。

本市でも、人口がこのままの状況で推移した場合、経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下などを招き、地域が抱える課題が今後ますます多様化・高度化すると見込まれます。さらには、少子高齢化の進展に伴い財政上の制約がさらに強まることが大いに懸念されることから、従来のように行政が様々な地域課題を一手に引き受け、単独で解決するのは、もはや困難な状況を迎えようとしています。

このような厳しい時代潮流のなか、豊かな自然やアートが融合した本市ならではの地域特性を十分に踏まえつつ、将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後10年間を見据えた第2次十和田市総合計画を策定しました。

本計画は、本市に住み・働き・学ぶ、市民一人ひとりが、まちの強みの強化や弱みの克服に一丸となって取り組むことで、新しいまちづくりの目標や、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた十和田市の確立を目的とするものです。

2 第2次総合計画の構成と期間

第2次十和田市総合計画は、十和田市まちづくり基本条例第14条の規定に基づく、本市における総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位の行政計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成しています。

(1) 基本構想

市全体として目指すべきまちの将来都市像や、すべての行政分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方(基本理念)及びその実現に向けて骨格となるまちづくりの方針を示しています。計画期間は、平成29(2017)年度を初年度に、平成38(2026)年度を目標年度とする10か年計画としています。

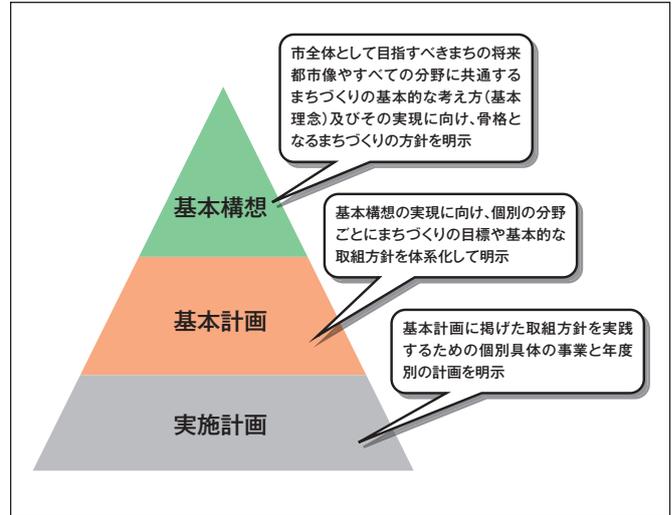
(2) 基本計画

基本構想の実現に向けて、予算・職員・施設などの限りある行政の経営資源を重点的・優先的に投入し推進する施策や、個別の行政分野ごとにまちづくりの目標や基本的な取組方針を体系化して示しています。急速な変化を続ける社会経済情勢や国・県の制度改正など、様々な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、計画期間は前期5か年、後期5か年としています。

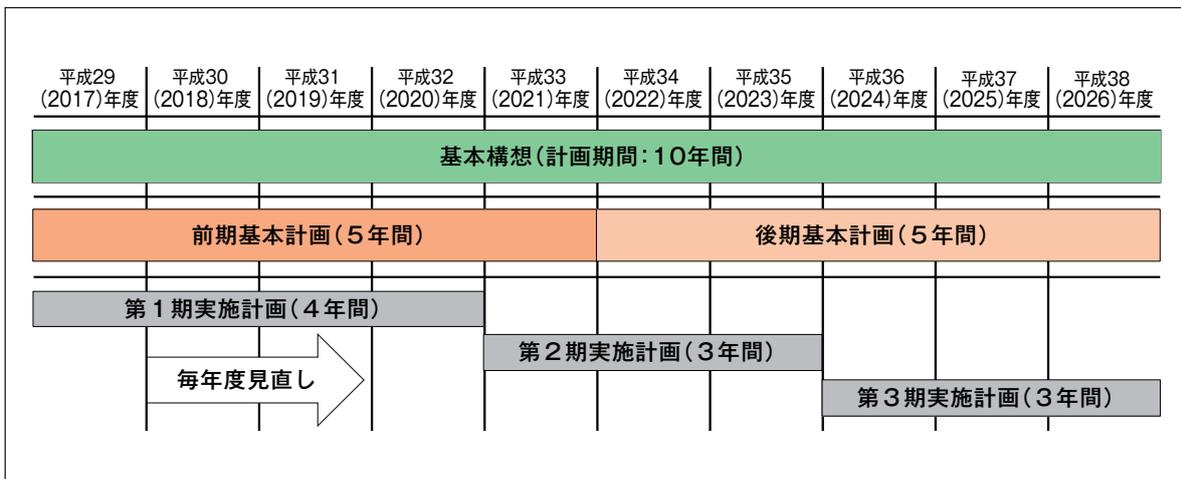
(3) 実施計画

基本計画に掲げた取組方針を実践するため、個別具体の事業と年度別の計画を示し、毎年度の予算編成の指針をなすものです。第1期実施計画の計画期間は4か年、第2期及び第3期実施計画の計画期間はそれぞれ3か年としています。また、施策や事業の実効性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行います。

図表1 第2次十和田市総合計画の構成



図表2 第2次十和田市総合計画の計画期間



3 第2次総合計画の特徴

行政の経営資源をより一層効果的・効率的に配分しながら、計画の実効性を確保するとともに、市民・民間事業者・地域活動団体など、地域経済社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりを推し進めていくため、第2次十和田市総合計画は、次のような特徴を兼ね備えた計画としています。

(1) まちづくりにおける重点事項や優先順位が明確で、より高い実効力を伴った計画

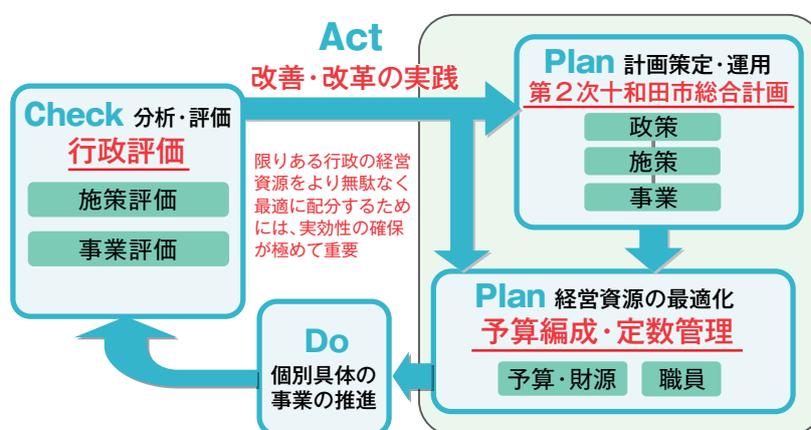
基本構想の実現に向け、効果的・効率的な自治体経営を推進するため、前期基本計画の計画期間である平成29(2017)年度から平成33(2021)年度に、特に重点的・優先的に経営資源を投入する施策群を「重点プロジェクト」として明確に位置付けることで、戦略性が高く、実効性を重視した計画としています。

(2) PDCAサイクルに根ざした継続的な改善・改革を実践できる計画

第2次十和田市総合計画を起点に、実効性・効率性・市民満足度の高いまちづくりを持続的に展開するためには、「Plan(第2次総合計画、予算編成)⇒Do(個別具体の事業の推進)⇒Check(行政評価)⇒Act(改善・改革の実践)」を繰り返し、施策・事業の継続的な改善・改革に取り組むことが必要不可欠です。

このため、本計画では「何をするのか」だけではなく、「何のためにするのか」という目的と、「何をどれだけ達成するのか」という目標(成果指標)を明確に掲げ、定期的に目標の達成状況を分析・評価し、施策配下に位置付けた事業の内容や事業に投じる経営資源の配分などを見直すことができる計画としています。

図表3 第2次十和田市総合計画を起点とするPDCAサイクルのあるべき姿



(3) 目的や目標を市民一人ひとりで共有し、実現に取り組む計画

個人・家庭でできることは個人や家庭が行う「自助」、個人・家庭ではできないことは地域でお互いに助け合って取り組む「共助」、個人・家庭・地域ではできないことを行政が担う「公助」を適切に組み合わせながら、市民一人ひとりが共に手を携え、総力を結集して、より多くの人たちから「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」と強く支持されるまちづくりを推進する計画としています。

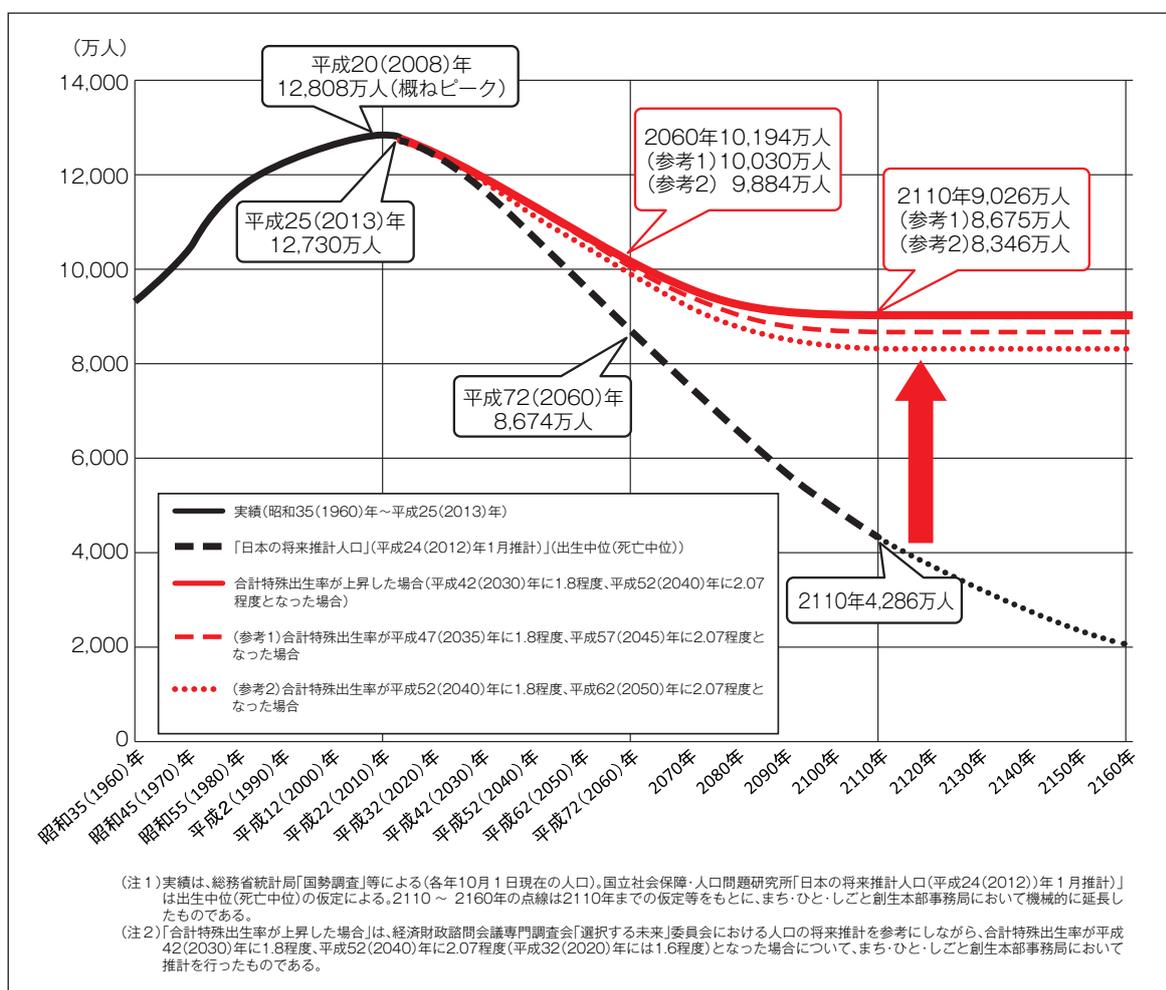
I まちづくりを取り巻く現状と課題

1 国内の社会経済動向

(1) 人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるまちづくりの推進

○我が国の人口は、平成20(2008)年をピークに既に減少局面に移行しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成24(2012)年1月推計、出生・死亡中位)」によると、今後、人口は平成72(2060)年には約8,674万人まで減少すると予測されています。

図表 I-1-1 我が国の人口の推移と長期的な見通し
出典:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等』



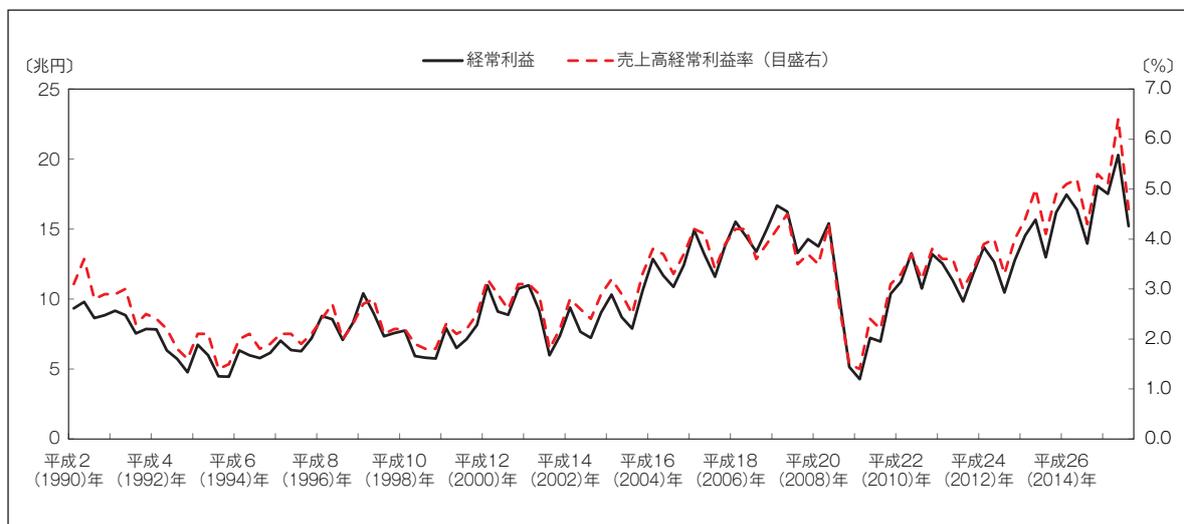
○国では、将来にわたって「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を目指した地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと・創生法を制定し、平成26(2014)年12月には、日本全体の人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後5か年の政府の施策の方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しています。

- これを受け、全国の自治体では、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成27(2015)年度中に、各自治体における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」と、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を示した「地方版総合戦略」の策定が努力義務として求められています。
- 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来は、地域経済社会の安定や成長を大きく損なうとともに、これまで厚い現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、多岐にわたる面で我が国全体がかつて直面したことのない深刻な問題を引き起こすことが大いに懸念されています。
- このため、本市においても、行政の経営資源を最適に配分しながら、若い世代の定住化や地域経済の活力の維持・増進に向けた取組を強化するなど、人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるためのまちづくりを、計画的かつ着実に推し進めていく必要があります。

(2)地域循環・自立型の産業経済構造の構築に向けたまちづくりの推進

- 内閣府が平成27(2015)年8月に公表した「平成27年度 年次経済財政報告」によると、我が国の経済は、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組が進み、企業の収益改善が雇用の増加や賃金の上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付く「経済の好循環」が着実に回り始めているとされています。
- 近年の企業収益の動向をみると、平成26(2014)年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響によって一時的に足踏みがみられたものの、総じて改善傾向で推移しており、平成26(2014)年度の企業収益は、平成25(2013)年度に続き過去最高の水準を記録しています。

図表 I - 1 - 2 企業の経常利益・売上高経常利益率
出典：内閣府「平成27年度 年次経済財政報告」



- しかしながら、平成37(2025)年以降には、昭和22(1947)年から昭和24(1949)年頃の戦後のベビーブームに生まれた、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、年金・医療・介護といった社会保障費の増大が見込まれるなど、今後10年から20年先を見据えた場合、我が国の経済は再び厳しい局面を迎えることが大いに懸念されます。
- 今後、さらなる高齢化の進展によって、全国的に高齢者向けの医療・介護や買い物などの生活支援サービスに対する需要が着実に高まっていくと考えられます。このため、本市においても、今後の高齢化の進展を踏まえた施策を講じるなど、市外への所得の流出を防ぎ、地域のなかで消費が拡大するよう、拠点性を高めていく必要があります。

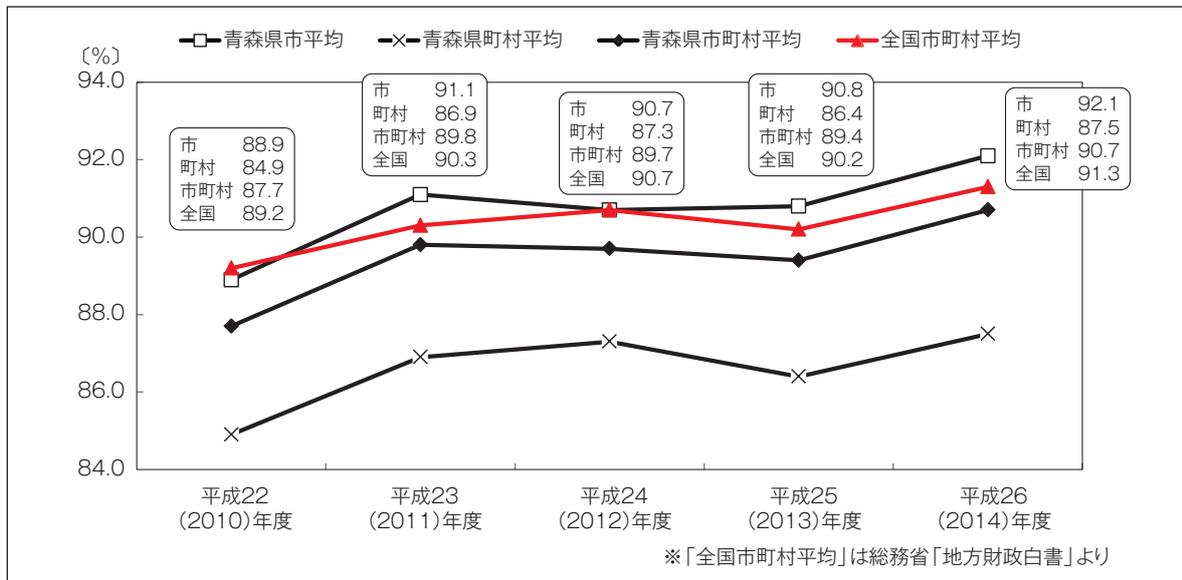
○併せて、既存企業の経営基盤の強化・安定化や市内で新たに起業・創業を希望する事業者に対する支援の強化などに取り組み、市外から新たな所得を獲得することで、より足腰の強い自立型の産業経済構造を構築する必要があります。

(3) より広範な分野において多様な主体との協働によるまちづくりの推進

○青森県が平成27(2015)年9月に公表した「平成26年度市町村普通会計決算について(見込み)」によると、各自治体の財政構造の弾力性を測る指標であり、この値が高いほど自由に使える財源が少なく、財政構造が硬直化しているとされている経常収支比率¹は、近年、市平均及び町村平均ともに概ね増加傾向で推移しています。

○平成26(2014)年度では、市平均が平成22(2010)年度の88.9%から3.2ポイント増の92.1%、同じく町村平均が84.9%から2.6ポイント増の87.5%に上昇しており、県内の各自治体では、少子高齢化の進展に伴う扶助費²の増加などにより義務的経費³が押し上げられ、投資余力が低下傾向にあることが伺えます。

図表 I-1-3 経常収支比率の推移
出典：青森県総務部「平成26年度市町村普通会計決算について(見込み)」



○今後さらに少子高齢化の進展によって扶助費が増加するとともに、要介護者や交通弱者への対応、既存の公共施設のバリアフリー化など、行政サービスの需要が大きく高まると見込まれる一方、人口の減少や企業活動の縮小などにより、投資余力の低下が深刻さを増すことが大いに懸念されます。

○このような状況のもと、本市が将来にわたり持続可能な自治体経営を推進するには、従来にも増して地域の特性や実情に応じた自主・自立のまちづくりを積極的に推進する必要があります。より広範な分野において、行政と市民・民間事業者・地域活動団体など地域経済社会を構成する多様な主体との協働による取組を強化することが求められています。

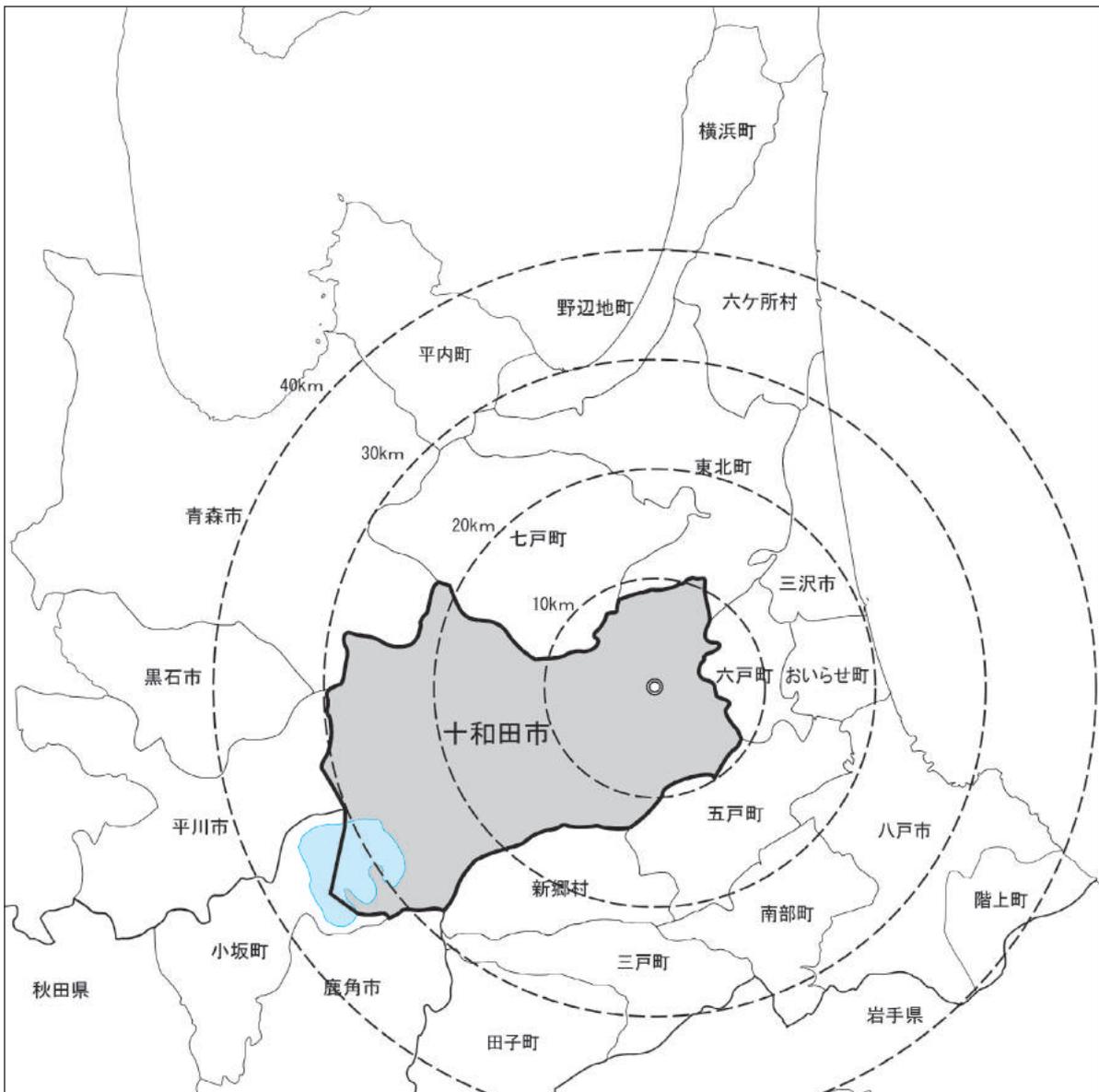
- 1: 地方税などの毎年度安定して収入される財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの毎年度固定的に支出される経費に充てられた額の占める割合。
- 2: 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。
- 3: 人件費や扶助費、公債費など、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減できない経費。

2 十和田市の概況

(1) まちの位置及び地勢

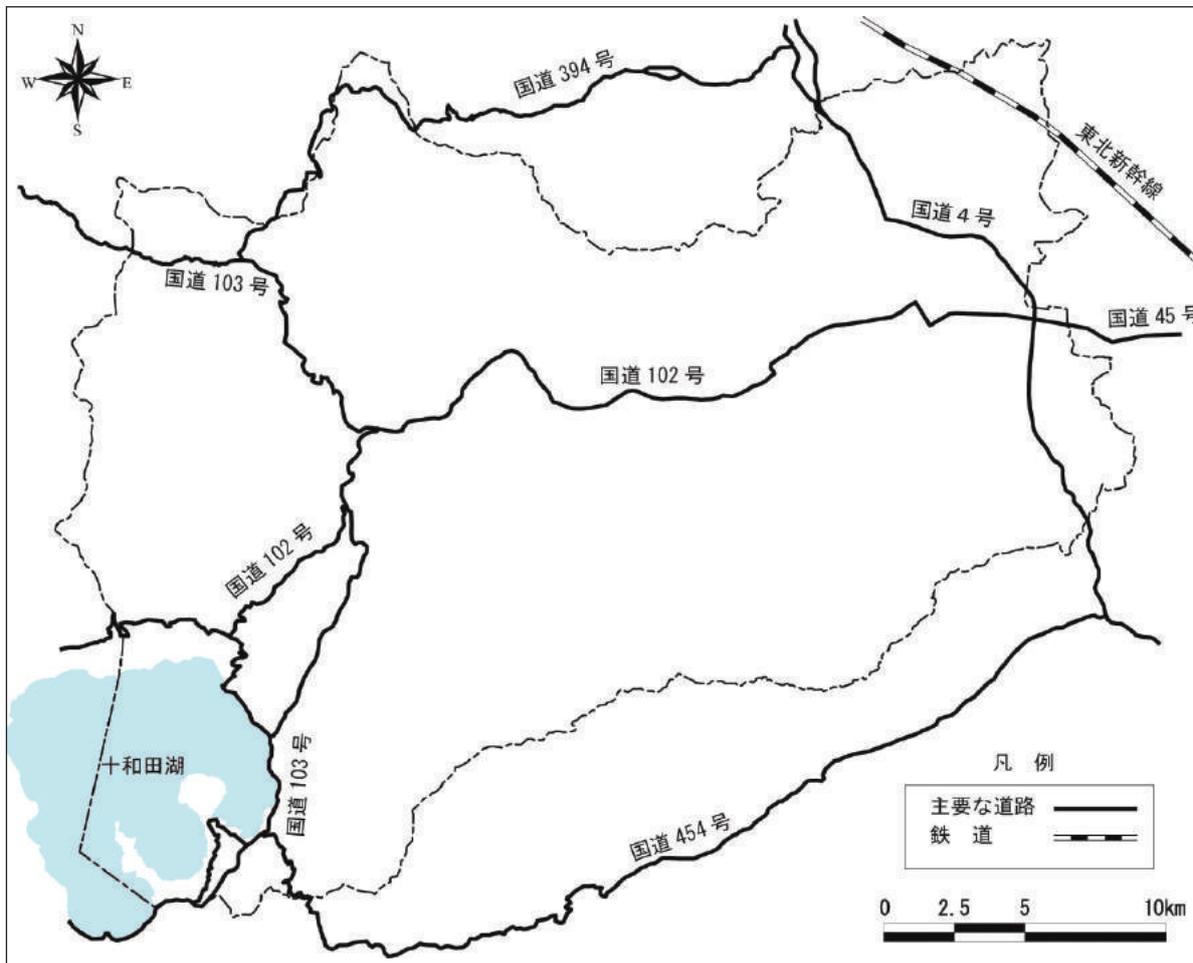
- 本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、市域面積は725.65km²で、県内40市町村中、むつ市(市域面積864.16km²)、青森市(824.61km²)に次ぐ3番目の広さを有しています。
- 西部には大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山地が広がり、全国的な知名度を誇る十和田湖を源とする奥入瀬川が太平洋へと注いでいます。また、東部には三本木原台地が広がり、市街地と農村地帯が形成されています。
- 十和田湖や奥入瀬溪流、八甲田山系を含む市域面積の約3分の1が十和田八幡平国立公園に指定されています。さらに、十和田湖と奥入瀬溪流は国の特別名勝及び天然記念物にも指定され、全国的に有名な観光資源となっています。

図表 I - 2 - 1 広域的な位置



○市の骨格を形成する幹線道路として、首都圏と青森市を結ぶ国道4号や本市と八戸市方面を結ぶ国道45号、十和田湖へ連絡する国道102号などの国道が東西南北に走っています。

図表 I - 2 - 2 幹線道路網の状況



(2) まちの歩み

- 本市の発展は、幕末期の安政2(1855)年、南部盛岡藩の勘定奉行・新渡戸傳らによる三本木原開拓事業に端を発しています。この事業は、人工河川である稲生川上水の完成と新たな都市づくりを目的としたもので、京都を模した碁盤目状の区画が施された市街地は、近代都市計画のルーツと称されています。
- 明治期に入ると、明治18(1885)年に陸軍の軍馬局出張所(のちの軍馬補充部三本木支部)が開設されたことにより、馬の一大産地として全国に名を馳せるようになりました。明治41(1908)年には、文人の大町桂月が十和田湖への紀行文を雑誌に発表したことが契機となり、十和田湖・奥入瀬溪流が観光地として脚光を浴びるようになりました。その後、道路などの整備が積極的に進められ、昭和11(1936)年には国立公園に指定されています。
- 昭和期に入ると、三本木原開拓事業は国営開墾事業として継承され、三本木原台地は県内屈指の穀倉地帯として発展を遂げました。また、昭和24(1949)年には、市内の農業試験場藤坂支場において、冷害に強い稲の品種、「藤坂5号」が開発されたことにより安定的な稲作が可能となり、農業地域としての発展に大きく寄与しました。

○戦後は、軍馬補充部(約40km²)の開放により、市街地の都市計画が進められ、新たに官庁街、中央公園、住宅街などが整備され、美しく近代的な都市景観が形成されました。特に官庁街通りは、「駒街道」の愛称で市民に親しまれ、昭和61(1986)年に旧建設省から「日本の道百選」に選定されています。



<官庁街通り(駒街道)>

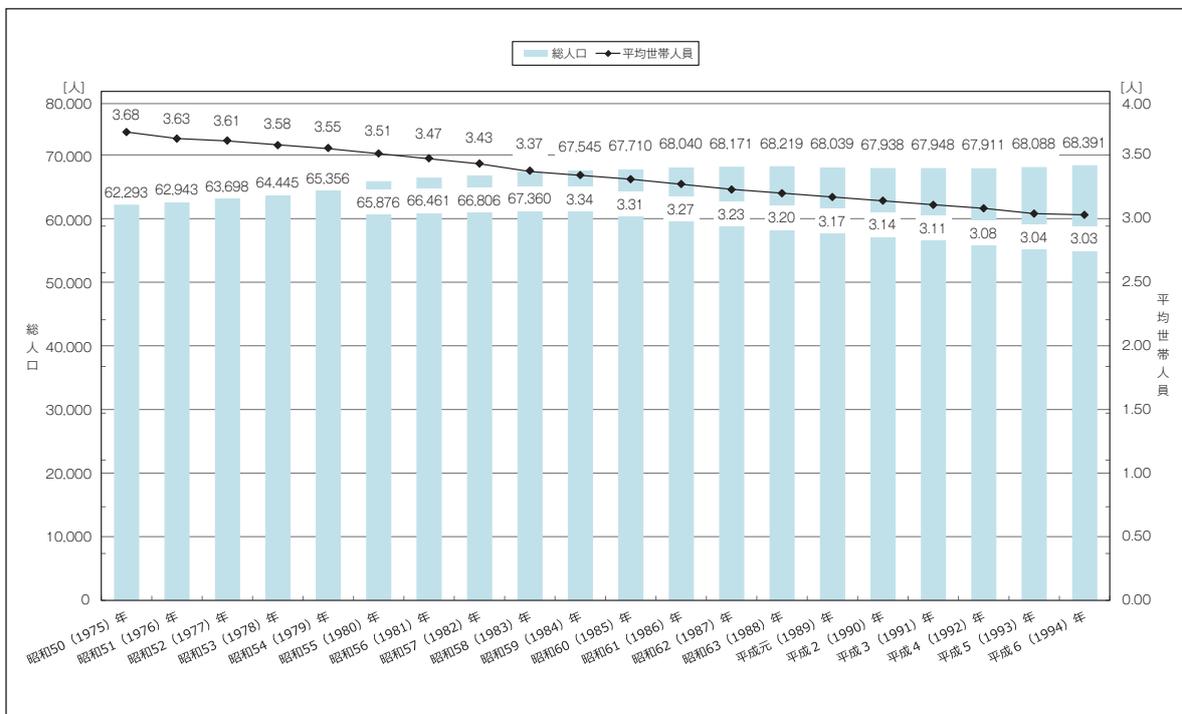
○昭和30(1955)年2月に、三本木町、大深内村、藤坂村が合併し三本木市となり、同年3月には四和村を編入し、昭和31(1956)年10月には十和田市と改称されています。その後は、平成17(2005)年1月に十和田市と十和田湖町が合併し、現在の十和田市に至っています。

(3)人口・世帯数

○平成27(2015)年3月31日現在の総人口は63,391人となっています。昭和51(1976)年から平成11(1999)年にかけては、概ねいずれの年次も対前年比で100人以上の増で推移していましたが、平成11(1999)年の69,386人を境に、総人口は減少局面に移行し、特に平成17(2005)年以降は対前年比で300人以上の減が続いています。

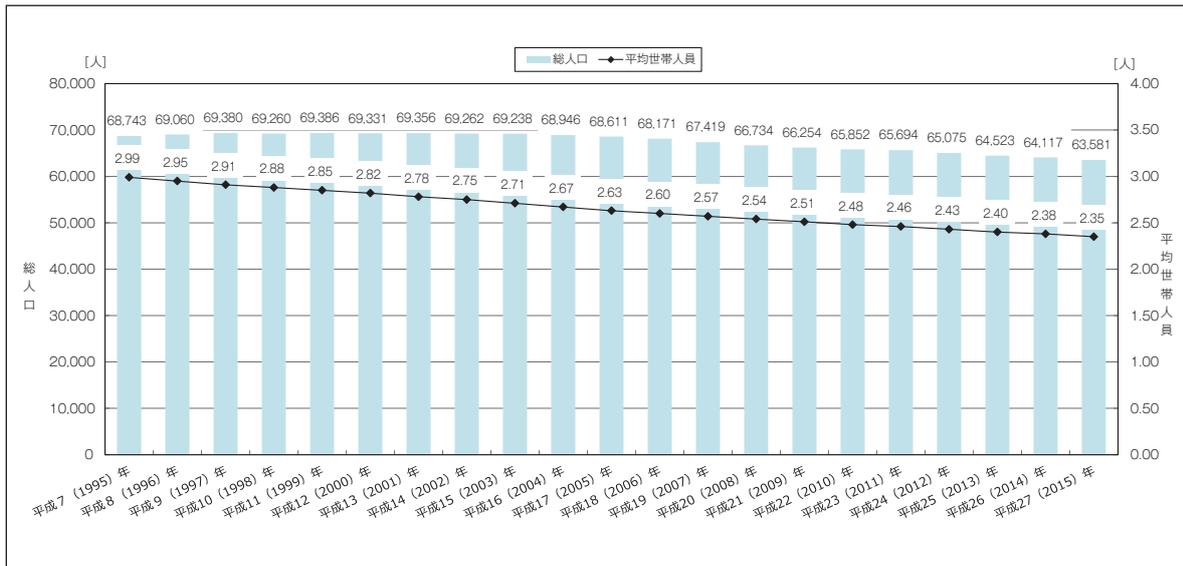
○一方、総世帯数は一貫して対前年比プラスで推移していることから、平均世帯人員は昭和51(1976)年以降、縮小傾向が続いており、昭和50(1975)年の3.68人から平成27(2015)年の2.35人と36.1%減少しています。

図表 I - 2 - 3 総人口・平均世帯人員の推移(1 / 2)
出典: 十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」(各年3月31日現在)



図表 I - 2 - 3 総人口・平均世帯人員の推移(2 / 2)

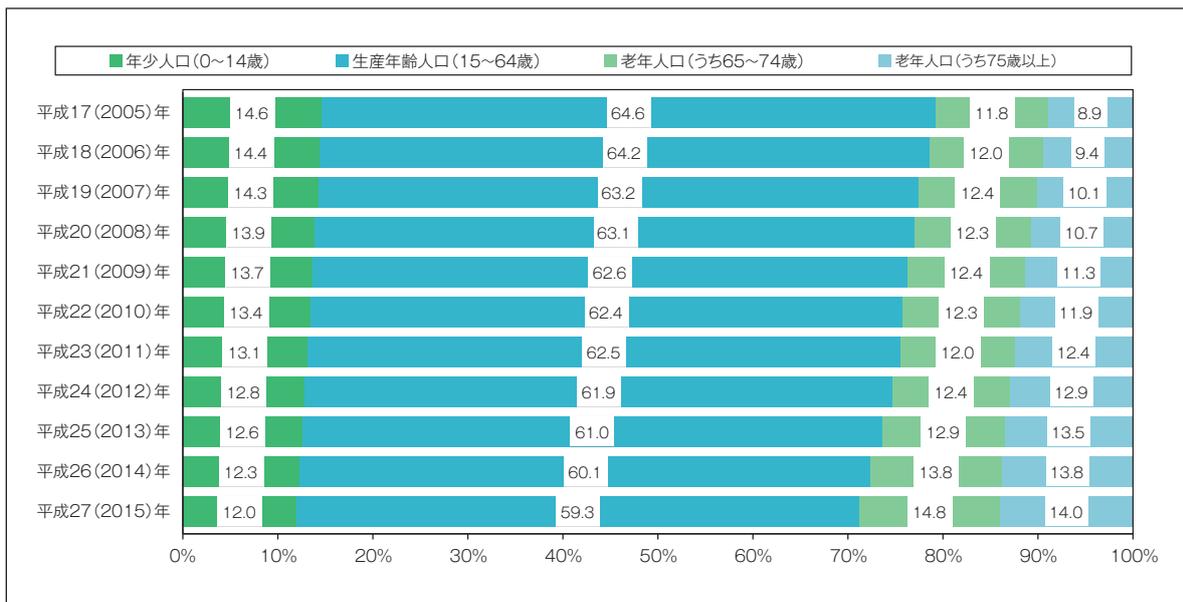
出典:十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」(各年3月31日現在)



- 平成27 (2015) 年 3 月 31 日現在の年齢 3 区分別の人口構成比は、年少人口 (0 ~ 14 歳) が 12.0% (7,623 人)、生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) が 59.3% (37,676 人)、老年人口 (65 歳以上) が 28.8% (18,282 人) となっています。
- 平成17 (2005) 年以降の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は概ね対前年比マイナスで推移しており、平成27 (2015) 年では平成17 (2005) 年と比べ、年少人口が 24.1% (2,419 人) 減、生産年齢人口が 15.0% (6,674 人) 減と大きく減少しています。
- 一方、老年人口は一貫して対前年比プラスで推移しており、なかでも 75 歳以上の人口が平成17 (2005) 年の 6,099 人から平成27 (2015) 年の 8,922 人と、46.3% (2,823 人) 増と大きく増加しています。

図表 I - 2 - 4 年齢区分別人口構成比の推移

出典:十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」(各年3月31日現在)



図表 I - 2 - 5 年齢区分別人口の推移

出典:十和田市資料「住民基本台帳に基づく十和田市の人口」(各年3月31日現在)

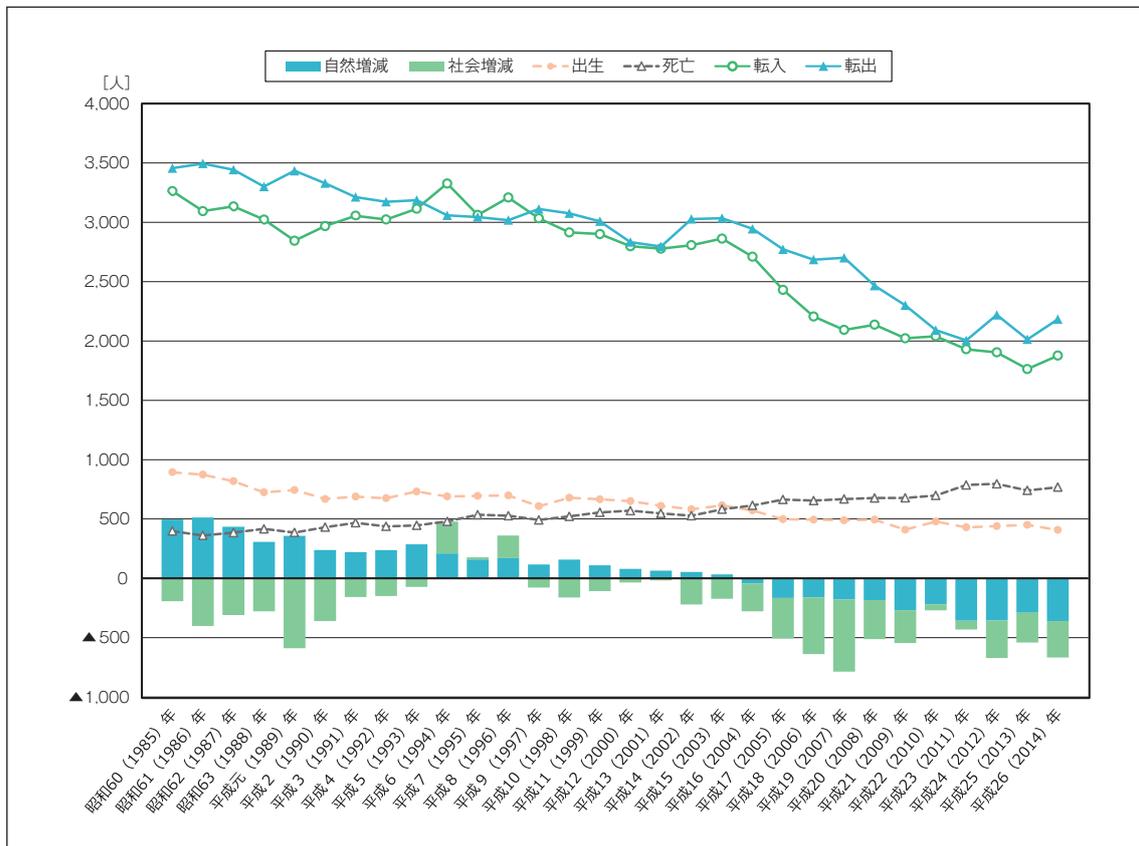
		平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成17(2005)年~ 平成27(2015)年 増減数(人) 増減率(%)
総	数 (人)	68,611	68,171	66,641	66,734	66,254	65,852	65,694	65,075	64,523	64,117	63,581	▲ 5,030
年少人口 (0～14歳)	実 数(人)	10,042	9,810	9,530	9,291	9,066	8,799	8,586	8,360	8,136	7,904	7,623	▲ 2,419
	増 減 率(%)	—	▲ 2.3	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 3.6	▲ 24.1
	構 成 比(%)	14.6	14.4	14.3	13.9	13.7	13.4	13.1	12.8	12.6	12.3	12.0	
生産年齢人口 (15～64歳)	実 数(人)	44,350	43,791	42,106	42,106	41,479	41,111	41,050	40,275	39,371	38,524	37,676	▲ 6,674
	増 減 率(%)	—	▲ 1.3	▲ 3.8	0.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 1.9	▲ 2.2	▲ 2.2	▲ 2.2	▲ 15.0
	構 成 比(%)	64.6	64.2	63.2	63.1	62.6	62.4	62.5	61.9	61.0	60.1	59.3	
老年人口 (65歳以上)	実 数(人)	14,219	14,570	15,005	15,337	15,709	15,942	16,058	16,440	17,016	17,689	18,282	4,063
	増 減 率(%)	—	2.5	3.0	2.2	2.4	1.5	0.7	2.4	3.5	4.0	3.4	28.6
	構 成 比(%)	20.7	21.4	22.5	23.0	23.7	24.2	24.4	25.3	26.4	27.6	28.8	
うち75歳 以上	実 数(人)	6,099	6,397	6,749	7,120	7,466	7,811	8,177	8,379	8,687	8,865	8,922	2,823
	増 減 率(%)	—	4.9	5.5	5.5	4.9	4.6	4.7	2.5	3.7	2.0	0.6	46.3
	構 成 比(%)	8.9	9.4	10.1	10.7	11.3	11.9	12.4	12.9	13.5	13.8	14.0	

○自然動態(出生・死亡)及び社会動態(転入・転出)について、過去30年間の推移をみると、自然動態は平成15(2003)年まで一貫して出生者数が死亡者数を上回る自然増で推移した後、平成16(2004)年以降は死亡者数が出生者数を上回る自然減で推移しています。

○一方、社会動態は平成6(1994)年から平成8(1996)年を除き、いずれの年次も転出者数が転入者数を上回っており、特に平成13(2001)年を境に、概ね200人を超える転出超過の傾向が続いています。この結果、総人口は平成13(2001)年までは堅調な出生者数に支えられ、概ね対前年比プラスの傾向が続いていたものの、その後はマイナスに転じ、近年も下げ止まりの傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

図表 I - 2 - 6 人口動態の推移

出典:十和田市資料「青森県の推計人口に基づく人口動態表」



(4)産業

<農林水産業>

- 広大かつ平坦な農地や夏季でも冷涼な気候などにより、本市は昭和期以降、県内でも有数の農業・畜産業の盛んなまちとして発展を遂げてきました。現在でも全国一の生産量を誇るにんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎ、十和田湖ひめます、十和田湖和牛などの生産が盛んであり、本市の地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っています。
- 一方、農畜産物の輸入や国内の産地間競争の激化による価格低迷など、全国的にも農林水産業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本市においても従事者の高齢化や後継者不足が進み、生産農家の減少傾向に歯止めがかからない状況が続くなど、農林水産業は衰退傾向を余儀なくされています。
- 担い手の育成・確保をはじめとする生産体制の整備、森林や湖・河川などの環境保全や生産基盤の整備などを図ることは、地域経済の活性化や既存の集落機能を維持するうえでも、極めて重要なまちづくりの課題の一つといえます。

<県内有数の生産量を誇る本市の主要産物>



<十和田おいらせミネラル野菜>



<十和田湖ひめます>



<十和田湖和牛>

<観光業>

- 本市は、日本有数の景勝地である十和田湖・奥入瀬溪流・八甲田山系、また、鳶温泉・猿倉温泉・谷地温泉といった温泉群、「日本の道百選」にも選ばれた官庁街通り、十和田市現代美術館、馬事公苑など多彩な観光資源を有し、県内でも有数の観光地となっています。
- 平成22（2010）年に約300万人あった観光入込客数は、平成23（2011）年の東日本大震災により大きく減少し、平成26（2014）年でも約270万人と、震災以前の状況まで回復していないのが現状です。一方、全国的に少子高齢化の進展を背景に、地域経済の活性化に向けて観光振興に力を入れる自治体が増えており、今後さらに観光誘客を巡る都市間競争が激化すると見込まれます。
- 他地域からより多くの人や消費を市内へ引き込み、観光振興はもとより、本市全体の経済の活性化に結び付けるためには、民間事業者との緊密な連携・協力のもと、地元産品を含めた多彩な地域資源を磨き上げ、付加価値を高めるとともに、ターゲットを明確にしたより効果的な観光誘客活動を推進し、十和田ブランドの徹底強化を図る必要があります。



<十和田湖>



<奥入瀬溪流>

<商業・サービス業>

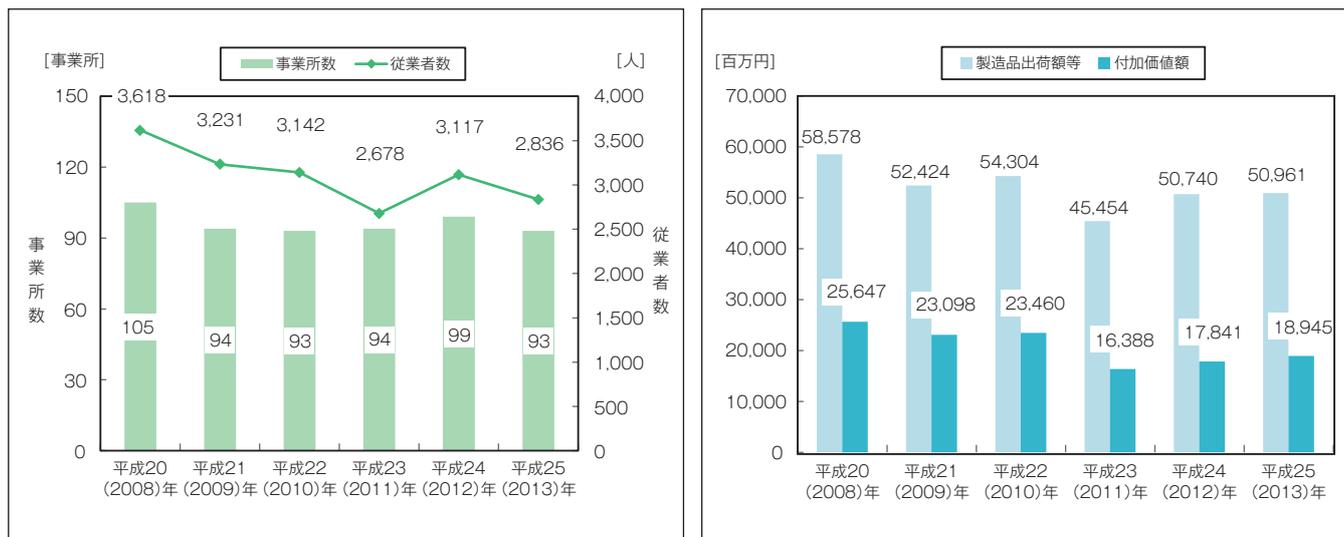
- 全国的な傾向と同様に、本市においても人々の日常生活における自動車利用が進み、日々の買い物の行動範囲が大きく広がるとともに、インターネットの普及などにより、消費者の選択肢が格段に拡大したことなどを背景に、既存の中心商店街は年々衰退傾向にあり、空洞化が顕著となっています。
- 中心商店街は、様々な商品・サービスを提供する商業の場であるとともに、近年は全国的に地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など、様々な地域課題に対応するための受け皿として、その機能の維持・向上を図る必要性が高まっています。
- 地域の熱意や創意工夫のもと、より多くの来街者を中心商店街へと引き込むことで、域内消費の拡大のみならず、地域コミュニティなどの機能向上にも結び付くよう、来街者のニーズや特徴を踏まえた地域密着型の取組に対する支援の強化を図るほか、市民の暮らしの質を高め、様々な地域課題の解決にも資するよう、多種多様なサービス産業の振興に取り組む必要があります。

<工業>

- 平成25(2013)年12月31日現在、本市の工業は事業所数が93事業所、従業者数が2,836人、製造品出荷額等が509億6,100万円であり、平成20(2008)年と比べて事業所数、従業者数、製造品出荷額等ともに10%以上減少しています。また、産業中分類別にみると、食料品製造業が突出しており、市全体の事業所数の約2割、従業者数の約3割、製造品出荷額等の約5割を占めています。
- 本市では、産業の活性化及び雇用機会の創出を図るため、平成24(2012)年度に「十和田市企業立地推進基本方針」を策定し、市内企業の活性化及び企業誘致活動を積極的に推進するとともに、関係機関との連携及び市の支援体制の強化に取り組んでいます。
- 地域経済の活力の維持・増進を図るためには、今後も引き続き、市内に立地する既存企業の市外への流出を防ぐとともに、市内に立地を希望する企業に対する支援に取り組む必要があります。

図表 I-2-7 工業の推移

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
(各年12月31日現在、平成23年は平成24年2月1日現在)



図表 I - 2 - 8 産業中分類別の工業
出典：経済産業省「平成25年工業統計調査」(平成25年12月31日現在)

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等			粗付加価値額	
	実数(事業所)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(百万円)	構成比(%)	1事業所当たり 実数(百万円)	実数(百万円)	構成比(%)
食料品製造業	21	22.6	938	33.1	25,122	49.3	1,196	8,535	45.1
飲料・たばこ・飼料製造業	4	4.3	37	1.3	426	0.8	106	234	1.2
繊維工業	5	5.4	277	9.8	1,107	2.2	221	746	3.9
木材・木製品製造業(家具を除く)	5	5.4	91	3.2	1,655	3.2	331	640	3.4
家具・装備品製造業	2	2.2	11	0.4	X	X	X	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2.2	45	1.6	X	X	X	X	X
印刷・関連業	7	7.5	78	2.8	577	1.1	82	343	1.8
石油製品・石炭製品製造業	3	3.2	15	0.5	1,846	3.6	615	493	2.6
窯業・土石製品製造業	8	8.6	93	3.3	1,367	2.7	170	618	3.3
金属製品製造業	10	10.8	152	5.4	2,712	5.3	271	1,144	6.0
はん用機械器具製造業	4	4.3	38	1.3	356	0.7	89	173	0.9
生産用機械器具製造業	6	6.5	289	10.2	7,097	13.9	1,182	2,372	12.5
電子部品・デバイス・電子回路製造業	9	9.7	520	18.3	7,095	13.9	788	2,562	13.5
電気機械器具製造業	2	2.2	124	4.4	X	X	X	X	X
情報通信機械器具製造業	1	1.1	100	3.5	X	X	X	X	X
輸送用機械器具製造業	1	1.1	14	0.5	X	X	X	X	X
その他の製造業	3	3.2	14	0.5	113	0.2	37	63	0.3
合 計	93	100.0	2,836	100.0	50,961	100.0	547	18,945	100.0

(5) 行財政

- 本市は、歳入の多くを地方交付税などの依存財源⁴に頼っています。平成26(2014)年度の普通会計決算に基づき、歳入の内訳をみると、地方交付税が107億1,800万円(構成比33.7%)で最も多く、次いで市税の67億2,900万円(21.2%)、国庫支出金の44億3,700万円(14.0%)の順であり、依存財源が227億6,700万円で歳入総額の71.6%を占めています。
- 歳出の内訳をみると、扶助費⁵が68億3,900万円(構成比22.5%)で最も多く、次いで補助費等⁶の53億6,900万円(17.6%)、普通建設事業費⁷の38億3,100万円(12.6%)の順となっています。
- 法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減できない経費である義務的経費⁸のうち、扶助費は平成23(2011)年度以降、4年連続対前年度比プラスで推移し、平成26年度は平成22(2010)年度の60億7,300万円から12.6%(7億6,600万円)増加し、歳出総額に占める割合⁹も過去5年間で最も高くなっています。

4: 地方交付税、国庫支出金、県支出金など国や県の意思で交付されたり、割り当てられたりする収入。

5: 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。

6: 主に市が市内の団体などに補助するために交付する経費。

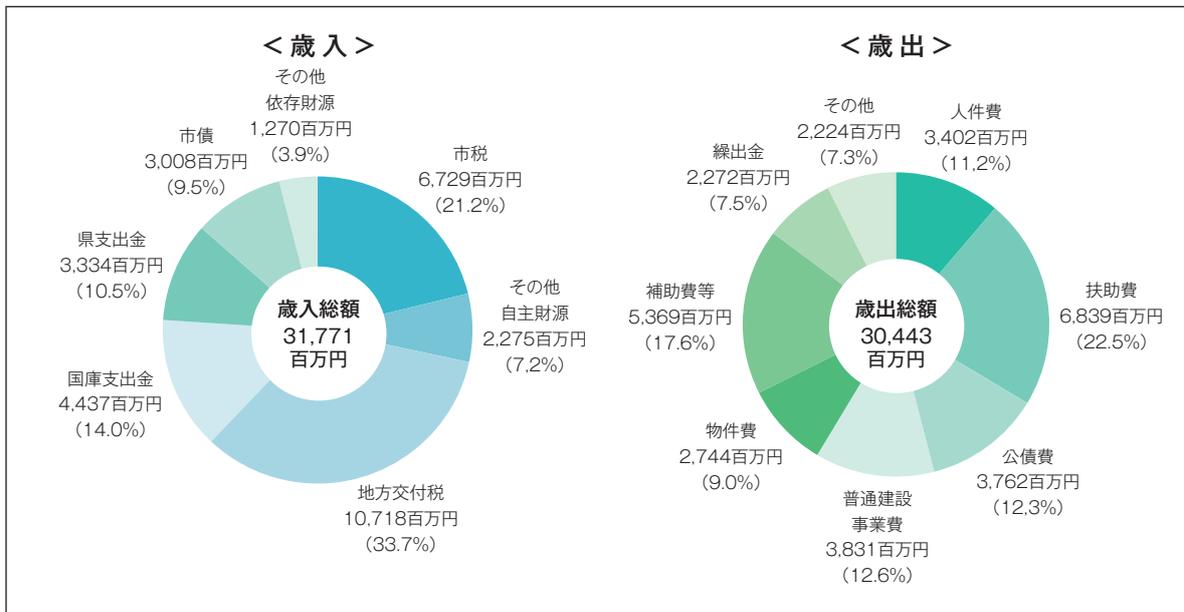
7: 道路、橋梁、学校、庁舎など公共又は公用施設の新増設などの建設事業に要する経費。

8: 人件費や扶助費、公債費など、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減できない経費。

9: この割合が高くなるほど、他の経費に充てる財源が少なくなるため、財政構造が硬直化し、弾力性を失うことになる。

- 少子高齢化の進展に伴う子育て支援・少子化対策や福祉・介護分野における行政サービスの需要の増大、既存の公共施設の老朽化対策など、多様化・高度化する地域課題に対応するため、今後、歳出の増加圧力がより一層高まることが大いに懸念されます。
- 本市が将来にわたり健全な自治体経営を堅持していくためには、団塊の世代が75歳以上に突入し、扶助費の増大が懸念される今後10年から20年先を見据えたなかで、選択と集中のもと、さらに徹底した行財政改革に取り組み、新たな財源の捻出や予算の重点化などを積極的に推進する必要があります。

図表 I - 2 - 9 平成26年度普通会計決算に基づく歳入・歳出の内訳
出典:十和田市資料



3 今後のまちづくりに向けた重点課題

国内の社会経済動向や本市の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた十和田市の確立に向けたまちづくりの重点課題を次のとおり設定します。

【重点課題1】より多くの所得を生み出せる産業競争力の強化

将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止め、地域経済の活力を取り戻し、誇りと自信を持っていつまでも住み続けたいと実感できる十和田市の創造に向け、恵まれた自然環境をはじめとする、先人たちから大切に受け継がれてきた本市ならではの多彩な地域資源を磨き上げ、その付加価値を最大化することによって、市外からより多くの所得を生み出せる産業競争力の強化に結び付ける必要があります。

【重点課題2】次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の強化

より多くの人々が次世代のまちづくりを担う子どもたちを安心して産み育て、本市で子育てをする幸せを深く実感するとともに、子どもたちが将来に向かって、心身ともに健やかな成長を遂げていけるよう、結婚・出産や子育て・子育ちを地域全体でしっかりと支える仕組みの強化を図る必要があります。

【重点課題3】すべての市民が健やかに生き生きと暮らせる環境の充実

すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住民同士の支え合いや地域活動による助け合いを促進し、地域福祉を総合的、計画的に推進する必要があります。また、乳幼児から高齢者に至るまで、いつまでも健やかな毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに合った健康づくりを促進するとともに、今後さらに増加すると予測される高齢者が様々な地域課題の解決を通じ、地域のまちづくりを支える担い手として、いつまでも生き生きと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の拡大を図る必要があります。

【重点課題4】安全・安心で快適な暮らしを支える諸機能の維持・向上

将来的な人口構造の変化や各地域によって異なる市民ニーズなどを十分に踏まえながら、より多くの人から住み続けたいと強く支持される、安全・安心で快適な暮らしをしっかりと支えるため、道路・上下水道などの生活基盤施設や防災・防犯など、ハード・ソフトの両面から日常生活に欠かせない諸機能の維持・向上を図る必要があります。

【重点課題5】持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

将来にわたり持続可能なまちづくりを推進していくことができるよう、より広い分野において、地域経済社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりを積極的に推進するとともに、PDCAサイクルに根ざした、より高い実効力を伴った強固な自治体経営基盤を構築する必要があります。

基本構想編

Ⅱ. まちづくりの目標

- 1 まちの将来都市像
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 まちづくりの基本目標(政策)
- 4 土地利用の方針

Ⅱ まちづくりの目標(基本構想編)

1 まちの将来都市像

わたしたちが暮らす十和田市は、恵まれた自然環境のもと、昭和期以降、県内でも有数の農業・畜産業の盛んなまちとして大きな発展を遂げるとともに、国立公園にも指定されている日本有数の景勝地である十和田湖・奥入瀬溪流・八甲田山系、また、蔦温泉・猿倉温泉・谷地温泉といった温泉群、さらには、近代都市計画のルーツと称され「日本の道百選」にも選ばれた官庁街通りなど、先人たちの開拓精神と市民の誇りとして大切に受け継がれてきた多彩な地域資源を有しています。

一方、近年、わたしたちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、世界にも類を見ないスピードで進展している少子高齢化を背景に、我が国全体が従来のような拡大・成長を基調とする社会から安定・成熟型の社会へと移行してきており、政治・経済から日常生活に至るまで様々な面でこれまで機能していた制度や仕組みが大幅な見直しを迫られるなど、時代の大きな転換期を迎えています。

現在、本市では若い世代を中心に、市外への人口流出に歯止めがかからない状況が続くとともに、基幹産業の一つとして本市の地域経済社会の発展を支えている農業従事者の高齢化・後継者不足や、広域的な地域間競争の激化による観光入込客数の伸び悩みが深刻化するなど、行政の力だけでは解決することが困難な厳しい事態に直面しています。

このような状況のもと、本市が次世代に誇りと自信を持って継承することができる未来への希望に満ちたまちとして、地域経済の発展と地域社会の活力の維持・増進を図るためには、厳しい現実にも目を背けず、本市に住み・働き・学ぶ、市民一人ひとりの総力を結集して、まちの強みの強化と弱みの克服に取り組むことが極めて重要な政策課題となっています。

第2次十和田市総合計画では、先人たちから大切に受け継いできた多彩な地域資源や、このまちに暮らす市民の知恵と力を最大限に活かし、様々な分野においてまちづくりを推進することで、より多くの人々から「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」まちとして強く支持されるよう、本市の将来都市像を次のとおり掲げ、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちあふれた理想の故郷を創造していきます。

<将来都市像>

**～わたしたちが創る～
希望と活力あふれる 十和田**

2 まちづくりの基本理念

第2次十和田市総合計画では、将来都市像の実現に向け、すべての分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として次のとおり掲げます。

【基本理念1】市民一人ひとりが主役のまちづくり

社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます多様化・高度化すると見込まれる地域が抱える様々な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、より広い分野において、行政と市民・民間事業者・地域活動団体などとの連携・協働に根ざした取組をさらに強化することで、市民一人ひとりが主役のまちづくりを推進します。

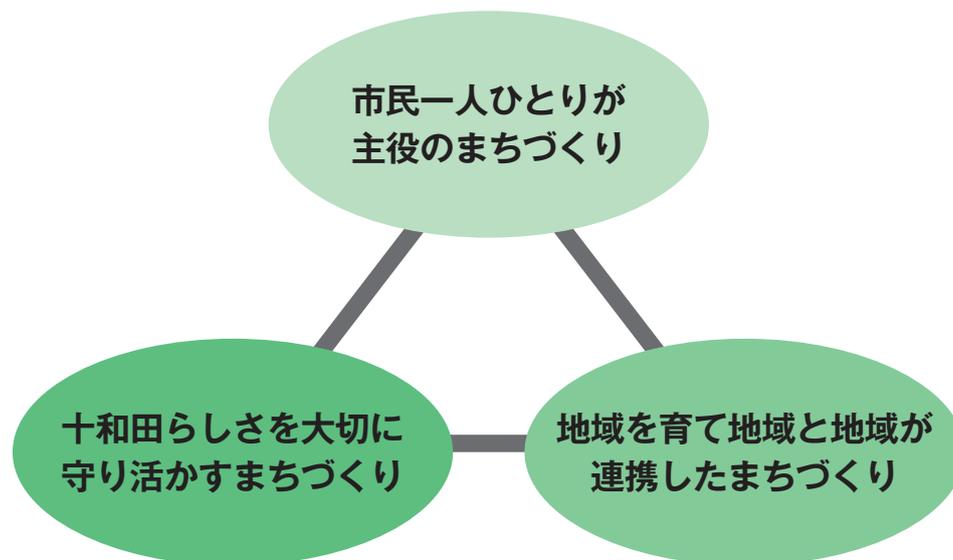
【基本理念2】十和田らしさを大切に守り活かすまちづくり

全国的に人口減少・少子高齢社会が進展するなか、市民一人ひとりが故郷に強い誇りと深い愛着を持つとともに、恵まれた自然環境や多彩な地域資源を活かした新たな雇用の創出を図り、地域への新しいひとの流れをつくる、個性豊かで活力あふれるまちづくりを推進します。

【基本理念3】地域を育て地域と地域が連携したまちづくり

市民一人ひとりが地域コミュニティの大切さについて理解を深め、防災・防犯をはじめ、子育て支援や一人暮らしの高齢者の見守り、環境美化など、様々な場面で互いに助け合い、住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心で快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

図表Ⅱ-2-1 まちづくりの基本理念



3 まちづくりの基本目標(政策)

将来都市像の実現に向け、本市のまちづくりの骨格をなす主たる分野ごとに、今後どのようなまちを目指すのかを「まちづくりの基本目標(政策)」として、次のとおり掲げます。

【目標1】市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち(産業振興)

市内外からより多くの人々や消費を引き込み、自立性の向上を支える活発な経済活動が展開されるよう、豊かな自然の恵みと現代アートの魅力が融合した本市ならではの多彩な地域資源のブランド力を最大限に引き出すとともに、地域経済を支えている多様な主体との連携の中から新たな産業の創出を図ることにより、雇用の創出と足腰の強い産業経済基盤づくりを推進します。

【目標2】地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち(子育て・教育)

次世代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、恵まれた環境のなかで元気に育つことができるよう、地域社会全体で子育て・子育てを温かく見守り、支える環境づくりを推進するとともに、学校教育をはじめとする教育環境の充実を図ります。

さらに、これまでの少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚や出産の希望をかなえる取組として、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制を構築します。

【目標3】すべての市民が健やかに暮らせるまち(健康・福祉)

すべての市民が住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現を目指して、保健・医療・福祉機関との連携のもと、地域で支え合う仕組みづくりに取り組むとともに、いつまでも心身ともに健康で生き生きと自立した毎日を送ることができるよう、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりのライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。

また、高齢者の地域生活を支える体制や、高齢者の豊富な経験・知識などを活かした活躍の場づくり、さらには障がい者の自立と社会参加の支援を推進します。

【目標4】だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち(生涯学習・文化・スポーツ)

だれもが気軽に、楽しく学び、心豊かに充実した毎日を送ることができるよう、学習機会の確保や情報の提供などを通じた自主的・自発的な学習活動の支援を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、体力の向上にも結び付くよう、「市民ひとり1スポーツ」の普及定着を図ります。

また、本市に対する強い誇りと深い愛情の醸成や地域社会の活力の向上に結び付くよう、文化芸術活動への支援や先人たちから大切に受け継いできた貴重な文化財の保護・活用を推進します。

【目標5】地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち(安全・安心)

いつどこで遭遇するか分からない自然災害や犯罪の危険から市民の尊い生命と貴重な財産を守り、より安全で安心な市民生活を確保できるよう、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う地域主体の防災・防犯体制づくりの普及定着を図るとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが地域コミュニティの大切さについて理解を深め、活動に参加できるよう、コミュニティ活動の重要性に対する意識啓発を図るとともに、地域コミュニティの維持・再生に向けた地域主体の取組を支援します。

【目標6】ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち(環境)

日常生活や経済活動における環境への負荷を軽減するとともに、ゆとりと潤いを実感できるまちの実現に向け、地域経済社会を構成する多様な主体が、それぞれの責任と役割に応じながら、良好な自然環境の保全・再生やエネルギー消費量の削減、ごみの適正処理などに取り組むことにより、市全体として環境にやさしいライフスタイルの普及定着を図ります。

【目標7】快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち(都市基盤)

市内外からより多くの人々が集い、暮らし、活動する場の創出や、居住・商業・行政・教育・医療などの多様な都市機能の充実に努め、コンパクトで利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の形成を図ります。

また、将来的な人口減少・人口構造の変化や市全体から見た重要度・緊急度などを十分に踏まえながら、快適な暮らしや活発な経済活動に必要な道路・上下水道・情報通信をはじめとする生活基盤施設及び既存集落の生活環境の整備を計画的に推進します。

【目標8】地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち(自治体経営)

「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の基本的考え方のもとに、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの責任と役割をしっかりと自覚し、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、相互の密接な連携と協力を根ざした協働のまちづくりを推進します。

また、市全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、選択と集中を徹底し、限りある行政経営資源を最適に活用するとともに、行財政改革を推進し、強固な経営基盤の確立を図ります。

4 土地利用の方針

土地は、わたしたちの安全・安心で快適な暮らしを支えるとともに、水と緑に包まれた豊かな自然環境とアートが融合した十和田市らしさを大切に守り育み、まちに活力を生み出す貴重な財産です。

今後、全国的に進展する少子高齢化を背景に、定住・交流人口の確保や企業誘致などの面において、地域間競争が見込まれる中、本市がより一層自立性を高めていくためには、農業をはじめとする産業基盤の強化や地域経済社会を支える中心的な世代である生産年齢人口（15～64歳）の定住化などを通じ、地域経済の発展と地域社会の活力の維持・増進を図ることが極めて重要な課題となっています。

このような認識のもと、第2次十和田市総合計画では、今後のまちづくりにおける土地利用の方針を次のとおり掲げ、活力と賑わいを創出する多様な都市機能と、先人たちから大切に受け継がれてきた恵まれた自然環境や歴史・文化資源がバランスよく調和した秩序ある土地利用を計画的に推進します。



<既存市街地の全景>

【基本方針1】活力とにぎわいを創出する既存市街地の機能向上

都市拠点として、観光客を含めたより多くの人々が訪れ、回遊し、長時間滞在することで、本市全体の地域経済の発展と地域社会の活力の維持・増進にも結びつくよう、既存市街地における土地の高度利用や有効活用を促進し、都市機能の集積を図ります。

【基本方針2】恵まれた自然環境や優れた歴史・文化資源の保護・活用

次世代を担う子どもたちに、地域固有の風土や歴史文化を着実に継承するとともに、より多くの人々が気軽に本市ならではの多彩な地域資源に親しみ、ふれあうことができるよう、水と緑に包まれた豊かな自然環境や優れた歴史・文化資源を大切に守り活かします。

【基本方針3】より安全・安心で快適な暮らしの確保

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの安全・安心で快適な暮らしを支えることができるよう、将来的な人口構造の変化を的確に見極めながら、各地域の実態を踏まえた道路・上下水道・情報通信をはじめとする生活基盤施設の適切な維持管理と計画的な整備を推進します。

基本計画編

Ⅲ. 基本計画の前提(人口の将来展望)

Ⅳ. 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置付け

2 重点プロジェクトの内容

Ⅴ. 分野別計画

1 分野別計画の見方

2 施策の体系

3 分野別計画

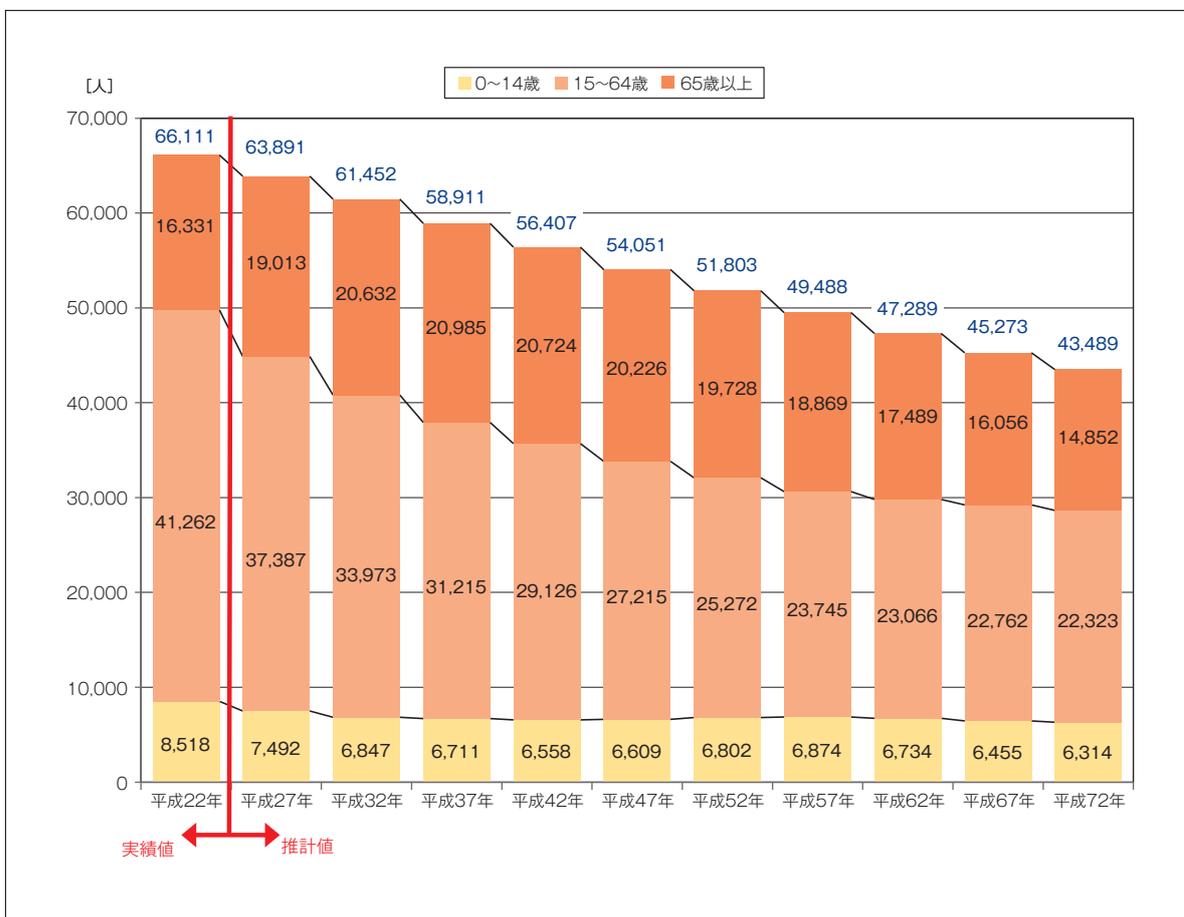
Ⅲ 基本計画の前提(人口の将来展望)

本市の総人口は、平成12(2000)年の69,630人をピークに減少が続いており、このままの状況で推移した場合には、人口減少・少子高齢化がさらに進み、生産年齢人口(15～64歳)の減少による市税の減収や商業機能の衰退、住宅や土地の需要低下による空き地・空き家の増加、住民の高齢化によるコミュニティ機能の低下など、様々な面で地域経済社会の安定・成長を損なう事態を招くことが大いに懸念されます。

このため、本市が将来にわたって持続的な発展を達成できるよう、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策や定住促進、U I J ターン支援などによる移住促進に向けた取組を重層的に積極展開することによって、今後の人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めることを目指します。

図表 I - 1 人口の将来展望

出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(平成28年2月)



IV 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置付け

「重点プロジェクト」とは、選択と集中のもと、基本構想に掲げた本市の将来都市像「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」の実現に向け、限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に活用し、各基本目標に対し横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を表します。

図表Ⅱ-1-1 重点プロジェクトの構成

重点プロジェクト	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5	基本目標 6	基本目標 7	基本目標 8
	産業振興	子育て・教育	健康・福祉	生涯学習・文化・スポーツ	安全・安心	環境	都市基盤	自治体経営
① より多くの所得を生み出せる 産業競争力の強化	○				○		○	
② 次世代のまちづくりを担う 子どもたちへの支援の強化		○	○	○				
③ すべての市民が健やかに 生き生きと暮らせる環境の充実			○	○	○			
④ 安全・安心で快適な暮らしを支える 諸機能の維持・向上					○	○	○	
⑤ 持続可能なまちづくりを支える 強固な自治体経営の確立							○	○

2 重点プロジェクトの内容

① より多くの所得を生み出せる産業競争力の強化

本市の地域経済を支える重要な役割を担っている農林水産業¹⁰や観光などの地場産業について、関係機関との連携・協力のもと、その魅力と可能性を最大限に引き出します。さらに、市内で起業・創業しようとする方への支援の強化や中心市街地の再生などにより産業振興を推進することで、市外からより多くの人々や消費を引き込み、将来にわたって足腰の強い地域経済基盤を確立し、次世代を担う若者たちの雇用機会の拡大を図ります。

- ◆にんにく・ながいも・ごぼう・ねぎの主要4野菜や十和田湖ひめます、十和田湖和牛などのブランドイメージを保全強化するとともに、産地間競争力を高め、販売拡大を図ります。
- ◆「国立公園満喫プロジェクト」に選定された十和田八幡平国立公園を中心に、アクセスルートの設定やユニバーサルデザイン¹¹に配慮した環境整備に努め、国立公園のブランド化を推進します。
- ◆多様な主体の意識啓発を図りながら、中心的役割を担うDMO¹²を設立することにより、経営の視点に立った観光地づくりを推進します。
- ◆起業への意欲や豊かな経験、アイデアを持った方による、コミュニティビジネス¹³などの創出支援に取り組みます。

② 次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の強化

子どもを産み育てたいと願うすべての人たちが、地域のなかで安心して子どもを産み、希望と喜びを実感しながら子育てに励むことができるよう、きめ細かな支援を推進するとともに、次世代のまちづくりを担う子どもたちの確かな学力と豊かな心を十分に育むことができるよう、教育の質の向上を図ります。

- ◆保育料の軽減や医療費の助成などを通じ、子育て世帯や妊娠を希望する夫婦を支援します。
- ◆児童・生徒一人ひとりが、「楽しい」、「分かる」、「できる」と実感する授業を実現します。
- ◆学校や地域、各種団体との連携・協力のもと、子どもたちが多くの人たちとの交流のなかで、豊かな人間性を身に付けることを目的とした学習機会の充実を図ります。

10: 本計画では畜産業を含めた第1次産業の総称として、「農林水産業」という表現を用いる。

11: 文化・言語・国籍の違い、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

12: 「Destination Management Organization」の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な主体と協同し、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための調整機能を備えた法人。

13: 地域が抱える課題について、地域資源を活かしたビジネスの手法で解決しようとする事業。

③すべての市民が健やかに生き生きと暮らせる環境の充実

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも自立して生き生きと自分らしく暮らすことができるよう、市民一人ひとりの力（自助）と住民同士が共に支え合う力（共助）の向上を図るとともに、公的なサービス（公助）のより効果的・効率的な提供を推進します。また、市民一人ひとりがライフステージに応じた学習・スポーツに親しめる機会の充実を図ります。

- ◆健康教育の推進を通じて、生活習慣病の予防及び健康に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ◆高齢者がいつまでも自立した暮らしを続けることができるよう、介護予防事業を推進します。
- ◆市民が主体となった地域福祉の推進と福祉意識の醸成を図ります。
- ◆生涯学習の推進とスポーツに親しむ環境の整備により、市民の主体的な学習活動を支援します。

④安全・安心で快適な暮らしを支える諸機能の維持・向上

だれもがより安全・安心で快適に暮らせるまちの確立に向け、災害に強い都市基盤の計画的な整備と地域防災力を強化するとともに、効果的・効率的な道路網の整備を図ります。また、地域コミュニティ機能の活性化や移住・定住希望者への支援体制を強化します。

- ◆消火活動に支障のある道路の解消、避難所指定の公共施設や上下水道などの耐震化、消火栓の整備を推進します。
- ◆主要幹線道路の計画的整備を推進します。
- ◆地域社会における住民自治の充実への取組を支援します。
- ◆積極的な情報発信や相談対応に取り組み、移住・定住希望者及び出会い・結婚を希望する若者世代への支援体制を強化します。

⑤持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

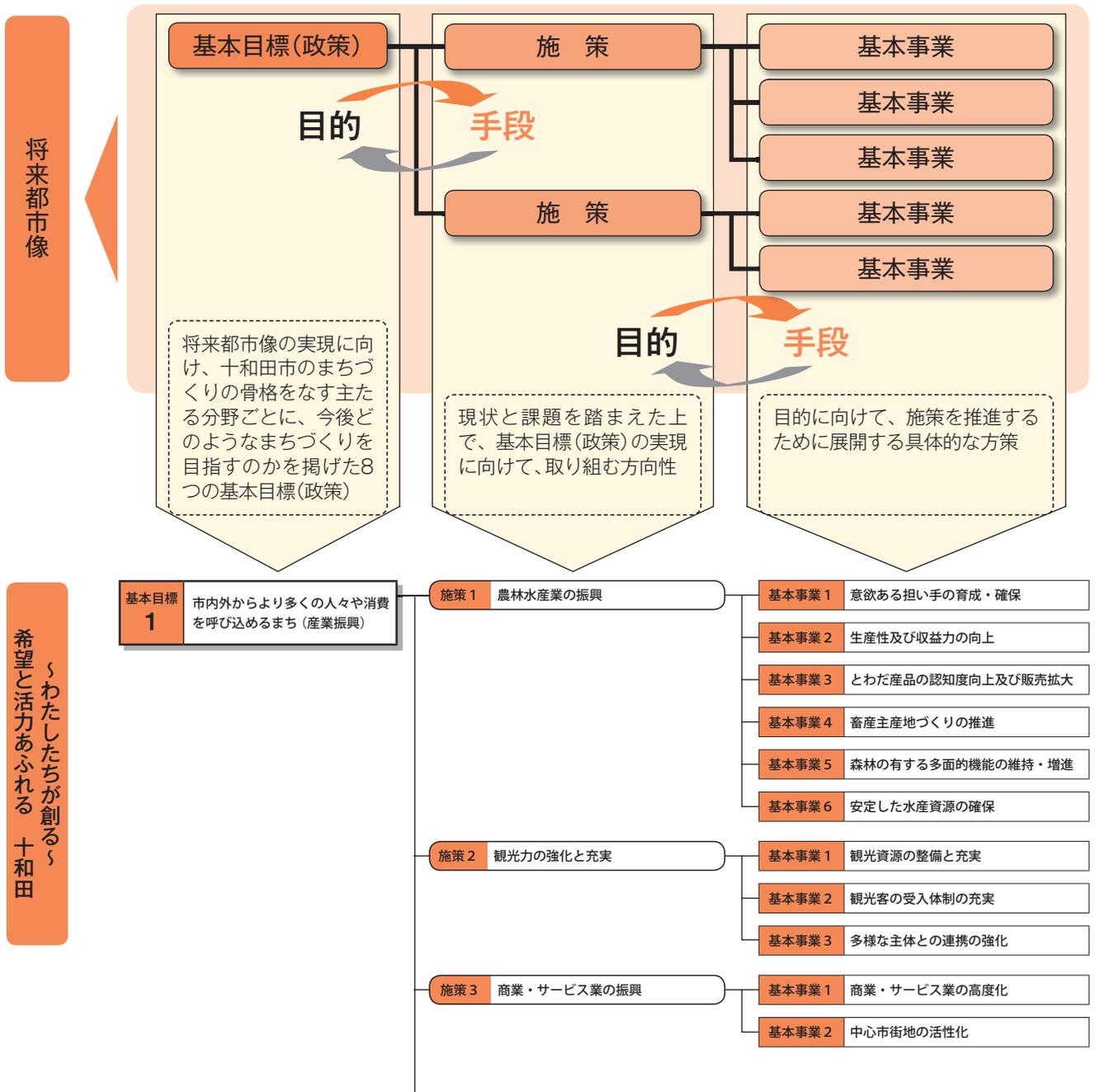
将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図ることができるよう、産業や生活の基盤となる公共施設などについて、長期的な視点を持って、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを推進します。

- ◆市全体からみた緊急性・必要性などを総合的に勘案したうえで、今後の建替え、大規模改修、修繕、更新などの優先順位を明らかにし、計画的な整備に取り組みます。
- ◆公共施設の建替えや大規模改修などを行う場合には、統廃合や施設規模の縮小、施設の複合化、多機能化を図り、施設規模の適正化と、より効率的な利活用に取り組みます。

V 分野別計画

1 分野別計画の見方

分野別計画では、基本構想に掲げた8つのまちづくりの「基本目標(政策)」について、それぞれを実現するための取組の方向性として「施策」を定めています。さらに、「施策」を推進するために展開する具体的な方策である「基本事業」を整理しています。



基本目標 1 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち(産業振興)

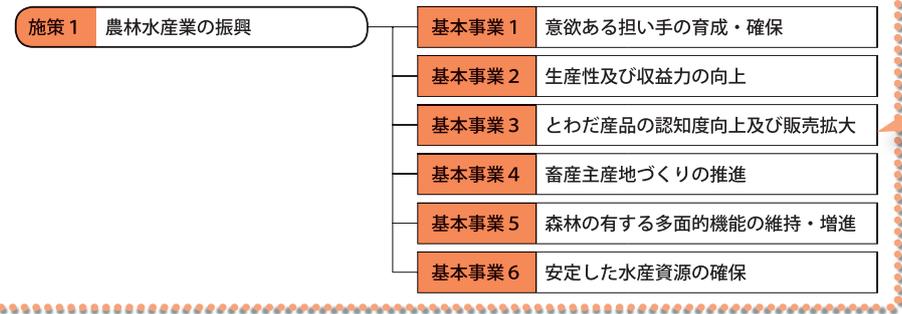
施策 1 農林水産業の振興

【施策の目的】
農林水産業の魅力と可能性を最大限に引き出し、農業所得の向上を図ります。

【現状と課題】

- 本市の農業は、地域の特性を活かし、米、野菜及び畜産を組み合わせた複合経営が特徴であり、地域経済を支える重要な基幹産業と位置付けられています。特に、野菜の市場評価が高く、にんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎなどは全国的に高い評価を受けています。
- 一方で、輸入農産物の増加などによる生産価格の低迷、産地間競争の激化に加え、農業従事者の高齢化、後継者不足及び耕作放棄地の増加など、農業や農村を取り巻く状況は深刻な局面を迎えています。
- より多くの人々が本市の農業にふれる機会を創出し、新規就農者の育成・確保や農地の保全管理に努めることにより、農業の持続的な発展を推進する必要があります。
- 農業従事者や農業関係団体・北里大学などの教育研究機関との連携のもと、農地の集約化、集落営農の組織化・法人化の推進、ICT[※]を活用した先端技術の導入による生産効率の向上を図るとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産・出荷をより積極的に推進する必要があります。
- 地域全体での戦略的なプロモーションにより、販売方法の多様化や流通ルートの拡大を図り、生産から販売までを一貫してサポートできる仕組みづくりの推進と、とわだ製品のブランド力の強化及び定着化を図る必要があります。
- 主伐期を迎える人工林の計画的な伐採・植林などの推進及び地元産材の有効活用を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



①**施策の目的**
何のために施策を実施するのかという目的を記載しています。

②**現状と課題**
施策に関わる本市の現状と課題を整理しています。

③**基本事業の体系**
目的に向けて、施策を推進するために展開する具体的な方策を示しています。

基本事業 1 意欲ある担い手の育成・確保

【目的】
農業従事者の減少に歯止めをかけ、将来にわたって本市の農業を支える高い意欲を持った担い手の育成・確保と農業経営基盤の強化を図ります。

【手段】

- ◆集落を単位として、農業経営の省力化と効率化を図るため、農業生産を共同で取り組む、集落営農の組織化・法人化を支援します。
- ◆青年就農給付金[※]を活用し、新規就農者の経営の安定化を図るとともに、市外からの新規就農者の移住・定住を促進するため、農村における空き家の有効活用など、定住初期の就農を支援します。
- ◆後継者対策の一環として、異性との出会いの場を提供する婚活支援に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
集落営農組織の法人化数	9 法人	15 法人
青年新規就農者数	26 人	44 人

資料：農林水産省「農業経営力向上支援事業」及び「青年就農給付金事業」実績

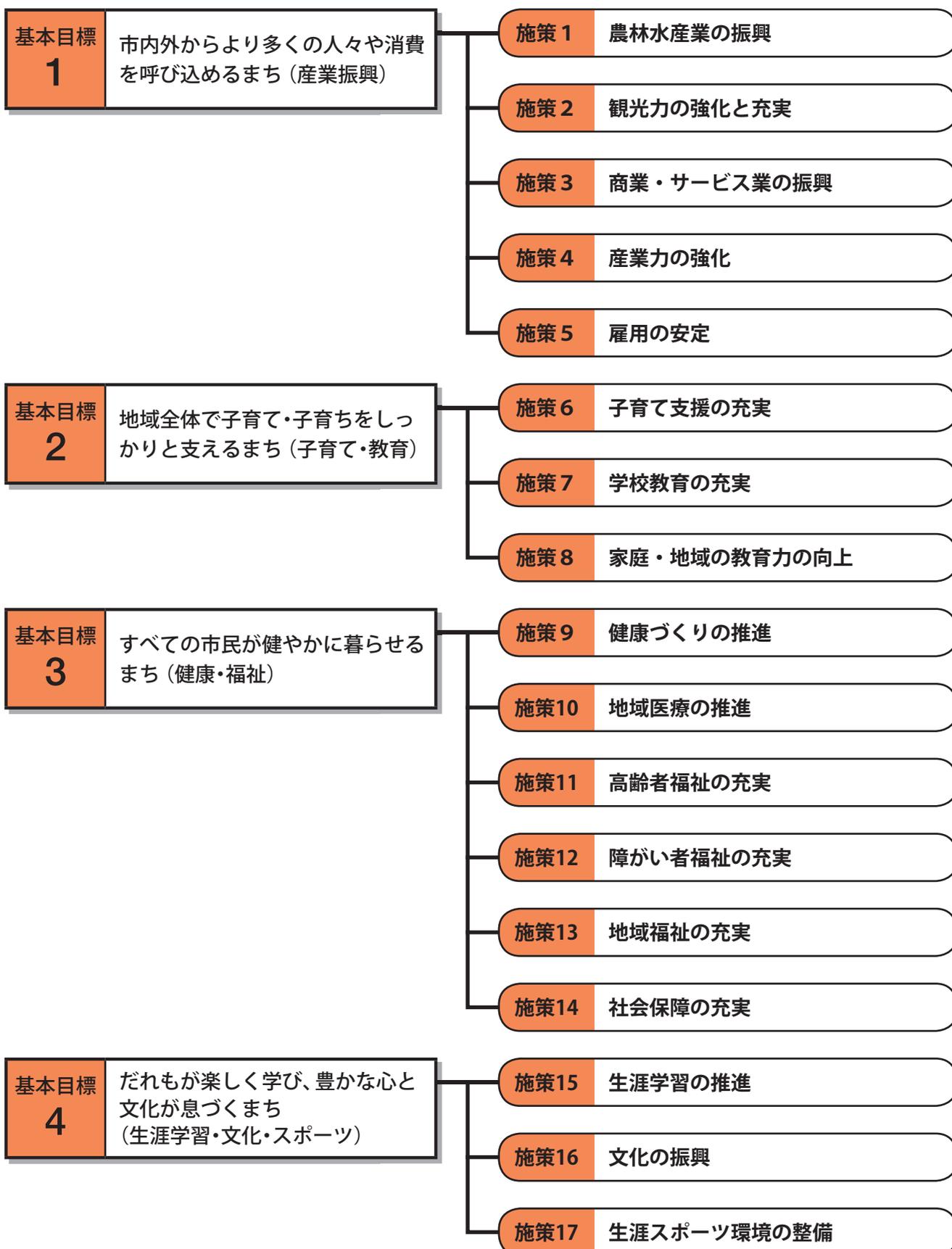
④**基本事業の目的**
基本事業の目的を記載しています。

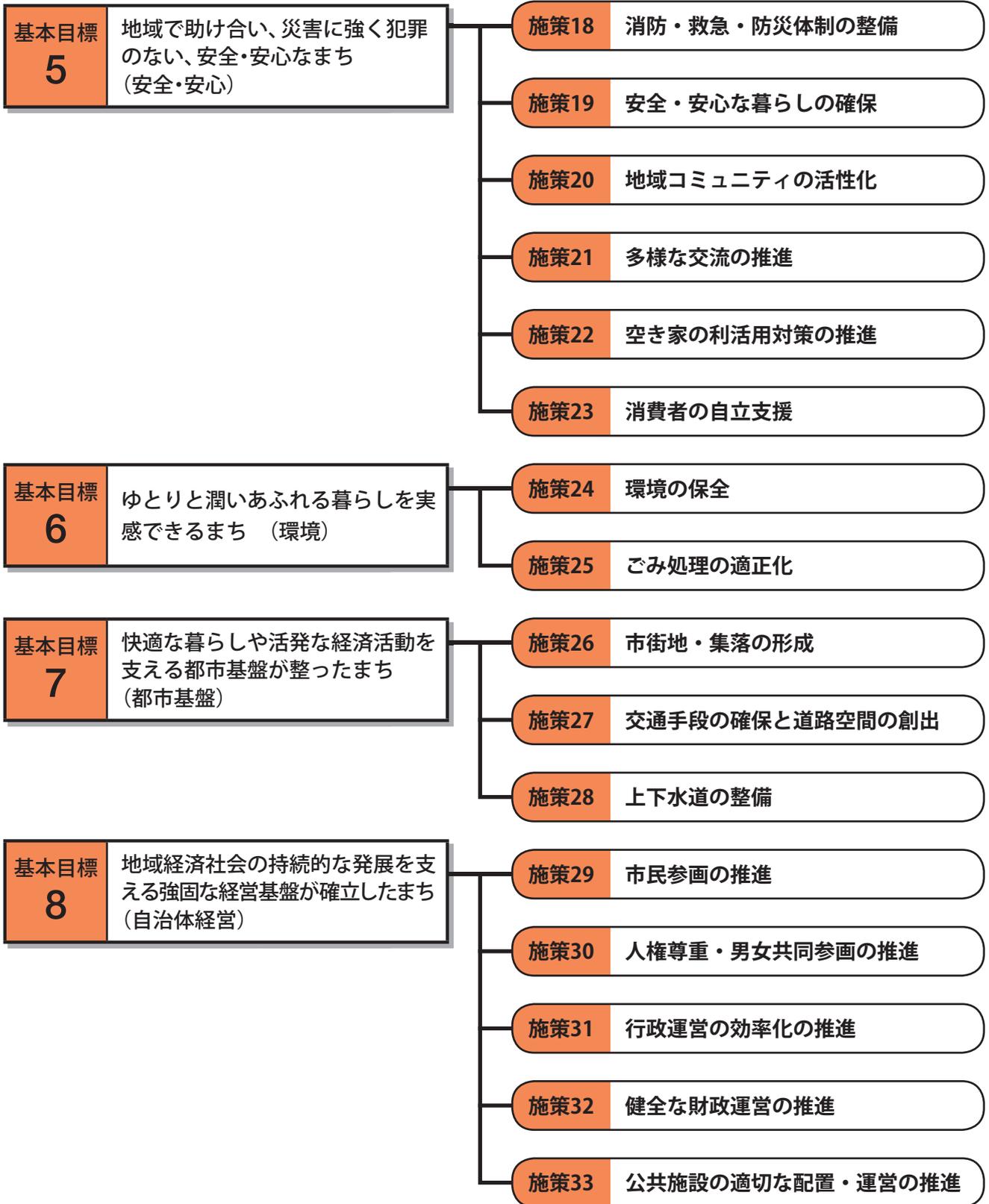
⑤**基本事業の手段**
目的に向け、課題の解決に取り組む具体的な手段を記載しています。

⑥**注目指標**
基本事業の取組動向を把握するために参考となる指標を定めています。
※この指標をもって、基本事業の達成度を測るものではありません
※H33年度の数値は、市が独自に設定したものです

2 施策の体系

基本構想に掲げた8つのまちづくりの基本目標（政策）それぞれに位置付けられる施策の体系は、次に掲げるとおりです。





3 分野別計画

基本目標

1

市内外からより多くの人々や

消費を呼び込めるまち(産業振興)

施策 1

農林水産業の振興

【施策の目的】

農林水産業の魅力と可能性を最大限に引き出し、農業所得の向上を図ります。

【現状と課題】

- 本市の農業は、地域の特性を活かし、米、野菜及び畜産を組み合わせた複合経営が特徴であり、地域経済を支える重要な基幹産業と位置付けられています。特に、野菜の市場評価が高く、にんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎなどは全国的に高い評価を受けています。
- 一方で、輸入農産物の増加などによる生産価格の低迷、産地間競争の激化に加え、農業従事者の高齢化、後継者不足及び耕作放棄地の増加など、農業や農村を取り巻く状況は深刻な局面を迎えています。
- より多くの人々が本市の農業にふれる機会を創出し、新規就農者の育成・確保や農地の保全管理に努めることにより、農業の持続的な発展を推進する必要があります。
- 農業従事者や農業関係団体・北里大学などの教育研究機関との連携のもと、農地の集約化、集落営農の組織化・法人化の推進、ICT¹⁴を活用した先端技術の導入による生産効率の向上を図るとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産・出荷をより積極的に推進する必要があります。
- 地域全体での戦略的なプロモーションにより、販売方法の多様化や流通ルートの拡大を図り、生産から販売までを一貫してサポートできる仕組みづくりの推進と、とわだ製品のブランド力の強化及び定着化を図る必要があります。
- 主伐期を迎える人工林の計画的な伐採・植林などの推進及び地元産材の有効活用を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策 1 農林水産業の振興

基本事業 1 意欲ある担い手の育成・確保

基本事業 2 生産性及び収益力の向上

基本事業 3 とわだ製品の認知度向上及び販売拡大

基本事業 4 畜産主産地づくりの推進

基本事業 5 森林の有する多面的機能の維持・増進

基本事業 6 安定した水産資源の確保

14:「Information and Communication Technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。

基本事業 1

意欲ある担い手の育成・確保

【目的】

農業従事者の減少に歯止めをかけ、将来にわたって本市の農業を支える高い意欲を持った担い手の育成・確保と農業経営基盤の強化を図ります。

【手段】

- ◆集落を単位として、農業経営の省力化と効率化を図るため、農業生産を共同で取り組む、集落営農の組織化・法人化を支援します。
- ◆青年就農給付金¹⁵を活用し、新規就農者の経営の安定化を図るとともに、市外からの新規就農者の移住・定住を促進するため、農村における空き家の有効活用など、定住初期の就農を支援します。
- ◆後継者対策の一環として、異性との出会いの場を提供する婚活支援に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
集落営農組織の法人化数	9 法人	15 法人
青年新規就農者数	26 人	44 人

資料：農林水産省「農業経営力向上支援事業」及び「青年就農給付金事業」実績

基本事業 2

生産性及び収益力の向上

【目的】

輸入農産物の増加や国内の産地間競争に対応できる足腰の強い産地づくりを推進します。

【手段】

- ◆農業経営の安定化に向け、農地中間管理機構¹⁶を利用し、次世代を担う意欲ある担い手¹⁷への農地の集約化を図ります。
- ◆消費者ニーズに即した農産物を供給するとともに、生産性の向上及び生産コストの縮減を図ります。
- ◆土壌診断の結果などを有効活用し、安全・安心で高品質な農産物の生産技術の普及・定着とブランド力の強化を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
担い手が経営する農地面積の割合	59.7%	75.0%

資料：青森県「市町村毎の人と農地の状況」

15：青年（就農予定時の年齢が45歳未満の方）の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保するための給付金を給付する制度。

16：農地を貸したいという農家（出し手）から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ、農地利用の集積・集約化を進めるため、農地の中間的な受け皿となる組織。

17：農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の市町村認定を受けた認定農業者、特定農業団体、集落営農など。

基本事業 3

とわだ産品の認知度向上及び販売拡大

【目的】

本市の農林水産物の品質の良さを広く知ってもらうとともに、より多くの消費者から高く評価される産地づくりを推進します。

【手段】

- ◆とわだ産品の付加価値を高め、事業者がより高い収益を得られるよう、農林水産業及び商工業が結び付いた6次産業化による商品の開発・製造・販売を支援します。
- ◆にんにく・ながいも・ごぼう・ねぎの主要4野菜や十和田湖ひめます、十和田湖和牛などのブランドイメージを保全強化するとともに、産地間競争力を高め、販売拡大を図ります。
- ◆多様な広報媒体や手段を活用し、市内外に対するとわだ産品の情報発信及びPR活動の強化を図ります。
- ◆学校給食センターや農業関係団体との連携・協力のもと、学校給食への地元食材の活用を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
農産物販売額	22億円	37億円

資料:「十和田地方卸売市場」及び「(株)産直とわだ」における販売実績

基本事業 4

畜産主産地づくりの推進

【目的】

県内一の生産量を誇る肉用牛や豚を中心とした総合的な畜産振興を図り、畜産主産地づくりを推進します。

【手段】

- ◆優良な血統を受け継ぐ繁殖雌牛の確保や地元保留を促進するほか、肥育を含めた地域一貫生産を推進します。
- ◆畜産経営の大規模化や、飼料の安定確保などの取組により、経営の効率化と安定化を支援します。
- ◆畜産農家、流通・加工業者、農業関係団体などとの連携・協力のもと、地域ぐるみで畜産の収益性の向上を目指す畜産クラスター事業の推進を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
繁殖雌牛の飼養頭数	3,030頭	3,120頭

資料:「十和田市の畜産」

基本事業5

森林の有する多面的機能の維持・増進

【目的】

地球温暖化の緩和、土砂災害の防止及び水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持・増進に努めます。

【手段】

- ◆森林組合や林業者と連携し、地元産材の利用を促進するとともに、木材を活用した企業の掘り起こしや担い手の確保などの取組により林業の活性化を図ります。
- ◆計画的な伐採・植林や除間伐の促進を通じて森林環境の整備に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市有林の整備面積	5.6%/年	10.0%/年

基本事業6

安定した水産資源の確保

【目的】

十和田湖や奥入瀬川水系における内水面漁業¹⁸の持続的かつ健全な発展に資するよう、水産資源の安定確保を図ります。

【手段】

- ◆漁業協同組合が実施するヒメマスやヤマメなどのふ化・放流事業を支援します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
十和田湖ひめまスの漁獲量	16 t / 年	16 t / 年
奥入瀬川水系への種苗放流数	22.5万尾/年	22.5万尾/年

資料：十和田湖増殖漁業協同組合「集荷別取扱重量」及び奥入瀬川漁業協同組合育苗放流実績

18:河川、湖沼などの内水面で行われる漁業及び養殖業のこと。

施策2

観光力の強化と充実

【施策の目的】

本市が有する多彩な地域資源を活かした観光振興を積極的に推進するとともに、その担い手となる人材の育成・強化に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

【現状と課題】

- 本市には、十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然環境をはじめ、日本の道百選に選ばれた官庁街通りや十和田市現代美術館、ご当地グルメの十和田バラ焼きといった多彩な地域資源があります。
- 地域資源を活かすとともに、多様化する国内旅行者のニーズを踏まえ、ターゲットとする観光客を明確にしたうえで、その特性に応じた観光メニューの開発・提供を推進するほか、地域ぐるみでのおもてなしを通じて観光客の満足度を高めるなど、様々な面からリピーターを増やすための取組をさらに強化する必要があります。
- 今後さらに増加すると見込まれる外国人観光客が快適に市内観光を楽しむことができるよう、観光地などにおける案内表示の多言語化や情報通信環境の整備などによる受入体制の強化に取り組む必要があります。
- 観光関連事業者や関係団体、市民などとの連携を強化し、地域主体の観光振興や観光地づくりを担う人材の育成・強化を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策2 観光力の強化と充実

基本事業1 観光資源の整備と充実

基本事業2 観光客の受入体制の充実

基本事業3 多様な主体との連携の強化

基本事業1

観光資源の整備と充実

【目的】

多彩な観光資源の付加価値向上に努めながら、これらを複合的に活用することで、滞在時間の延長や観光消費の拡大に結び付けます。

【手段】

- ◆既存の観光施設の整備と、新たな観光資源の発掘・活用により、集客力の向上を図ります。
- ◆モニターツアーなどを活用した観光需要のきめ細かな把握に取り組み、これに対応した新たな観光商品・メニューの開発及びその販売ルートの確保を図ります。
- ◆官庁街通り全体を美術館に見立てて展開する「アーツ・トワダ」の取組を、観光資源としてより効果的に活用するため、十和田市現代美術館を含め、来訪者が優れた芸術・文化作品に気軽に親しめる空間づくりを推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市内の観光入込客数	2,897,345人 (H27年)	3,000,000人
年間宿泊施設利用者数	275,190人	310,000人

資料:「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」、「宿泊施設利用者数調査」

基本事業 2	観光客の受入体制の充実
--------	-------------

【目的】

外国人観光客を含めたより多くの来訪者から、何度も訪れたいと強く支持される観光地を目指し、ハード・ソフトの両面から、おもてなしあふれる受入体制を構築します。

【手段】

- ◆市民をはじめとする多様な主体との連携・協力により、地域ぐるみで観光客を温かく迎え入れる体制の強化を図ります。
- ◆マーケティング調査の実施などを通じ、年齢層や趣味・嗜好によって異なる観光客のニーズに即した魅力ある観光サービスの充実を図ります。
- ◆「国立公園満喫プロジェクト」に選定された十和田八幡平国立公園を中心に、アクセスルートの設定やユニバーサルデザイン¹⁹に配慮した環境整備に努め、国立公園のブランド化を推進します。また、外国人観光客に対応できる人材育成や海外メディア・旅行会社へのPR活動などインバウンド対策の強化を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
観光ガイド数	104人	115人
宿泊施設を利用した外国人	17,497人／年	30,000人／年

資料:「観光ガイド団体所属者数調査」、「宿泊施設利用者数調査」

19:文化・言語・国籍の違い、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

【目的】

地域が主体となって、市外からより多くの来訪者と消費を引き込めるよう、観光地としての地域経営を担う組織体制の強化を図ります。

【手段】

◆多様な主体の意識啓発を図りながら、中心的役割を担うDMO²⁰を設立することにより、経営の視点に立った観光地づくりを推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
「(仮称)DMOとわだ」の設立における観光庁登録	—	登録

20:「Destination Management Organization」の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な主体と協同し、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための調整機能を備えた法人。

施策3

商業・サービス業の振興

【施策の目的】

中小企業及び個人事業主などへの支援や中心市街地の活性化により、地域経済活力の維持・増進を図ります。

【現状と課題】

- 本市は、県内他市に比べ大型小売店が集積しており、地域の購買力をどれだけ吸引できるかを示す小売吸引力指数²¹は、平成26年7月1日現在で1.15と、市外からも多数の買い物客を引き付ける力を有しています。一方で、空き店舗の増加や消費者ニーズの多様化などにより、既存の商店街ではかつての賑わいが薄れています。
- 地域経済活力の維持・増進を図るため、地域のやる気と創意工夫のもと、魅力ある個店や時間消費型のサービス業の集積などを促し、より多くの来街者を引き込むことで、域内消費の拡大と賑わいの創出を図る必要があります。
- 今後、増加が見込まれる高齢者をはじめとする市民の身近な買い物の場やコミュニティ活動などの拠点として、商店街の維持・再生に取り組む重要性が増しています。

【基本事業の体系及び内容】

施策3 商業・サービス業の振興

基本事業1 商業・サービス業の高度化

基本事業2 中心市街地の活性化

基本事業1 商業・サービス業の高度化

【目的】

消費者ニーズの多様化やインターネットなどによる商取引の多様化など環境の変化に即した、商業・サービス業の振興を図ります。

【手段】

- ◆全国的に急速に規模が拡大し、発展を続けている電子商取引（Eコマース）市場において、インターネットを活用し、商品・サービスの売上及び販路の拡大を目指す事業者への支援に取り組みます。
- ◆起業への意欲や豊かな経験、アイデアを持った方による、コミュニティビジネス²²などの創出支援に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
小売業年間販売額	68,639百万円 (H26年度)	68,639百万円

資料：経済産業省「商業統計」

21：各市の人口一人あたりの小売販売額を県の一人あたりの小売販売額で除したもので、地域が買物客を引き付ける力を表す指標。指数が1.00以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1.00未満の場合は外部に流出していると見ることができる。

22：地域が抱える課題について、地域資源を活かしたビジネスの手法で解決しようとする事業。

【目的】

中心市街地への来街者を増やし賑わいを創出するとともに、人口減少・少子高齢社会の到来を踏まえつつ、多くの人たちにとって暮らしやすく、過ごしやすい利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の再生を図ります。

【手段】

- ◆民間による商業施設などの開発を支援することで、商業機能の集積を推進するとともに、空き家や空き地などの既存ストックも有効活用し、中心市街地への居住を誘導します。
- ◆十和田市現代美術館をはじめとするアートの活用や市民交流プラザなどにおけるコミュニティ活動の強化により、都市空間の魅力の向上と、商店街における人と人の交流を活性化します。
- ◆十和田湖などの観光地や、教育機関、医療機関などとのアクセスを強化するなど、生活路線としても利用されている公共交通体系を再編し、中心市街地のハブ²³機能を高めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
中心市街地における歩行者・自転車交通量	3,027人	3,216人
中心市街地の居住人口	2,461人	2,461人

資料：中心市街地活性化協議会「通行量調査」、「住民基本台帳」（9月末現在）

23:人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。

施策 4

産業力の強化

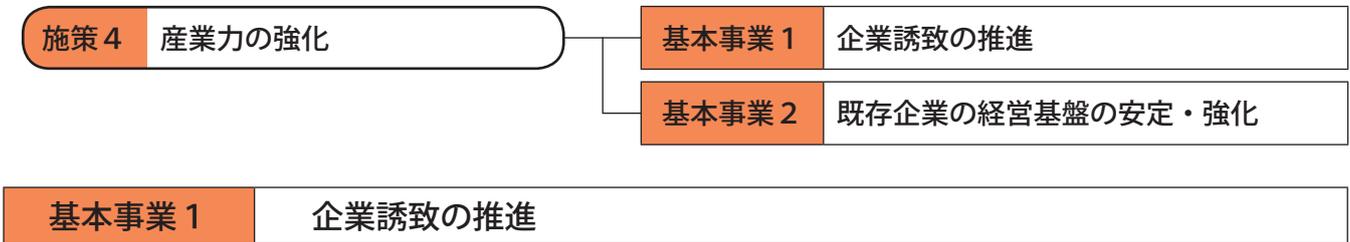
【施策の目的】

戦略的な企業立地支援の展開により、地域経済活力の維持・増進と雇用機会の拡大を図ります。

【現状と課題】

- 本市の工業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも食料品製造業の占める割合が最も高くなっており、特に従業者数は製造業全体の約3分の1、製造品出荷額等は同じく約2分の1を占めています。
- 既存企業や大学などの教育・研究機関、金融機関との連携体制を強化するとともに、本市の立地環境と調和した企業の誘致活動を積極的に推進するなど、経済動向や企業ニーズを踏まえた足腰の強い産業構造の構築を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



【目的】

本市の特徴や魅力に適した企業の誘致を推進することにより、市経済の拡大を図ります。

【手段】

- ◆青森県企業誘致推進協議会などとの連携により、主要都市で開催される産業立地フェアに参加するとともに、十和田市企業誘致支援大使²⁴からの情報収集などを通じた企業誘致活動を推進します。
- ◆企業立地支援施策の周知徹底及び利用促進と、支援内容の見直しなどにより、企業ニーズを踏まえた立地環境の向上に取り組めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
企業誘致件数	1 件/年	1 件/年

資料:「十和田市企業立地奨励条例」適用実績

24:本市出身者などの人的ネットワークを通じ、本市の企業誘致に関する情報を発信し、企業誘致に関する情報提供及び助言を得るために設置。

【目的】

既存企業の技術の高度化や経営基盤の安定・強化を図るとともに、市外への流出による産業の空洞化を防止します。

【手段】

- ◆産学官金の連携を強化することで、新たな分野への進出や地域資源を活用した事業展開を支援するとともに、各種融資制度の充実及び利用促進に取り組みます。
- ◆企業ニーズに総合的に対応するための体制づくりや支援施策の充実に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
年間製造品出荷額	55,902百万円 (H26年度)	55,902百万円

資料:経済産業省「工業統計調査」



株式会社東京組 工場立地基本協定調印式

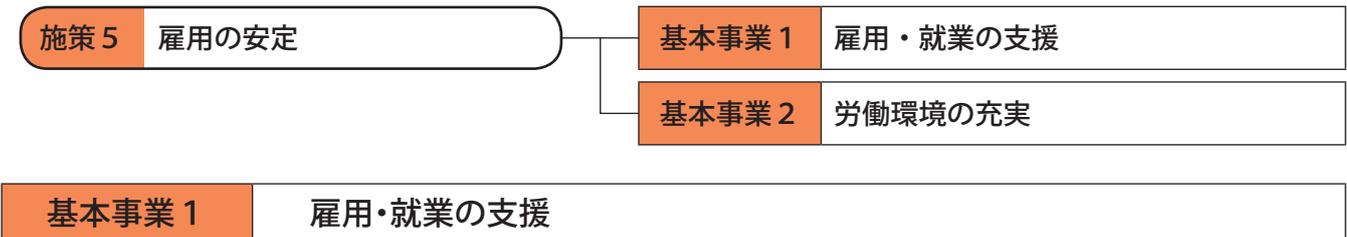
【施策の目的】

自らの能力を十分に発揮し、安心して働くことのできる環境づくりを支援します。

【現状と課題】

- 近年、全国的に緩やかな景気回復を受けて雇用情勢の改善が進み、本市における有効求人倍率も回復傾向にあります。少子高齢化が進むなか、若者から高齢者までのあらゆる年代が、地域経済活力の維持・増進を支える担い手として自らの能力を十分発揮できるよう、関係機関との連携・協力のもと、それぞれのライフスタイルなどに応じ、地域社会での活躍の場を見出すことができる働き方の実現を適切に支援することが求められています。
- 産業の振興などを通じ、地域経済の活力の維持・増進を図ることによって、市内における雇用機会の確保・拡大に努めるとともに、次世代のまちづくりを担う若者の職業的自立に必要な知識・技能の習得機会の充実を図るなど、就労促進や働きやすい環境づくりを支援することで、市内の企業への就職や定住化に結びつけることが重要です。
- より安定した雇用の創出を図るため、全国的に増加傾向にある有期契約労働者やパートタイム労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の正規雇用化や処遇改善などを支援していく必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



【目的】

より多くの人々が自らの希望や能力を活かし、安定して働くことができるよう、雇用の創出と就業支援の充実を図ります。

【手段】

- ◆三沢公共職業安定所十和田出張所などの関係機関と連携・協力し、求人情報の迅速な提供に努めるとともに、非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換を促進します。
- ◆職業能力開発の場の設置や各種セミナーの開催、UIJターンによる就職支援に取り組み、若年者などの人材育成及び女性や高齢者の就業を支援します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市内の従業者数	29,384人 (H26年)	29,384人
有効求人倍率(対全国比)	83.7	100.0

資料：総務省統計局「経済センサス」、厚生労働省「職業安定業務統計」

【目的】

勤労者が安心して快適に働くとともに、健康でゆとりある生活を実現できるよう、労働環境の改善や福利厚生の実施を図ります。

【手段】

- ◆働きやすい労働環境の整備を図るため、育児休暇や介護休暇などの各種制度の活用促進に向け、事業者などに対する啓発に努めます。
- ◆勤労者がスポーツ・レクリエーションなどの余暇活動を行う環境の充実に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
育児休業給付 ²⁵ 件数	女性 112人 男性 1人	女性 120人 男性 5人

資料：三沢公共職業安定所十和田出張所育児休業給付実績



創業セミナー

25:一定の条件を満たした雇用保険の一般被保険者が、1歳（場合によっては1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給される雇用継続給付の一つ。

基本目標 2

地域全体で子育て・子育てを しっかりと支えるまち(子育て・教育)

施策6 子育て支援の充実

【施策の目的】

多様化する保育ニーズや子どもたちを取り巻く社会環境の変化に対応した、子育て・子育てを支える環境の整備を図ります。

【現状と課題】

- 本市の幼児・児童数は、年々減少傾向にあるものの、子育て世代の女性の就業率が、全国や県と比較しても高い状況が続いており、保育所や学童保育の利用率も上昇傾向にあります。
- 将来にわたって活力ある地域社会の維持・形成を図るためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、結婚・妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援に取り組むことで、より多くの親たちが、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、子どもたちが地域社会のなかで心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図る必要があります。
- 全国的に世帯の小規模化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭及び地域社会における子育て力の低下が懸念されているなか、支援を必要とする子ども及びその保護者を支える相談・支援体制の強化を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策6 子育て支援の充実

基本事業1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

基本事業2 支援が必要な子どもに対する体制づくり

基本事業3 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本事業1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

【目的】

安心して子育てができるよう、子育てに対する経済的・心理的な負担の軽減を図ります。

【手段】

- ◆保育料の軽減や医療費の助成などを通じ、子育て世帯や妊娠を希望する夫婦を支援します。
- ◆妊産婦及び乳幼児などに対する健康診査・定期予防接種の実施による健康づくりを進めるとともに、きめ細かな情報発信に努め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援体制を整えます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
合計特殊出生率	1.44 (H25年)	1.57 (H32年)
1歳6か月児健康診査受診率	96.5% (H27年)	100%

資料:「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

【目的】

子どもや家庭をめぐる問題の多様化・複雑化に対応できるよう、きめ細かな相談・支援体制の充実を図ります。

【手段】

- ◆ひとり親家庭や生活困窮世帯の自立促進に向け、児童扶養手当などの支給や就労支援に取り組みます。
- ◆関係機関及び地域社会との連携・協力のもと、家庭相談員による助言・指導を行います。
- ◆入院助産制度²⁶の適用やDV被害者の避難施設への入所などを通じ、支援が必要な人たちが安心して出産・育児ができる体制を整えます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
家庭児童相談件数	78件	104件

【目的】

就労形態の多様化などに伴う保育ニーズの変化に対応し、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

【手段】

- ◆老朽化した保育所や認定こども園²⁷などの施設整備を支援します。
- ◆施設への給付金の支給などを通じ、認可外保育所²⁸に通う子どもたちに対する保育サービスの充実を図ります。
- ◆利用したいすべての人たちが、必要なサービスを受けられるよう、放課後児童クラブなどの充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
待機児童数	0人	0人

資料：保育所、認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブの待機児童数実績

26: 保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、指定された助産施設での入院出産に要する費用を助成する制度。

27: 就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、教育と保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行う施設。

28: 児童福祉法の規定により県知事が認可している保育所以外に、乳幼児を預かり保育している施設。

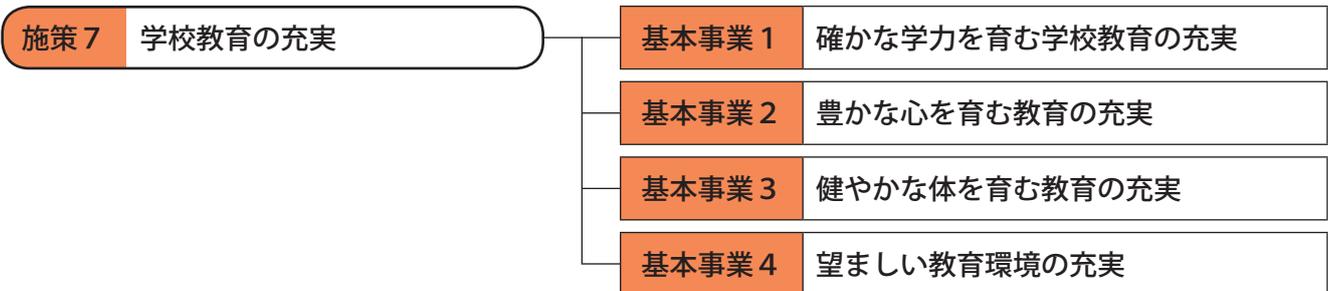
【施策の目的】

未来を創り出していくために必要な資質・能力を備えた児童・生徒を育成するとともに、望ましい教育環境のもとで学校教育の質の向上を図ります。

【現状と課題】

- 平成18(2006)年の教育基本法改正を踏まえ、平成23(2011)年4月から小学校、平成24(2012)年4月から中学校において、現行の学習指導要領に基づき、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」を育むことを目的とした教育課程が実施されています。
- また、将来の変化を予測することが困難な時代のなかで、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて、子どもに必要な資質・能力を育成することを新たな理念とした、次期学習指導要領の平成32(2020)年からの順次実施に向けた検討が進められています。
- 今後の教育課程においては、子どもの実態や地域の実情などを踏まえたうえで、全教育活動をさらに横断的に捉えた「カリキュラム・マネジメント」の視点で取り組む必要があります。
- バランスのとれた資質・能力を備えた子どもの育成に向け、学校・家庭・地域との連携・協力のもと、特色ある教育活動の推進をはじめ、諸施策の一層の充実を図るとともに、地域の人的・物的資源の活用やコミュニティ・スクール²⁹などの取組により、地域全体で子どもの学びを支えていく必要があります。
- 今後、学校区間での児童・生徒数の偏りが進むと見込まれるなか、各学校区における将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、学校規模の適正化や授業を支えるICT³⁰環境などの整備により、望ましい教育環境の維持・確保を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



29:学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

30:「Information and Communication Technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。

【目的】

児童・生徒一人ひとりの夢・希望・志の実現に向け、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育むとともに、これを支える望ましい生活習慣の確立を図ります。

【手段】

- ◆児童・生徒一人ひとりが、「楽しい」、「分かる」、「できる」と実感する授業を実現できるよう、アクティブ・ラーニング³¹の視点などからの授業改善と各学校の課題解決に向けた助言・指導を行います。
- ◆学力検査及び知能検査を通じ、児童・生徒の学力に関する実態を適切に把握したうえで、アシスタントティーチャーの派遣などによる教科指導の充実を図ります。
- ◆ALT(外国語指導助手)・EST(国際教育支援員)の派遣や組織的な指導体制の向上などにより、国際理解教育の推進と外国語活動及び英語指導の充実を図ります。
- ◆研修会や発表会の開催などを通じ、教職員の資質向上と優れた指導法の普及促進を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
小学校 5 年生 4 教科(国語・算数・理科・社会)の平均通過率 ³²	59.2% 対県比105%	75% 対県比110%
中学校 2 年生 5 教科(国語・数学・英語・理科・社会)の平均通過率	55.5% 対県比107%	65% 対県比110%

資料：青森県「学習状況調査」

【目的】

児童・生徒一人ひとりの人権を尊重し、自立心のかん養と個性の伸長に配慮しながら、実態に応じた自己指導力の育成や勤労観及び職業観の形成・確立を図ります。

【手段】

- ◆相談活動を通じ、児童・生徒自身や保護者の悩みの解決を支援します。
- ◆各学校の状況に応じた教育相談員や臨床発達心理士の派遣、適応指導教室³³の開設などにより、不登校の児童・生徒への対応の充実を図ります。

31:教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、生徒たちが主体的に参加し、仲間と深く考えて課題を解決する力を養うことを目的とした能動的な学習。

32:設問ごとに正答又は準正答を解答した児童・生徒の割合を通過率とし、教科ごとに平均したもの。

33:何らかの原因や事情により学校に行きたくても行けないという不登校の児童・生徒を対象に、教育を受ける機会と場を保障するとともに、学校復帰に向けた適応指導を行うことを目的とした施設。

- ◆講演会の開催や職場体験学習、教職員を対象としたキャリア教育研修会の実施などを通して、将来の夢や希望の実現に向け、努力し続けようとする意欲や態度の育成を図ります。
- ◆「十和田市いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関及び団体と連携した取組により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の徹底などの対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ◆児童・生徒の道徳性の育成に向け、指導方法の工夫や郷土資料の活用などを通して、道徳科の充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
不登校児童の出現率	0.23%	0.20%未満
不登校生徒の出現率	2.36%	2.00%未満

基本事業 3

健やかな体を育む教育の充実

【目的】

運動能力の向上、肥満傾向の解消など、児童・生徒の現代的な健康課題などに対応し、心身の健康の保持・増進と体力の向上を促進します。

【手段】

- ◆学校医、学校歯科医、学校薬剤師などとの連携のもと、十和田市学校保健大会や養護教諭部会の開催、広報紙の発行などにより、各学校における保健指導の充実を図ります。
- ◆体育行事などの開催を通じ、児童・生徒が互いに高め合い協力することにより、知・徳・体のバランスのとれた成長を促進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
総合評価がB以上の割合(小学校5年生)	44.2%	55%
総合評価がB以上の割合(中学校2年生)	51.6%	60%

資料:文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

【目的】

児童・生徒がより安全・安心で快適に学べる教育環境の整備を推進します。

【手段】

- ◆将来的な児童・生徒数の動向を踏まえ、老朽化した校舎の整備や適正な学校規模・配置及び通学区域などの見直しに取り組みます。
- ◆幼児教育と連携した長期的な視点のもとで、特別支援学級に在籍している児童・生徒に対し、将来的な自立や社会参加の促進に向けた支援を行うほか、特別な配慮を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行います。
- ◆各学校の創意工夫による特色ある教育活動を支援するほか、「社会に開かれた教育課程」に向けて、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に取り組むコミュニティ・スクール³⁴を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
小・中学校施設の耐震化率	94.0%	100%
コミュニティ・スクール数	0校	6校

資料:文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」



イングリッシュ・デイ in Towada

34:学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

施策 8

家庭・地域の教育力の向上

【施策の目的】

地域全体で子どもたちの健やかな成長を支えるため、家庭教育や地域の教育活動の活性化を図ります。

【現状と課題】

- 家庭は、子どもたちが基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、社会的マナーなどを習得するうえで極めて重要な役割を担っています。また、地域社会は、子どもたちが様々な体験や遊びなどを通じ、多くの人たちとの交流のなかで、豊かな人間性を身に付け、成長する場として重要な役割を担っています。
- 全国的に少子化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しているなか、家庭や地域社会における教育力の低下が問題視されています。
- 学校・PTA・地域住民などの関係機関との連携・協力のもと、家庭教育について楽しく学べる学習機会や、地域全体で子どもたちの健やかな成長を守り支える体制の強化を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策 8 家庭・地域の教育力の向上

基本事業 1 家庭の教育力の向上

基本事業 2 地域の教育力の向上

基本事業 1

家庭の教育力の向上

【目的】

子どもたちに習得させるべき、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、社会的マナーなどを学び合える場の提供を通じ、家庭における教育力の向上を図ります。

【手段】

◆学校や各種団体との連携・協力のもと、講座の開催などを通じ学習機会及び情報提供の充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
各種家庭教育講座への参加率	2.1%	2.5%

【目的】

地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り支える環境づくりを推進するとともに、地域での学びあいを通して地域コミュニティの活性化を図り、地域全体で子どもたちを育てる機運を醸成します。

【手段】

◆学校や地域、各種団体との連携・協力のもと、子どもたちが多くの人たちとの交流のなかで、豊かな人間性を身に付けることを目的とした学習機会の充実を図ります。また、各種講座の開催により地域コミュニティの活性化を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
子ども会数	26団体	26団体
ふるさと出前きらめき講座への参加率	5.8%	6.0%



家庭教育応援事業



放課後子ども教室

基本目標 3

すべての市民が健やかに暮らせるまち(健康・福祉)

施策9 健康づくりの推進

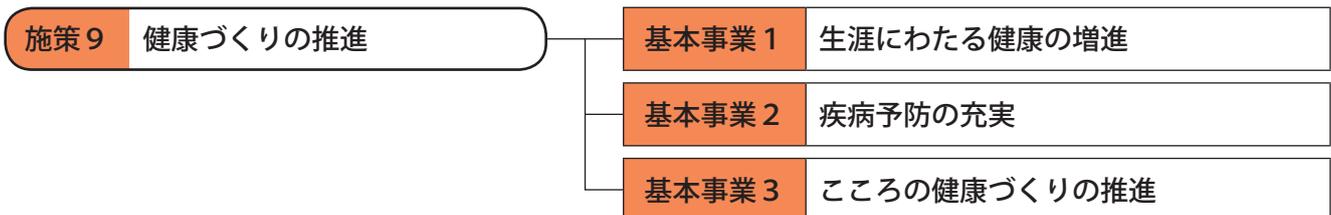
【施策の目的】

市民一人ひとりが心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康的な生活習慣の確立を図ります。

【現状と課題】

- 生活様式の多様化などを背景に、偏った食生活や睡眠・運動不足、ストレスなどの不適切な生活習慣の積み重ねが原因で発症するとされている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病による死亡率は、全国で約6割に上るとされています。
- だれもが生涯にわたって健康で自立した生活を送ることができるようにするには、子どもの頃から健康的な生活習慣をしっかりと身に付けるとともに、市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを促進する必要があります。
- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が自らの健康に対する関心を高め、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育や相談の場の充実などを通じ、健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、健康寿命の延伸につなげていく必要があります。
- 本市の自殺による死亡率は、国・県に比べて高い状況にあります。自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題のほか、人生観・価値観や地域・職場のあり方の変化など、様々な社会的要因が複雑に関係しているとされており、単に個人の問題として捉えるのではなく、社会的な要因も踏まえた総合的な対策を講じる必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



基本事業1 生涯にわたる健康の増進

【目的】

市民一人ひとりのライフステージに応じた適切な情報提供や、健康増進に向けた主体的な取組を支援することで、健康寿命の延伸を図ります。

【手段】

- ◆健康の基礎となる栄養・運動・休養などの生活習慣を身に付けるとともに、健康の保持・増進に向けた主体的な取組を促すため、健康に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

【注目指標】

指標名	H 25 年度	H 33 年度
日常生活動作が自立している期間の平均	男性76.75歳 女性81.81歳	男性78.17歳 女性83.16歳

資料:「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

基本事業 2

疾病予防の充実

【目的】

生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見・早期治療を促進します。

【手段】

- ◆医療機関との連携のもと、特定健康診査や各種がん検診、予防接種、感染症に関する知識の普及啓発などに取り組むことにより、疾病予防対策の強化を図ります。
- ◆ポイント事業などを通じ、より多くの市民が楽しく健康づくりに取り組める環境を整えます。
- ◆特定保健指導などを通じ、健康の保持・増進と疾病の発症及び重症化の予防を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
全死因に占める生活習慣病の割合	51.8% (H26年)	46.7%
特定健康診査の受診率	33.7%	60.0%

資料:「青森県保健統計年報」、「第二期十和田市国民健康保険特定健康診査等実施計画」

基本事業 3

こころの健康づくりの推進

【目的】

こころの健康に関する正しい知識の普及啓発と互いに支え合う地域づくりを推進し、うつ病の発症やひきこもり、自殺の未然防止を図ります。

【手段】

- ◆こころに悩みを持つ人のサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援機関につなぐゲートキーパーの養成を推進します。
- ◆こころに悩みを持つ人やその家族が、適切な支援を受けることができるよう、相談体制の充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
自殺死亡率(人口10万対)	26.6 (H26年)	20.4
ゲートキーパー数	153人	453人

資料:「青森県保健統計年報」、ゲートキーパー養成講座実績(累計)

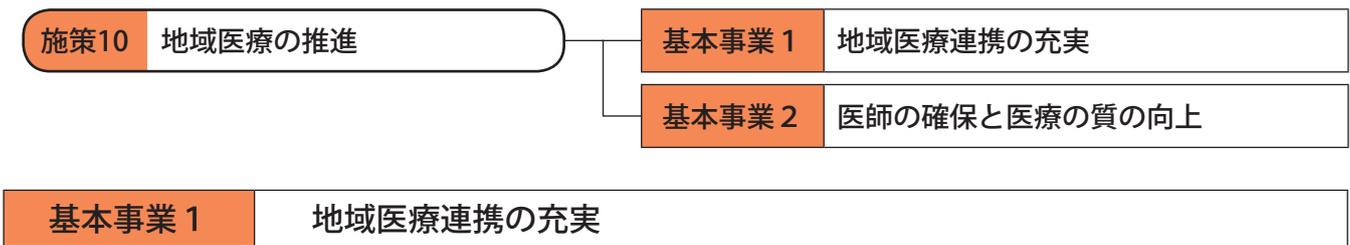
【施策の目的】

市民一人ひとりが安心して必要な時に必要な医療が受けられるよう、地域全体で地域の医療を支える体制の強化を図ります。

【現状と課題】

- 全国的に、団塊の世代のすべてが75歳以上になる平成37(2025)年には、人口の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増加すると見込まれています。
- 本市を含め、県内の自治体が経営する病院の多くが、医師不足や経営悪化という大きな課題を抱えているなか、一つの病院で医療の完結を目指すのは困難なことから、広域的な見地に立ち、一次・二次・三次医療機関³⁵の役割分担を明確にし、各機関の連携体制を強化していく必要があります。
- 少子高齢化の進展や医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化している現状にあって、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが健康で充実感を持ち安心して暮らし続けられるようにするには、保健・医療・福祉の連携による一貫したサービス提供体制の構築が必要です。

【基本事業の体系及び内容】



【目的】

十和田市立中央病院を拠点施設として、市民が身近な地域で切れ目なく最適なサービスを受けることができるようにします。

【手段】

- ◆市民と保健・医療・福祉の関係機関が連携・協力し、地域医療が抱える課題の解決に取り組みます。
- ◆適切な医療や病状に応じた医療機関を選択できるよう、地域医療連携に関する情報提供の充実を図ります。
- ◆自らの健康管理の一環としてかかりつけ医を持ち、適切な医療を受けられるよう意識の啓発を図ります。

35:「一次」は軽度の症状の患者に対応する医療機関(開業医、診療所などのかかりつけ医)。「二次」は高度な医療機器を備えた地域の中核的病院。「三次」は二次医療機関で対応が困難な高度医療を担う特定機能病院。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
かかりつけ医からの紹介率	64.7%	65.0%
かかりつけ医への紹介率	67.3%	70.0%

基本事業 2

医師の確保と医療の質の向上

【目的】

医師不足の解消に努め、市民一人ひとりが各自の症状に応じた適切な医療を受けることができる環境を整えます。

【手段】

- ◆関連大学医学部の各医局に対する常勤医師の派遣要請や、各種説明会などにおける医学生への働きかけを強化します。
- ◆急性期機能の充実を図るとともに、医師一人による診療科の解消と地域周産期母子医療センターの設置に努めます。
- ◆専門外来により多様な症状に合わせた適切な医療を提供するとともに、院内の横断的な専門チームによる効率的な医療の提供に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
医師一人による診療科の数	6科	0科

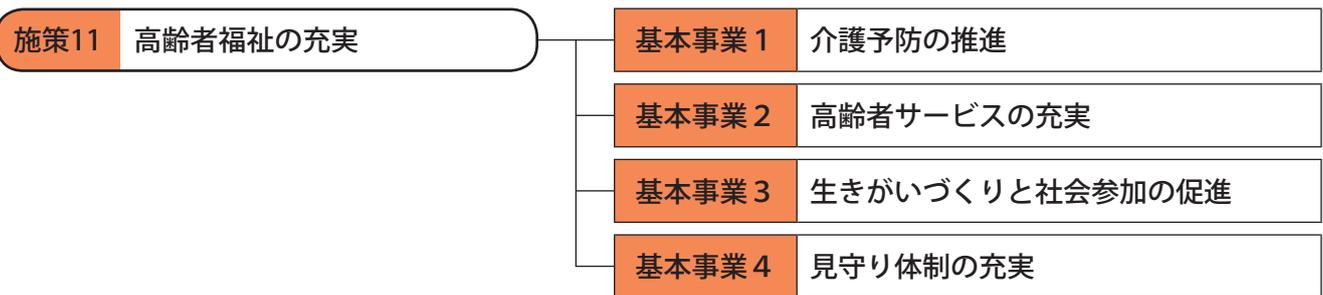
【施策の目的】

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って自立した生活を継続できる環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、認知症や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるなか、国では、人口構成の大きな山の一つを形成している団塊の世代のすべてが75歳以上となる平成37(2025)年を目途に、地域包括ケアシステム³⁶の構築を実現することとしています。
- 本市においても平成28年4月には高齢化率が30%を超え、今後も進展が見込まれるなか、高齢者が要介護・要支援状態にならないよう努めるとともに、介護が必要となった場合でも、適切な介護サービスを利用できるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。
- 高齢者が地域社会を支える一員として、地域での様々な活動を通じて生きがいを見つけられるよう、関係機関との連携を強化し、社会参加の機会拡大を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



基本事業1 介護予防の推進

【目的】

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止を図ります。

【手段】

- ◆講演会の開催、専門職による訪問指導・相談などを通じ、介護予防に関する情報提供や意識啓発を図ります。
- ◆高齢者が自発的に介護予防に取り組み、いつまでも自立した暮らしを続けることができるよう、介護予防事業を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
自立高齢者率	82.5%	82.5%

36: 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

【目的】

高齢化の進展及び高齢者を取り巻く環境の変化に伴い多様化するニーズに対応できるよう、市民一人ひとりの状況に合わせた高齢者サービスの充実を図ります。

【手段】

- ◆地域包括ケアシステム³⁷の中心的役割を担う地域包括支援センター³⁸の機能強化を図ります。
- ◆高齢者及びその家族、さらには地域における課題解決に向け、関係者とのネットワークの構築やサービス資源の開発につなげるための地域ケア会議を開催します。
- ◆要介護・要支援状態となった高齢者が必要なサービスを安定的に受けることができるよう、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
在宅サービスの利用率	74.0%	76.0%

【目的】

高齢者がこれまでに培った豊富な経験や知識を活かし、様々な活動に参加することで、より良い地域社会を支える担い手として、生きがいを持ち活躍できるよう支援します。

【手段】

- ◆高齢者が地域社会づくりに貢献できるよう、様々な社会参加の機会の確保を図るとともに、市民主体のボランティア活動を支援します。
- ◆地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブなどの活動を支援します。

【注目指標】

指標名	H 25 年度	H 33 年度
生きがいをもって暮らしている高齢者の割合	76.0%	80.0%
自主活動組織への加入率	63.4%	70.0%

資料:「健康と暮らしの調査」

37: 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

38: 高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助や支援を包括的に担う地域の中枢機関。

【目的】

高齢者が認知症や一人暮らしになっても、住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう見守り体制の充実を図ります。

【手段】

◆認知症に関する正しい知識の普及啓発を図り、症状の進行段階に応じ適切に対応するとともに、一人暮らしの高齢者の異変に早期に気付くことができる体制づくりを推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
認知症サポーター ³⁹ 数	6,833人	9,500人
見守り協力隊登録数	147団体	200団体

資料：認知症サポーター養成講座受講者数(累計)



認知症高齢者徘徊模擬訓練



見守り協力隊による自宅訪問

39: 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

施策12

障がい者福祉の充実

【施策の目的】

障がい者福祉への理解と認識を深め、地域全体で支え合う体制づくりを推進するとともに、障がいの有無に関わらず安心して暮らすことができる環境の整備を図ります。

【現状と課題】

- 平成28(2016)年3月、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援の拡充などを図ることを目的に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30(2018)年4月から施行されることとなっています。
- 障がい者が地域のなかで安心して自立した暮らしを続けることができるとともに、個人の適性に合わせて社会に参加できるよう、関係機関と連携し、障がい福祉サービスの質の確保・向上や相談支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 障がいのある子どもが早期から障がいや発達に応じて適切な支援が受けられるよう、療育指導体制の充実が求められています。

【基本事業の体系及び内容】

施策12 障がい者福祉の充実

基本事業1 障がい福祉サービスの充実

基本事業2 社会参加の促進

基本事業1

障がい福祉サービスの充実

【目的】

障がい者が個々の能力や適性に応じて、地域のなかで安心して自立した暮らしを続けることができるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。

【手段】

- ◆障がい者や家族が自らの生活実態に応じた福祉サービスを的確に選択できるよう、相談支援体制の強化を図るとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な訓練などの支援を推進します。
- ◆障がいのある子どもに対し、保育・教育・福祉が連携し、幼児期から学齢期、卒業までのライフステージに即した適切な支援体制を構築します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
自立支援給付 ⁴⁰ 利用者数	1,241人	1,360人
地域生活支援事業 ⁴¹ 利用者数	1,137人	1,250人

基本事業 2

社会参加の促進

【目的】

障がい者が地域社会の一員として社会に参加できる環境を整え、障がいの有無に関わらずだれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

【手段】

- ◆障がい者が生きがいをもって生活できるよう、企業への雇用促進に向けた取組や、障がい者一人ひとりに適した就労を目指した職業訓練・職業相談体制の充実に努めます。
- ◆障がいや障がい者に対する正しい理解と支援を促すための意識啓発を図るとともに、虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいのある人とない人が交流を深めるための機会の充実に図ります。
- ◆知的、精神障がいがある場合など、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業の普及啓発を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
就労継続支援 ⁴² 利用者数	245人	440人

40: 在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所、入所を利用するサービスで、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具に分けられる。

41: 障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、都道府県や市町村が必要な支援を柔軟に行う事業。

42: 一般企業などでの就労が困難な障がい者に対して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

施策13

地域福祉の充実

【施策の目的】

地域で助け合い・支え合う意識を高め、地域福祉活動を推進します。

【現状と課題】

- 近年、少子高齢化の進展、核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域における交流の機会が減少するとともに、地域のなかで助け合うという「共助」の意識が薄れつつあります。
- 地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保が必要であることから、社会福祉協議会をはじめとする関係団体が連携し、一体となって問題を解決していくためのネットワークをつくり上げていくことが重要となります。

【基本事業の体系及び内容】

施策13 地域福祉の充実

基本事業1 共に支え合う地域づくり

基本事業2 地域で福祉を支える人づくり

基本事業1

共に支え合う地域づくり

【目的】

市民一人ひとりが福祉を理解し、互いに支え合う地域づくりを推進します。

【手段】

- ◆社会福祉協議会や地域の福祉活動団体などの役割について、広く周知を図るとともに、団体間の交流・連携を促進します。
- ◆町内会、民生委員などの活動を通じ、住民同士のコミュニケーションと地域における情報の共有を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
民生委員・児童委員の充足率	99.3%	100%

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

【目的】

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めます。

【手段】

- ◆市民が主体となって地域福祉の推進に取り組むため、広報紙やリーフレットの作成、各種講座の開催などにより福祉意識の醸成を図ります。
- ◆社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
ボランティアセンター登録者数	3,378人	4,054人 (H32年度)

資料:「十和田市地域福祉計画」

【施策の目的】

だれもが安心して生活できるよう、生活の安定や経済的自立を支援するとともに、各種社会保障制度の周知・啓発と適正な運用・運営に努めます。

【現状と課題】

- 全国的に高齢化の進展と相まって、生活保護費を含む扶助費⁴³の増加に歯止めがかからない状況が続く、各自治体の財政構造の硬直化を招く大きな要因の一つとなっています。このような状況を踏まえ、国では、平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する自治体が主体となり、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立促進に向けた事業を包括的に実施しています。
- 本市においても、生活困窮者の増加傾向が続くと予測されるなか、生活保護に至る前の段階で、安定した就労に結び付く支援を推進するため、関係機関との連携に根ざした生活支援体制の強化を図るとともに、生活保護の適正化に向け、不正受給防止に対する取組や訪問調査活動などの充実を図る必要があります。
- 病気やけがに備えて、お互いに助け合う社会保障制度の基盤である国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、高齢化の進展や医療の高度化などにより、保険給付費が増加傾向にあります。このため、安定的な制度運用に向け、医療費支出の適正化や保険税・料の収納率向上などに取り組む必要があります。
- 国民年金制度は、高齢、障がい又は死亡によって生活の安定が損なわれないよう社会全体で支え合う世代間扶養の仕組みで成り立っていますが、少子高齢化による加入者減と受給者増による国庫負担の割合増や保険料の納付率の低迷などの多くの課題を抱えています。このため、年金受給権の確保に向け、国民年金制度について市民の関心を高める必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策14 社会保障の充実

基本事業1 低所得者の自立支援

基本事業2 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営

基本事業3 国民年金制度の啓発

基本事業1 低所得者の自立支援

【目的】

生活に困窮している方が、必要な支援を受けながら自立できるよう、相談・支援体制の充実と生活保護制度の適正な運用に努めます。

43: 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。

【手段】

- ◆広報紙やホームページの活用などにより、各種制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携した生活・就労支援を行います。
- ◆国の制度改革などを的確に踏まえ、制度の適正実施に努めます。また、専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できる体制を整備します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
就労プラン作成者の就労・増収率	35%	44%
生活保護からの自立世帯数	6世帯	12世帯

資料：「十和田市地域福祉計画」

基本事業 2

国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営

【目的】

被保険者が安心して医療サービスを受けられるよう、健康保険財政の安定的運営を図ります。

【手段】

- ◆重複・頻回受診者などへの訪問指導や各種保健事業の推進、後発医薬品の利用促進などの取組により、医療費の抑制及び適正化を図ります。
- ◆保険税・料の納付相談や個別訪問の実施などにより、収納率の向上に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
後発医薬品利用割合	64.4%	80.0%
国民健康保険税収納率(現年度分)	89.4%	91.0%

基本事業 3

国民年金制度の啓発

【目的】

市民の年金受給権確保に向けて、国民年金制度の普及啓発を推進し、納付率の向上に努めます。

【手段】

- ◆日本年金機構や年金事務所などの関係機関と連携し、免除申請などの適切な手続きの周知に努めます。
- ◆広報紙やホームページを活用して制度の周知を図り、保険料の納付率の向上に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
国民年金保険料納付率	64.2%	68.2% (H32年度)

基本目標
4

だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち
(生涯学習・文化・スポーツ)

施策15 生涯学習の推進

【施策の目的】

生涯にわたる学習活動を支援するとともに、その成果を適切に活かすことができる環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 市民の学習ニーズや地域社会の抱える課題が多様化・複雑化するなか、ライフステージに応じた学習活動の推進のほか、地域における人づくりや市民自らが進んで地域づくりに参画、貢献できる環境づくりなどが求められています。
- 多様な学習機会の提供及び学習活動の支援により、市民の学習意欲を高めるとともに、より多くの市民が学習活動の成果を地域社会における様々な社会活動や教育活動、さらには地域課題の解決にも活かすことができる、循環型の生涯学習社会を目指した取組を推進する必要があります。
- 公民館、市民図書館など社会教育施設がより一層効果的・効率的に活用されるよう、各施設の持つ機能をハード・ソフトの面から最大限に発揮する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策15 生涯学習の推進

基本事業1 多様な学習機会の提供

基本事業2 市民がお互いに学びあう仕組みづくりの推進

基本事業1 多様な学習機会の提供

【目的】

大学や民間教育事業者、NPOなどの関係機関と連携し、「学び」を通じた暮らしの質の向上を図ります。

【手段】

- ◆市民のライフステージに応じた学習機会、学習内容を整備するとともに、チラシや広報紙、ICT⁴⁴などの広報媒体を活用した情報発信を行い、市民の主体的な学習活動を推進します。

44:「Information and communication technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
各生涯学習事業への参加率	68.3%	75.0%
各生涯学習事業の内容に満足した参加者の割合	—	90%

資料：生涯学習事業参加者へのアンケート調査

基本事業 2

市民がお互いに学びあう仕組みづくりの推進

【目的】

地域社会全体の学習能力、教育力の向上を図るとともに、市民が自らの学びを活かすことができる「学びあい」の仕組みづくりを推進します。

【手段】

◆市民が講師となった講座などの実施により、学習活動の成果を活かした社会活動への参加を支援します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市民講師登録者数	40人	50人
市民講師依頼数	12回	15回

資料：「十和田市生涯学習出前講座」実績



市民大学講座

【施策の目的】

様々な芸術文化の鑑賞機会や活動の発表機会を提供できる環境の充実と、これまで培われてきた歴史・文化を保存、継承し、重要な資源として活用することで、市民文化の振興を図ります。

【現状と課題】

- 近年、人々の生活意識や価値観の多様化により、ゆとりや潤いといった心の豊かさが求められており、芸術文化の振興は、魅力あるまちづくりに欠かせないものとなっています。一方、文化遺産は、長い歴史のなかで生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、社会の発展の基礎を成すものです。このような地域の歴史や伝統、様々な文化に対する理解を深めることは、郷土への誇りや愛着を育むうえで重要な役割を担っています。
- 文化の振興を担う市民及び団体の活動を維持・向上させていくためには、芸術文化活動の拠点である市民文化センター・生涯学習センターの適正な管理運営と維持・保全に努めるとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供や市民の自主的・自発的な活動を支援していく必要があります。
- 市内に現存する有形・無形の文化遺産などは、将来にわたる文化発展の礎となることから、今後も引き続き、適切な保護・活用に努める必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



基本事業 1 芸術文化活動環境の充実

【目的】

芸術文化活動を担う市民及び団体の活動を維持・向上させるために、ハード・ソフトの両面を充実させることで、個性豊かな市民文化の創造を図ります。

【手段】

- ◆芸術文化活動の拠点として、市民文化センター・生涯学習センターの機能が最大限に発揮されるよう、適切な管理運営と情報発信に努め、施設の利用促進を図ります。
- ◆芸術文化の発表・鑑賞機会の企画・運営を支援します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市民一人あたりの市民文化センター・生涯学習センター年間利用回数	1.95回	2.00回
開催1日あたりの市民文化祭平均来場者数	900人	900人

【目的】

次世代を担う子どもたちが文化遺産を強い誇りと自信をもって継承できるよう、歴史・文化に根ざした魅力あるまちづくりを進めます。

【手段】

- ◆地域の歴史・文化の発信拠点である郷土館・十和田湖民俗資料館の収蔵資料や旧笠石家住宅などをはじめとする有形の文化遺産を適切に保存するとともに、郷土学習の教材として有効活用を図ります。
- ◆民俗芸能などの無形の文化遺産の保存・伝承を担う市民及び団体を支援し、広く市民が文化遺産にふれあえる機会を創出します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
伝統芸能まつり入場者数	650人	650人
移動郷土館・子ども見学体験事業利用回数	18回	18回



ジュニアオーケストラ十和田定期演奏会



伝統芸能まつり

施策17

生涯スポーツ環境の整備

【施策の目的】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進により、体力の向上や健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図ります。

【現状と課題】

- 生活習慣病をはじめとする健康への不安、子どもの健全な成長を支える体力や運動機能の低下が指摘されるなか、本市では、市民が暮らしの一部としてスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、各種スポーツ事業の実施やスポーツ施設の整備などを進めています。
- 「市民ひとり1スポーツ」の推進に向け、ハード・ソフトの両面から、より多くの人々が気軽にスポーツに楽しめる環境づくりを進め、体力の向上や健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図る必要があります。
- スポーツ大会の開催など、市民が様々なスポーツに接することのできる機会を増やすことにより、スポーツ活動への参加意識の醸成を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策17 生涯スポーツ環境の整備

基本事業1 スポーツ活動の充実

基本事業2 地域スポーツを支え育てるリーダーの養成

基本事業1

スポーツ活動の充実

【目的】

市民一人ひとりの主体的なスポーツ活動を促進します。

【手段】

- ◆市民が様々な形でスポーツに関わることができるよう、年間を通じた魅力あるスポーツイベントや各年齢層に応じたスポーツ教室を開催します。
- ◆市民のニーズや利用実態を踏まえたうえで、安全で快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理・運営を図ります。
- ◆地域住民にとって身近なスポーツ施設である学校施設の開放や周辺市町村との施設の相互利用など、既存の施設機能を最大限に活用するとともに、県立施設の誘致などを通じて、市民のスポーツ活動拠点の充実に努めます。
- ◆選手や競技団体の育成、大会参加への支援を行うことにより、スポーツ技術や記録の向上を目指した競技スポーツの推進を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
スポーツイベントへの参加率	32%	32%
スポーツ教室の参加率	29%	31%

【目的】

スポーツ活動における様々な場面で、適切な指導・助言のできる指導者の養成と確保に努めるとともに、市民同士が交流しながら気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

【手段】

- ◆各種スポーツイベントやスポーツ教室を通じて、地域におけるスポーツ活動のリーダーとして活躍できる人材を発掘・育成します。
- ◆各地区体育振興会やスポーツ推進委員をはじめとする関係者との連携を強化し、市民と一体となって、地域スポーツを支えるコミュニティづくりを推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
スポーツ教室指導者数	153人	178人



とわだ駒街道マラソン大会



十和田市総合体育大会

基本目標
5

地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、
安全・安心なまち(安全・安心)

施策18 消防・救急・防災体制の整備

【施策の目的】

災害を未然に防ぐとともに、被害の拡大防止や迅速な復旧に努めることにより、安全・安心なまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 社会経済状況の進展に伴い、災害要因が多様化し災害の危険性が増大しているなか、本市では、「十和田市地域防災計画」に基づき、市内における地震や風水害などに対して、防災関係機関などが連携し、災害の予防並びに応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を守るとともに、被害を最小限に抑えることとしています。
- 火災、救急・救助事態への確かつ迅速に対応するため、十和田地域広域事務組合において共同処理を行っている消防業務の高度化や資機材の整備、消防団との連携強化など、消防力及び救急・救助体制の一層の強化を図る必要があります。
- 市民がより安心して暮らせる地域社会の実現に向け、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う、自助・共助による地域防災体制づくりの促進と、共助の主体となる自主防災組織の育成・強化を図る必要があります。
- 災害弱者である高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、女性、外国人及びペットなどにも十分配慮しつつ、避難所の環境づくりや必要な食料の備蓄、資機材の確保を推進する必要があります。
- 災害時に想定される被害の軽減を図るため、地域防災計画の見直し、災害情報などの迅速な周知方法の検討、消火活動に支障のある幅員の狭い道路の解消、避難所を含む公共施設などの耐震化など、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりを総合的に推進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策18 消防・救急・防災体制の整備

基本事業1 消防・救急体制の整備

基本事業2 地域防災力の強化

基本事業3 防災意識の向上

基本事業4 災害に強い都市基盤の整備

【目的】

地域住民の貴重な生命と財産を守るための体制づくりを推進します。

【手段】

- ◆十和田地域広域事務組合における老朽化した十和田湖消防署の建替えや資機材などの整備を促進するとともに、消防団車両や消防団屯所の計画的な更新をはじめ、消防団装備の充実を図ります。
- ◆十和田市消防団及び十和田地域広域事務組合消防本部との連携・協力のもと、必要な消防団員の確保を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
消防施設(消防署・消防団屯所)の耐震化率	60.8%	74.0%
消防団員の充足率	85.9%	86.0%

【目的】

大規模な災害が発生した際に、地域住民が自主的に行動し、地域の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の育成・強化を図ります。

【手段】

- ◆防災資機材などの整備費の助成を通じて、自主防災組織の設立を促進します。
- ◆災害発生時に自発的な活動ができるよう、研修会の開催を通じた自主防災組織のスキル向上を図るとともに、地域防災のリーダーとしての役割を担う防災士の資格取得を促進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
自主防災組織の組織率と組織数	38.9% 30団体	42.1% 60団体
自主防災組織研修の参加率	70.0%	80.0%
市事業による防災士の資格取得者数	90人	150人

資料:「十和田市防災リーダー育成事業」実績

基本事業 3**防災意識の向上****【目的】**

災害時の被害軽減につながるよう、市民一人ひとりの防災意識を高めます。

【手段】

- ◆防災訓練を通じ、地域における防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図るとともに、広報紙やホームページなどを活用した情報発信により、防災に関する基礎知識の普及に努めます。
- ◆関係機関との連携・協力のもと、小・中学校における防災教育を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
総合防災訓練の参加者数	500人	500人

基本事業 4**災害に強い都市基盤の整備****【目的】**

災害時に想定される被害を軽減し、災害に強いまちを実現します。

【手段】

- ◆地域防災計画の必要に応じた見直しと、災害情報などの迅速な周知に努めます。
- ◆災害弱者などに配慮した避難所の環境づくりと、必要な食料の備蓄及び資機材の確保に努めます。
- ◆消火活動に支障のある幅員の狭い道路の解消、避難所に指定されている公共施設や上下水道などのインフラ施設の耐震化、消火栓の整備を推進するとともに、県との連携により防災公共推進計画の着実な実施に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
公共施設の耐震化率	94.0%	100%

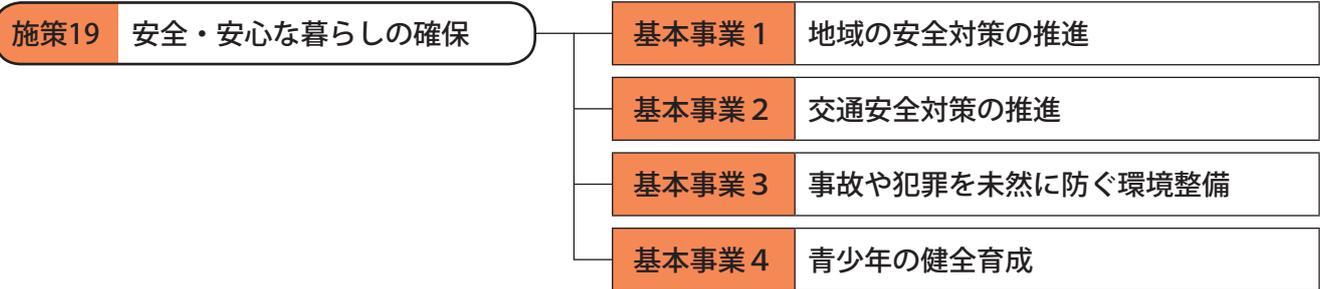
【施策の目的】

防犯意識の高揚に取り組むとともに、交通安全対策、各種相談体制の充実を図り、事故やけがは予防できるというセーフコミュニティの理念のもと、多様な主体との連携・協力により、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 青森県警察の「犯罪統計資料」によると、本市の平成27(2015)年の刑法犯の認知件数⁴⁵は338件となっています。過去最多であった平成15(2003)年の996件と比較すると、概ね3分の1に減少していますが、犯罪の巧妙化や悪質化により、市民が犯罪などに巻き込まれる危険性が增大しています。
- 同じく、十和田警察署の「交通事故概況」によると、本市の平成27(2015)年の交通事故件数は254件であり、過去最多を記録した平成12(2000)年の625件と比較し、こちらも概ね3分の1に減少していますが、依然として高齢者の死亡事故割合が高い状況となっています。
- 身近な場所で発生する犯罪を未然に防止するため、警察や地域における自主防犯団体などとの連携を図り、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進する必要があります。また、交通事故のない安全な社会を築くため、市民一人ひとりの交通意識やマナーの向上を促す必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



基本事業1 地域の安全対策の推進

【目的】

地域で支え合い・守り合う、地域主体の安全対策活動を推進します。

【手段】

◆「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、警察などの関係機関や自主防犯団体と連携・協力し、事故防止や犯罪の抑止など、安全意識の向上を目的とした啓発活動を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
防犯意識の啓発を目的とした各種事業への参加者数	220人	250人

資料：十和田地区防犯協会「総会資料」

45:警察が、被害の届出などにより犯罪の発生を確認した件数。

【目的】

すべての人々が、交通事故に遭わずに安全に通行できる交通環境の確保を図ります。

【手段】

- ◆関係団体と連携し、幼児から高齢者までの年齢層に応じた交通安全教室の開催や街頭啓発活動を通じ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの普及浸透を図ります。
- ◆高齢者ドライバーによる交通事故防止に努め、地域の実情に合わせた交通安全施設の効果的・効率的な整備を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
交通事故発生件数	254件	200件

資料：十和田警察署「交通事故概況」

【目的】

ハード・ソフトの両面から、事故や犯罪が発生しにくい環境を整え、未然防止を図ります。

【手段】

- ◆防犯灯などの環境整備を推進するとともに、町内会や団体が主体的に取り組む地域活動を支援します。
- ◆各種会議、対策部会活動による各々の機能を生かし、セーフコミュニティを推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
刑法犯 ⁴⁶ 認知件数 ⁴⁷	338件	300件
救急搬送件数	396件	320件

資料：青森県警察「青森県の犯罪統計資料」

46：刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

47：警察が、被害の届出などにより犯罪の発生を確認した件数。

【目的】

次世代を担う青少年の健やかな成長を促すため、非行の減少を図ります。

【手段】

- ◆青少年補導関係団体、家庭、学校などとの連携・協力により、少年犯罪の未然防止や早期発見、早期対応に取り組みます。
- ◆青少年の非行防止のための啓発・パトロール活動をより一層推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
刑法犯少年件数	30件	25件

資料：青森県警察ホームページ



あいさつ運動

施策20

地域コミュニティの活性化

【施策の目的】

自主的で自立した地域コミュニティ活動を促進し、地域住民が主体となる住みよいまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、全国的な少子高齢化の進展や人々の価値観・ライフスタイルの変化などから、地域との結びつきが弱いと考えられる単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していることなどを背景に、町内会に代表される地縁的な結びつきを基盤とする地域コミュニティの活力低下が問題視されています。
- 本市では、平成26(2014)年度から、地域の実情や課題などの情報把握、行政サービスの情報提供、町内会からの相談などに対応するため、市職員が町内会とのパイプ役を担う「地区担当職員制度」を運用しています。
- 地域が抱える課題がますます多様化・複雑化していくと見込まれるなか、地域コミュニティ機能の活性化を図るためには、町内会の統合やコミュニティ組織の広域化などに取り組む必要があります。
- より良い地域社会の形成に向け、より多くの市民が自主的・自発的なコミュニティ活動に取り組むとともに、新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策20 地域コミュニティの活性化

基本事業1 広域自治組織の育成

基本事業2 地域コミュニティ活動の促進

基本事業1

広域自治組織の育成

【目的】

人口減少や少子高齢化の進展などを踏まえた、地域コミュニティの基盤強化を図ります。

【手段】

- ◆コミュニティ組織の広域化を推進するとともに、これらの組織による主体的な地域課題の解決のための取組を支援します。
- ◆研修などの機会を提供し、次世代を担う後継者の発掘・育成に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
広域コミュニティの数	—	16団体

【目的】

地域コミュニティ機能の維持・増進を図ります。

【手段】

- ◆「地区担当職員制度」の運用により、地域と行政の協働の取組を促進します。
- ◆「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の精神のもと、地域や地域間での相談・情報交換の場を提供します。
- ◆町内会の活動を支援し、地域コミュニティの醸成を図るとともに、活動の拠点となる集会施設の環境整備を進めます。
- ◆大学生と市民との交流機会の拡大に努め、学生たちの新しいアイデアをより良いまちづくりに活かします。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
集会施設整備率	49.3%	71.6%

資料：集会施設環境改善事業実績



元気な十和田市づくり市民活動支援事業成果発表会

施策21

多様な交流の推進

【施策の目的】

より多くの人たちと幅広い分野での交流を深めることで、地域への新しいひとの流れをつくとともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 本市の総人口は、平成12(2000)年の69,630人をピークに減少が続いており、人口の減少がこのままの状況で推移した場合、地域の抱える様々な課題がさらに深刻化することが懸念されています。
- 国内外の人々との多様な交流を通じ、本市ならではの魅力を発信・共有することにより、移住・定住希望者を増やすための支援体制を強化する必要があります。
- 「多文化共生社会」の実現に向け、関係機関との連携・協力のもと、外国人住民に対する生活支援や市民との交流を深める取組を促進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策21 多様な交流の推進

基本事業1 交流・定住人口の拡大

基本事業2 多文化共生のまちづくり

基本事業1

交流・定住人口の拡大

【目的】

国内外の人々との交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解する中で、市外から本市への移住・定住促進を図ります。

【手段】

- ◆積極的な情報発信や相談対応に取り組み、移住・定住希望者及び出会い・結婚を希望する若者世代への支援体制を強化します。
- ◆市・大学・市民のネットワークを形成し、大学の持つ人材を生涯学習やまちづくりに活かすとともに、本市の魅力を市内外に発信できる交流の担い手を育成します。
- ◆岩手県花巻市との友好都市交流や高知県土佐町との姉妹都市交流、福島県矢吹町・宮崎県川南町との日本三大開拓地サミットなどの都市間交流事業を推進します。
- ◆民間団体が自主的・自発的に取り組んでいる国際交流活動を支援します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
社会増減数	▲314人	▲224人
都市・国際交流事業への参加者数	1,478人	1,750人

資料:「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

【目的】

外国人がより良い地域社会づくりを支える一員として、活躍できる環境を整えます。

【手段】

- ◆外国人住民のニーズを踏まえた多言語による生活情報の発信を行います。
- ◆各種講座の開催などを通じ、外国人住民と市民との交流機会の拡大を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
多言語生活情報ページの閲覧回数	190回	436回

資料：十和田市ホームページ閲覧実績



台湾高校生音楽交流



カナダ語学研修

【施策の目的】

良好な地域景観を維持するとともに、定住人口や交流人口の拡大に向け空き家の有効活用を図ります。

【現状と課題】

- 総務省の住宅・土地統計調査によると、空き家は昭和40年代から一貫して増加し、平成25(2013)年には全国の合計で820万戸となっています。また、総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)も、平成25(2013)年には13.5%と過去最高となっています。
- 本市の空き家数は、平成15(2003)年の3,950戸から年々増加傾向にあり、平成25(2013)年では5,200戸となっています。また、空き家率は16.8%と県内10市のなかでは2番目に高くなっています。
- 今後、地域間での人口集積の偏在などが進むことで、宅地の需要低下により空き家や低未利用地がさらに増加し、地域全体の衰退につながるが大いに懸念されます。
- 治安の悪化を防止するとともに、移住・定住希望者に対する受け皿の確保にも結びつくよう、空き家の実態を把握し、有効活用に向けた取組をより一層強化する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策22 空き家の利活用対策の推進

基本事業1 空き家の適正管理の推進

基本事業2 空き家の利活用の支援

基本事業1

空き家の適正管理の推進

【目的】

良好な地域景観を維持するとともに、治安や生活環境の悪化を防止します。

【手段】

- ◆空き家の把握に努め、管理不全な空き家の所有者に対し、適正管理に向けた指導・助言、さらには勧告、命令を行います。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
空き家に関する苦情件数	31件	31件

【目的】

定住人口や交流人口の拡大を図るための地域資源として、空き家の有効活用を促進します。

【手段】

- ◆空き家の売却・賃貸を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する「空き家バンク」に取り組むとともに、利活用に向けた支援施策の充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
空き家バンク物件の成約数	—	10件／年

資料:「十和田市空き家バンク」実績

施策23

消費者の自立支援

【施策の目的】

消費者被害の未然防止や消費者意識の醸成・向上を図ることにより、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 消費者庁の「平成28年版消費者白書」によると、全国の消費生活センターなどに寄せられた消費生活相談件数は、平成16(2004)年度の192.0万件をピークに平成24(2012)年度に84.8万件まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成27(2015)年度には92.7万件と依然として高い水準が続いています。
- 情報化の進展などにより、消費者の利便性が向上する反面、消費者を取り巻く環境の大きな変化により、消費者トラブルが多様化・複雑化していることから、本市では平成25(2013)年4月1日に「十和田市消費生活センター」を設置しています。
- 消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで市民のライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進するとともに、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の充実に努める必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策23 消費者の自立支援

基本事業1 消費者教育の推進

基本事業2 消費生活相談の充実

基本事業1

消費者教育の推進

【目的】

市民が消費生活問題に関する知識を身につけることで、被害の発生を未然に防止します。

【手段】

- ◆消費生活展や消費者教育出前講座の開催、広報紙やホームページなどを活用した情報提供の充実を図ります。
- ◆消費者団体の育成や支援を通じ、地域全体で消費者問題への対応力の向上を図ります。
- ◆振り込め詐欺や悪質商法などによる消費者被害の未然防止に向け、支援施策の充実に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
特殊詐欺被害件数	4件	2件

資料：青森県警察ホームページ

【目的】

多種・多様な消費生活トラブルに対する相談体制を強化し、被害者の迅速な救済を図ります。

【手段】

◆警察、消費者団体などの関係機関とのネットワークを強化し、円滑な相談・見守り体制を確保します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
消費生活相談員の助言又はあっせんした 案件数	180件	200件

資料:十和田市消費生活センター利用実績



十和田市消費生活センター

基本目標 6

ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち(環境)

施策24 環境の保全

【施策の目的】

豊かな自然や景観を適切に保全・活用するとともに、清潔で美しいまちづくりに取り組むことで、自然と調和した住みよいまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 八甲田山系の広大な森林や十和田湖、奥入瀬溪流などの貴重な自然は、市民共有の財産として、生活に潤いや安らぎをもたらすものです。この自然を次世代に引き継いでいくとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。
- 健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、大気や河川の水質、騒音、悪臭などの把握に努めながら、状況の変化に応じた対策を的確に講じる必要があります。
- 市民に身近なみどりである公園緑地を安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 地球温暖化対策の推進に向けて、行政が先導役を果たし、市民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協力に根ざした取組を強化する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策24 環境の保全

基本事業1 自然環境の保全・活用

基本事業2 生活環境の充実

基本事業3 地球温暖化防止対策の推進

基本事業1 自然環境の保全・活用

【目的】

市民及び来訪者にとって魅力ある、十和田らしい自然環境・景観づくりを推進します。

【注目指標】

- ◆関係機関との連携のもと、生物多様性の保全を図るとともに、歴史や文化、食、温泉などの本市ならではの資源を活用し、自然と人の暮らしが調和した魅力あふれるまちづくりに向けた取組を推進します。
- ◆環境保全団体などの活動支援を通じ、自然保護に対する意識の高揚を図ります。
- ◆一本木沢ビオトープや名水地などの適切な維持管理に努め、市民が自然にふれあう機会の創出を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
各種環境保全活動への参加者数	750人	1,000人

【目的】

市民の健康で安全かつ快適な生活環境の形成を推進するとともに、市民のやすらぎと憩いの場の確保・充実を図ります。

【手段】

- ◆生活環境保全審議会における専門的見地からのアドバイスを踏まえ、公害の防止や生活環境の保全、ペットマナーの向上に向けた適切な措置を講じます。
- ◆公害防止協定を締結している事業者に対し、立入調査を実施するなどして、協定内容の遵守徹底を図り、公害発生ゼロを継続します。
- ◆公園緑地に設置された遊具施設や設備の安全確保に努めるとともに、保全地区[※]の有効活用を図るため、多目的に利用できる緑地の整備などに取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
公害発生件数	0 件	0 件
遊具事故の発生件数	0 件	0 件

【目的】

地球環境への負荷をできる限り小さくするため、温室効果ガスの排出量削減などの取組を推進し、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。

【手段】

- ◆家庭や事業所で取り組むことができる地球温暖化防止策を周知し、実践を促します。
- ◆市の事務事業によって排出される温室効果ガスの発生抑制を推進します。
- ◆農業関係団体や事業者などと連携・協力し、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの利活用を促進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市役所における温室効果ガス排出量	11,421 トン	10,735 トン

資料：「第 4 次十和田市役所環境保全率先行動計画」

【施策の目的】

限りある資源の有効活用に努め、将来にわたり資源豊かなまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、生活水準の向上や生活様式の多様化、経済活動の拡大などにより、廃棄物の大量排出や質的多様化が進んでいることから、ごみのリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の3Rの推進が課題となっています。
- 本市は、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村からなる「十和田地域広域事務組合」により、一般廃棄物を共同処理しており、各市町村がごみ減量・リサイクルにおける数値目標と具体的な行動を示し、循環型社会の構築と最終処分場の延命に向けた取組を進めています。
- 資源循環型社会⁴⁹の構築に向け、行政が先導的な役割を果たすことにより、市民や事業者の主体的な活動を促していく必要があります。
- 不法投棄については、巡回や市民からの通報により現場を確認し、関係機関と協議後に撤去・処分していますが、依然として不法投棄が見られることから、市民、事業者との連携により不法投棄を防ぐ環境づくりが求められています。

【基本事業の体系及び内容】



基本事業1 ごみの減量化・資源化と再利用の推進

【目的】

社会活動の様々な場面で、資源を効率的に活用し、環境負荷を最小限に抑えた資源循環型社会の形成を推進します。

【手段】

- ◆ごみの減量、資源化の推進に努めるとともに、廃棄物減量等推進員を中心に、ごみの分別、適正排出に関する指導を行います。
- ◆不燃ごみや古紙類などの再資源化や、リサイクル製品の利用を促進します。
- ◆児童・生徒を対象とした環境及びリサイクル教室を開催し、循環型社会の担い手づくりを推進します。

49:製品などがごみになることを抑制し、次に排出されたごみは出来るだけ再使用・再利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
一人1日あたりのごみ排出量	998 g	909 g
不適切なごみ出しの発生件数	17,007件	14,600件

資料:「第2次十和田市ごみ減量行動計画」

基本事業2 不法投棄の防止

【目的】

不法投棄に対する意識啓発や監視・指導体制を強化し、廃棄物の適正処理を図ります。

【手段】

- ◆ごみのポイ捨てや不法投棄に対する市民および事業者の意識を更に高めるため、環境教育や広報活動を強化します。
- ◆市内全域をパトロールし、ポイ捨てや不法投棄されたごみを早期に発見・撤去することで、市内の環境美化に努めるとともに、不適切な行為に対する指導を行います。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
不法投棄されたごみの量(一般・産業廃棄物)	6,600kg	4,620kg



小型家電と衣類回収ボックス

基本目標
7

快適な暮らしや活発な経済活動を支える
都市基盤が整ったまち(都市基盤)

施策26 市街地・集落の形成

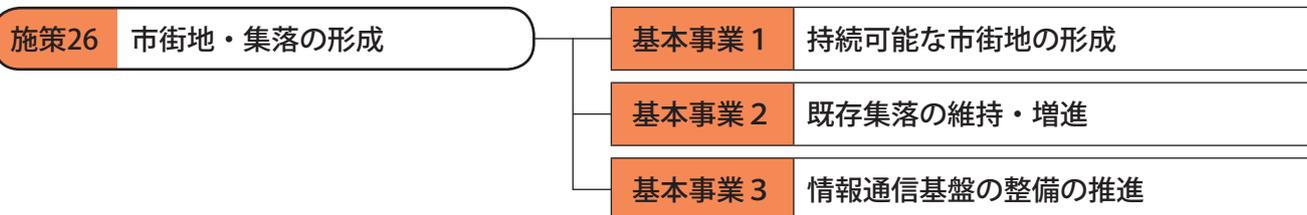
【施策の目的】

都市機能が最適に配置された市街地と、農と住が調和した集落の形成により、良好な住環境の維持・増進を図ります。

【現状と課題】

- 国では、公共施設、医療・福祉・商業施設などの都市機能と居住を誘導したコンパクトなまちづくりを推進し、持続可能な都市形成を図るため、平成26(2014)年8月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本市においても、地域住民に必要な様々な都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」や居住を誘導する「居住誘導区域」の設定を行うとともに、都市交通などの充実を図ることで、持続可能でコンパクトな市街地の形成を目指す必要があります。
- 市街地を取り囲む集落については、本市の農林水産業を支え、伝統文化や良好な田園景観を継承する役割などを最大限に発揮できるよう、営農機能及び日常的な生活機能の維持・増進を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



基本事業1 持続可能な市街地の形成

【目的】

将来にわたり持続可能なまちを目指し、市街地における都市機能の高度化及び居住環境の向上を図ります。

【手段】

- ◆立地適正化計画⁵⁰の策定により、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定し、市街地への施設立地や居住人口の誘導を推進します。

50:居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
立地適正化計画策定後に設定	—	—

資料:「十和田市立地適正化計画」(平成29年度策定)

基本事業 2

既存集落の維持・増進

【目的】

各地域の特性を踏まえ、既存集落の営農機能及び日常的な生活機能の維持・増進を図ります。

【手段】

- ◆農業・農村の持つ多面的機能の維持・増進に向け、農業者や地域住民による農地の保全管理及び農村集落などの環境整備を支援します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
既存集落内の居住人口	13,515人	12,600人

資料:「住民基本台帳」(3月末現在)

基本事業 3

情報通信基盤の整備の推進

【目的】

I C T⁵¹を利活用し、地域活性化及び地域住民の利便性の向上を図ります。

【手段】

- ◆関係機関との連携・協力のもと、だれもが快適かつ安全・安心に I C T を利活用できるよう、関係機関や事業者へ働きかけるとともに、情報通信基盤の整備を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
超高速ブロードバンド基盤を利用可能な世帯の割合	87.4%	88.6%

51:「Information and Communication Technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。

【施策の目的】

交通手段の安定的な確保に努めるとともに、道路や橋梁を安全かつ快適に利用できる環境を整備します。

【現状と課題】

- 全国的な人口減少や少子高齢化の進展に伴い、特に地方部では地域住民の生活の足である公共交通機関の輸送人員の減少により、路線バスを中心とする公共交通ネットワークの規模縮小やサービス水準の低下が懸念されています。
- 高齢者や児童・生徒などの移動制約者対策はもとより、地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、近隣自治体との連携のもと、公共交通の利便性の確保や安定的な運営に向けた取組を強化する必要があります。
- 市街地を形成する重要な交通インフラである都市計画道路は、将来的な交通需要や財政規模を踏まえより効果的・効率的な整備を推進する必要があります。
- 道路・橋梁の老朽化の進行や維持管理費の増大が懸念されることから、定期的な点検により、早期に損傷を発見し、事故や大規模な修繕に至る前に対策を講じる予防保全などに取り組んでいく必要があります。
- 広域的な物流の拡大と災害時などにおける緊急搬送の効率化を図るため、地域高規格道路の整備が求められています。

【基本事業の体系及び内容】

施策27 交通手段の確保と道路空間の創出

基本事業1 持続可能な公共交通網の整備

基本事業2 道路整備の推進と橋梁の老朽化対策

基本事業1

持続可能な公共交通網の整備

【目的】

移動制約者の交通手段を安定的に確保するとともに、地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、持続可能な公共交通網の形成を図ります。

【手段】

- ◆バス路線の柔軟な見直しについて、関係団体や事業者との協議・調整を行います。
- ◆タクシー車両によるデマンド運行⁵²や自家用有償運送⁵³の活用などにより、地域特性や公共交通の利用実態に即した輸送体制の確立を図ります。
- ◆近隣自治体との連携・協力のもと、周辺部に位置する空港や鉄道駅と本市を結ぶ公共交通網の整備に努めます。

52: 予約があった時だけ、バスのように乗合いで運行するタクシーのこと。

53: 過疎地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送が、バス・タクシー事業により提供されない場合に、例外的に市町村やNPO法人などが自家用車を用いて有償で運送すること。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市内移動を担う公共交通機関の年間利用者数	197,735人	197,000人
主に市外移動を担う公共交通機関の年間利用者数	916,641人	920,000人

基本事業 2

道路整備の推進と橋梁の老朽化対策

【目的】

地域住民の日常生活の安全性や産業経済活動の利便性を確保するため、緊急度や重要度に応じた、道路・橋梁の計画的な整備と効率的な維持管理を推進します。

【手段】

- ◆地域特性や道路の現状、市民要望などを総合的に勘案し、必要性が高い路線を絞り込むとともに、相対的に高い費用対効果の発現が期待できる路線を優先したその計画的な整備を推進します。
- ◆従来の対処療法的な対応（事後保全）から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を計画的に講じる対応（予防保全）へと転換し、増大する維持管理費用の縮減・平準化を図りながら、計画的な修繕による既存施設の長寿命化を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
改良済道路延長(対前年比)	0.8%増/年	0.8%増/年
舗装済道路延長(対前年比)	0.8%増/年	0.8%増/年
橋梁の定期点検実施率	—	100%

施策28

上下水道の整備

【施策の目的】

良質な水の安定供給と安全で快適な生活環境の整備を図ります。

【現状と課題】

- 本市では、豊かな自然の恵みである良質な地下水を水源とし、水道水の安定した供給を行うために、積極的な施設整備などに努めてきました。しかし、人口の減少などにより、給水収益の増加が期待できないことから、水道事業経営は厳しい状況になると見込まれています。
- 市民の暮らしや企業の生産活動を支える極めて重要なライフラインの一つとして、管路の耐震適合管への更新や施設の統廃合などの計画的な整備により経営の効率化を図ることで、引き続き、水道水の安定供給を推進する必要があります。
- 生活環境の向上や河川などの公共用水域の水質の保全を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を踏まえた污水处理施設の効率的な整備・運営と下水道施設の耐震化や長寿命化などを計画的に推進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



基本事業1

水道水の安定供給

【目的】

将来にわたって安全・安心な水道水の安定的な供給を図ります。

【手段】

- ◆簡易水道の統廃合によって、老朽化した上水道施設及び管路の効率的な更新を推進するとともに、順次、基幹施設の耐震化を図ります。
- ◆水道料金の収納率の向上を図り、安定した事業運営を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
管路経年化率 ⁵⁴	3.53%	2.80%
経常収支比率 ⁵⁵	116.53%	107.08%

54: 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合いを表す。

55: 地方税などの毎年度安定して収入される財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの毎年度固定的に支出される経費に充てられた額の占める割合。

【目的】

快適で住みやすい居住環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

【手段】

- ◆将来的な人口動向を踏まえた適正な計画区域設定のもと、下水道未普及区域における新たな施設整備を推進します。
- ◆施設の適正な維持管理を実施するとともに、ストックマネジメント手法⁵⁶を踏まえた下水道長寿命化計画を策定し、効果的な改築・更新を実施します。
- ◆下水道処理区域の早期水洗化及び処理区域外における合併浄化槽の設置を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
汚水処理人口普及率 ⁵⁷	86.3%	92.0%
汚水処理人口水洗化率 ⁵⁸	87.7%	93.0%

資料：「十和田市公共下水道事業計画」

56:既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。

57:総人口のうち、下水道、集落排水施設及び合併浄化槽を利用できる区域内の定住人口。

58:下水道を利用できる区域に居住している人のうち、実際に下水道に接続し、水洗化している人の割合。

基本目標
8

地域経済社会の持続的な発展を支える
強固な経営基盤が確立したまち(自治体経営)

施策29 市民参画の推進

【施策の目的】

市民と行政の協働による、市民が主体となったまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする、まちづくりを取り巻く社会経済情勢の変化を背景として、地域が抱える問題の多様化・複雑化や財政上の制約が強まっていくことが懸念されています。
- 本市においても従来のように地域が抱える問題を行政が一手に引き受け、これを単独で解決するのは困難な状況を迎えようとしており、今後は市民参画による協働のまちづくりをより一層推進していくことが必要不可欠となっています。
- 本市では、市民をはじめとする多様な主体が担い手となり、まちづくりを推進するための自治に関する基本的なルールを定めた「十和田市まちづくり基本条例」を平成25(2013)年4月1日から施行しています。
- 幅広い分野において、協働のまちづくりをより一層積極的に推進していくためには、多くの市民が自主的に市政やまちづくりに参画する意識を高めるとともに、地域が抱える問題の解決に向けた市民主体の活動への支援や市政への参加機会の拡大を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策29 市民参画の推進

基本事業1 市民との協働の推進

基本事業2 市民活動への支援

基本事業3 広報広聴の充実

基本事業1 市民との協働の推進

【目的】

地域が抱える様々な問題の解決に向け、市民と行政が共に考え、共に行動するための仕組みの充実を図ります。

【手段】

- ◆より良いまちづくりへの自発的な参画に向け、市民の協働意識の醸成を図ります。
- ◆十和田市まちづくり基本条例の成果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市民参画と協働のまちづくりを支える仕組みが充実していると感じる人の割合	—	63%

基本事業 2

市民活動への支援

【目的】

市民の知識や経験をまちづくりの様々な分野に活かすことにより、市民活動の活性化を図ります。

【手段】

- ◆地域が抱えている課題の解決や地域の活性化につながる、市民の自主的な取組を支援します。
- ◆市民活動団体やNPO・ボランティア団体などの連携及び交流を促進するとともに、学習機会や情報の提供に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市民交流プラザの利用率	45.3%	60.0%

基本事業 3

広報広聴の充実

【目的】

より多くの市民が自ら進んで市政やまちづくりに参画できる環境を整えます。

【手段】

- ◆広報紙や市のホームページ、SNSなどの様々な広報媒体を活用し、市政情報を迅速かつ分かりやすく市民へ発信します。
- ◆市民の意識や動向を的確に把握するため、きめ細かな広聴活動を展開し、市政への反映を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
広報とわだの紙面が分かりやすいと感じる人の割合	—	50%以上
市のホームページが分かりやすいと感じる人の割合	—	50%以上
「市と町内会との懇談会」への出席町内会数	106町内会	293町内会

施策30

人権尊重・男女共同参画の推進

【施策の目的】

性別・年齢に関わりなく、個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる環境を整えます。

【現状と課題】

- 本市では、男女がお互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、平成24(2012)年3月に男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向を定めた「第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しています。
- 男女共同参画社会の実現に向け、家庭や地域、職場などの様々な場面において、男女間の格差や不平等を解消し、より多くの女性の参画を促すことができるよう、情報の収集・提供や学習機会の確保、相談体制の充実などを推進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策30 人権尊重・男女共同参画の推進

基本事業1 人権教育・啓発活動の推進

基本事業2 ひと ひと女と男がともに輝くまちづくりの推進

基本事業1

人権教育・啓発活動の推進

【目的】

市民一人ひとりがお互いに人権を尊重する社会の実現を図ります。

【手段】

- ◆人権擁護活動に取り組んでいる関係団体を支援するとともに、これらの団体と連携した人権啓発事業を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
人権教室参加者数	898人	900人

【目的】

だれもが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ります。

【手段】

- ◆家庭や学校、地域、職場などにおける男女共同参画に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努めます。
- ◆組織・団体などにおける意思決定の場、地域活動及び社会活動における組織の運営や活動の進め方などへの女性の参画を促進します。
- ◆関係法令・制度の周知に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス⁵⁹へ取り組む環境づくりを推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
男女共同参画社会という用語の周知度	—	100%
各種審議会等委員への女性の登用率	28.5%	40.0%

資料:「第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」

59:仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすい仕組みをつくること。

施策31

行政運営の効率化の推進

【施策の目的】

市民サービスのより効果的・効率的な提供に努めるとともに、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、職員の資質向上を図ります。

【現状と課題】

- 人口減少・少子高齢化や国・都道府県からの権限移譲の進展などの社会経済情勢の変化を背景に、行政に対する市民ニーズの多様化・高度化が顕著となっています。
- 本市ではこれまで最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、様々な面から行政改革に取り組み、概ね予定通りの成果を得ていますが、今後、人口の減少により、現行の市民サービスの低下が懸念されるなど、行政経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- 安定した行政経営を行い、地域社会の健全な発展を図るためには、人員やコストの削減を主眼とした「量の改革」と、「サービスの向上」や「市民の満足度」といった市民目線に立った「質の改革」の両面から、積極的な行政改革を推進する必要があります。
- 少数精鋭の人員体制のもと、職員一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出すことができるよう、各職員に求められる職責に応じた能力開発を推進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策31 行政運営の効率化の推進

基本事業 1

より質の高い市民サービスの提供

基本事業 2

職員の資質向上の推進

基本事業 1

より質の高い市民サービスの提供

【目的】

質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供できる体制づくりを推進します。

【手段】

- ◆効果的・効率的な市政運営を推進するとともに、窓口サービスをはじめとする市民の利便性を高めるため、市民目線に立った行政サービスの質の向上に取り組みます。
- ◆選択と集中のもと、予算・職員などの限りある行政経営資源の配分を最適化するため、「民間にできることは民間に」を基本に、民間活力の活用を推進します。
- ◆事務事業などの見直しにより、組織の合理化と活性化を図り、組織規模と配置職員の適正化に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
「事務処理の効率化及び行政サービスの質の向上」の目標達成率	100%	100%
「民間活力の推進」の目標達成率	100%	100%

資料:「十和田市行政改革大綱」

基本事業 2

職員の資質向上の推進

【目的】

多様化・高度化する市民ニーズに対応できる能力や意識を持った人材を育成・確保します。

【手段】

- ◆各種研修による能力の向上や知識の習得を支援するための体系的な人材育成を推進します。
- ◆発揮した能力や達成した業績などを適正に評価することで、一層の能力開発と意欲の向上に努めます。
- ◆女性職員の配置の多様化や能力向上などのための支援を推進することで、女性職員が十分に能力を發揮し、活躍できる環境を整備します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
女性職員の係長級以上の登用割合	21.3%	30.0%

資料:「十和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

施策32

健全な財政運営の推進

【施策の目的】

将来にわたり健全で自主性・自立性の高い財政運営を推進します。

【現状と課題】

- 本市では、これまで行財政の効率化や経費の節減に努め、持続可能な財政基盤の構築に取り組んできました。しかし、人口減少や少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増大や公共施設の再編整備といった大きな課題を抱えていることに加え、合併算定替終了に伴う地方交付税の減少が見込まれるなど、今後の財政見通しは依然として厳しい状況にあります。
- 今後、さらに扶助費⁶⁰などの義務的経費⁶¹の増加が見込まれるなか、将来にわたって健全で自主性・自立性の高い財政運営を推進するためには、歳出全体の徹底した抑制と合理化に努めるとともに、市税などの収入の確保に向けた取組をさらに強化する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策32 健全な財政運営の推進

基本事業 1 歳入の安定確保に向けた取組の強化

基本事業 2 歳出の抑制と合理化の推進

基本事業 1

歳入の安定確保に向けた取組の強化

【目的】

市税を中心とした自主財源の安定確保を図ります。

【手段】

- ◆産業の活性化や市外からの定住人口の流入促進などを通じ、収入確保に取り組むとともに、受益者負担の適正化に努めます。
- ◆課税客体の的確な把握に努めながら、滞納整理の強化や納付機会の充実など、収納率の向上に向けた取組を強化します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
市税の収納率(現年度分)	98.0%	98.5%

60: 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。

61: 人件費や扶助費、公債費など、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減できない経費。

【目的】

将来にわたり足腰の強い財政基盤を確立します。

【手段】

- ◆将来の歳出抑制に向け、市債の計画的な活用を推進します。
- ◆職員のコスト意識の徹底と費用対効果の検証を推進し、歳出全体の洗い直しに取り組みます。
- ◆市の負担金や補助金、交付金などの必要性をあらためて見直し、適正な支出に努めます。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
実質公債費比率 ⁶²	12.0%	12.0%以下
経常収支比率 ⁶³	91.3%	90.0%以下

62:地方債の償還や一時借入金利子などの合計額の標準財政規模に対する比率であり、地方自治体の財政負担の適正度を示す指標として、起債に協議を要する自治体と許可を要する自治体の判定に用いられる財政指標。

63:地方税などの毎年度安定して収入される財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの毎年度固定的に支出される経費に充てられた額の占める割合。

施策33

公共施設の適切な配置・運営の推進

【施策の目的】

将来にわたり、必要な行政サービスを安定的に提供し、市民生活や地域の経済活動を支援します。

【現状と課題】

- 公共施設は、様々な行政需要に応えるために設置していますが、老朽化や維持更新にかかる将来的な費用負担が大きな問題となっています。
- 本市の人口は、平成12(2000)年をピークに減少しており、また、年少人口(0～14歳)が減少する一方、老年人口(65歳以上)が増加するなど、人口構成の変化に伴い行政サービスや公共施設に対する市民のニーズも変化しています。
- 施設・設備などの利用状況をはじめ、経営コスト、老朽化の度合い、今後必要とする改修経費、代替施設の有無などを総合的な視点から評価・分析し、整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要があります。

【基本事業の体系及び内容】

施策33 公共施設の適切な配置・運営の推進

基本事業1 より効果的で効率的な維持管理

基本事業2 安全・安心で快適な利用環境の確保

基本事業1

より効果的で効率的な維持管理

【目的】

公共施設の機能を最大限に利活用し、質・量の面から必要なサービスを効率的に提供します。

【手段】

- ◆公共施設の管理については、更なる指定管理者制度の導入を図るほか、事務事業の民間委託や民営化などを進めます。
- ◆上十三・十和田湖広域定住自立圏内での公共施設の相互利用を推進します。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
公共施設の稼働率	35%	38%

【目的】

市民や事業者が安全・安心で快適に施設を利用できる環境を確保することで、豊かな市民生活の支援に努めます。

【手段】

- ◆市全体からみた緊急性・必要性などを総合的に勘案したうえで、公共施設等の更新・統廃合などを計画的に行うことにより、施設規模の適正化を図ります。
- ◆施設や設備の損傷、老朽化が大きくなる前に、予防的な対策を計画的に講じる「予防保全型」の維持管理手法を実践し、施設の長寿命化を図ります。

【注目指標】

指標名	H 27 年度	H 33 年度
公共施設数	182施設	172施設



十和田市役所 新庁舎(完成予想図)

資料編

VI. 計画策定の経過

- 1 策定経過
- 2 十和田市総合開発審議会条例
- 3 十和田市総合開発審議会委員名簿
- 4 十和田市総合開発審議会諮問
- 5 十和田市総合開発審議会答申
- 6 十和田市総合計画策定市民委員会設置要綱
- 7 十和田市総合計画策定市民委員会委員名簿

VII. 用語解説

VI 計画策定の経過

1 策定経過

平成27年	5月7日	計画策定方針の庁議決定	
	6月23日	「第2次十和田市総合計画策定支援業務」委託契約締結	
	6月26日	第2回定例会終了後の全員協議会にて策定方針説明	
	6月29日	平成27年度第1回十和田市地域審議会	
	7月10日～	小中高生アンケートの実施	
	7月14日	第1回十和田市総合開発審議会 第1回十和田市総合計画策定市民委員会	
	7月29日	第1回十和田市総合計画策定委員会	
	7月31日～	市民意識調査の実施	
	11月1日～	「市の課題、将来像についての意見箱」の設置	
	11月14日	第2回十和田市総合計画策定市民委員会 「十和田市の将来を考える」市民ワークショップの開催	
	平成28年	1月13日	第2回十和田市総合開発審議会
		1月25日	第3回十和田市総合計画策定市民委員会
		2月9日	第4回十和田市総合計画策定市民委員会
2月22日		第2回十和田市総合計画策定委員会	
2月25日		基本構想(原案)の庁議決定	
3月17日		第1回定例会終了後の全員協議会にて基本構想(原案)説明	
4月4日		第3回十和田市総合計画策定委員会	
4月25日		第3回十和田市総合開発審議会(基本構想の諮問) パブリックコメントの実施(5月20日まで)	
6月7日		第4回十和田市総合開発審議会	
7月4日		第5回十和田市総合開発審議会	
7月7日		基本構想の答申	
7月14日		第4回十和田市総合計画策定委員会	
7月19日		基本構想(案)の庁議決定	
9月21日		第3回定例会において基本構想議決	
11月14日		第5回十和田市総合計画策定市民委員会	
11月23日		第6回十和田市総合計画策定市民委員会 「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」の実現に向けた市民ワークショップの開催	
11月28日		第7回十和田市総合計画策定市民委員会	
12月22日		第5回十和田市総合計画策定委員会	
12月27日	前期基本計画(案)の庁議決定 パブリックコメントの実施(1月31日まで)		
平成29年	1月25日	平成28年度第1回十和田市地域審議会	
	1月26日	「第2次十和田市総合計画」に関する市民説明会の開催	
	2月6日	第6回十和田市総合開発審議会(前期基本計画の諮問)	
	2月16日	第7回十和田市総合開発審議会(前期基本計画の答申)	
	2月20日	前期基本計画の庁議決定	

2 十和田市総合開発審議会条例

○十和田市総合開発審議会条例

平成17年1月1日

条例第28号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、十和田市総合開発計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、十和田市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、総合開発に関し知識経験を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

3 十和田市総合開発審議会委員名簿

任期：平成27年7月14日から平成29年3月31日まで

◆平成27年度

No.	団体・役職名	氏名	備考
1	北里大学獣医学部 学部長	高井伸二	会長
2	十和田おいらせ農業協同組合 代表理事組合長	竹ヶ原幸光	
3	十和田商工会議所 会頭	石川正憲	
4	十和田市地域審議会 会長	馬場均	平成28年4月27日辞任
5	十和田市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	佐々木令子	
6	十和田市町内会連合会 会長	洞内末吉	
7	十和田市連合PTA 会長	岩間貴	
8	公益社団法人十和田青年会議所 理事長	蛭沢達彦	
9	一般社団法人十和田市観光協会 会長	今泉湧水	
10	十和田湖商工会女性部 部長	佐々木千佳子	
11	とわだ市民活動ネットワーク 代表	山端政博	

◆平成28年度

No.	団体・役職名	氏名	備考
1	北里大学獣医学部 学部長	高井伸二	会長
2	十和田おいらせ農業協同組合 代表理事組合長	竹ヶ原幸光	
3	十和田商工会議所 会頭	石川正憲	
4	十和田市地域審議会 副会長	新屋敷すみ子	平成28年6月7日就任
5	十和田市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	佐々木令子	
6	十和田市町内会連合会 会長	洞内末吉	
7	十和田市連合PTA 会長	岩間貴	
8	公益社団法人十和田青年会議所 直前理事長	蛭沢達彦	
9	一般社団法人十和田市観光協会 会長	今泉湧水	
10	十和田湖商工会女性部 部長	佐々木千佳子	
11	とわだ市民活動ネットワーク 代表	山端政博	

4 十和田市総合開発審議会諮問

十市政第77号
平成28年4月25日

十和田市総合開発審議会会長 様

十和田市長 小山田 久

十和田市総合計画基本構想案について（諮問）

本市発展のために必要な総合的かつ計画的な市政運営の指針を明らかにしたいので、十和田市総合計画基本構想案について、貴審議会より答申をいただきたく、十和田市総合開発審議会条例に基づき諮問いたします。

十市政第956号
平成29年2月6日

十和田市総合開発審議会会長 様

十和田市長 小山田 久

十和田市総合計画前期基本計画案について（諮問）

本市発展のために必要な総合的かつ計画的な市政運営の指針を明らかにしたいので、十和田市総合計画前期基本計画案について、貴審議会より答申をいただきたく、十和田市総合開発審議会条例に基づき諮問いたします。

5 十和田市総合開発審議会答申

平成28年7月7日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市総合開発審議会
会長 高井 伸二

十和田市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成28年4月25日付け十市政第77号で本審議会に諮問のあった、十和田市総合計画基本構想（案）について、総合的に審議した結果、妥当と認め答申します。

なお、計画の実現に向けて、下記に掲げる事項に留意されるよう要望します。

記

1. 市が目指す将来都市像とその実現に向けた取組等について、市民をはじめ関係機関等への十分な周知に努め、共有を図りながら、これまで以上に協働によるまちづくりを進めていただきたい。
2. 今後のまちづくりを進めるにあたっては、人口減少・少子高齢化への取組を、全ての施策において共通する課題として位置付け、長期的なビジョンに基づく総合的な戦略のもと、魅力に満ちたまちの創出と地域の活性化に努めていただきたい。

平成29年2月16日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市総合開発審議会

会長 高井 伸二

十和田市総合計画前期基本計画（案）について（答申）

平成29年2月6日付け十市政第956号で本審議会に諮問のあった、十和田市総合計画前期基本計画（案）について、総合的に審議した結果、妥当と認め答申します。

なお、審議の過程で出された各委員の諸意見に配慮し、重点プロジェクトを中心とした計画達成に向け、着実に取り組まれるとともに、市が目指すまちの姿を市民と共有し、協働のまちづくりが推進されるよう要望します。

6 十和田市総合計画策定市民委員会設置要綱

平成27年6月19日制定

十和田市総合計画策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 十和田市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、市民参加により、市民の意見を計画に反映させた計画づくりを行うため、十和田市総合計画策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、基本構想及び基本計画の案について意見交換及び提言を行う。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人以内で組織する。

2 市民委員会の委員は、公募及び推薦の方法により選出し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、市民委員会の会務を総理し、市民委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係部局の職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月19日から施行し、5月1日から適用する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

3 十和田市総合計画策定市民委員会設置要綱（平成17年11月1日制定）は、廃止する。

7 十和田市総合計画策定市民委員会委員名簿

任期：平成27年7月14日から平成29年3月31日まで

No.	団体・役職名	氏名	備考
1	十和田おいらせ農業協同組合 管理課長	沼岡 祐一	
2	十和田商工会議所 専務理事	櫻田 一雅	委員長
3	十和田市地域審議会 副会長	新屋敷 すみ子	
4	十和田市社会福祉協議会 事務局次長	福田 延幸	
5	十和田市町内会連合会 副会長	竹浦 寿広	
6	十和田市連合PTA 副会長	小川 秀樹	
7	公益社団法人十和田青年会議所 直前理事長	舩館 大一	
8	一般社団法人十和田市観光協会 副会長	布施 久	
9	とわだ市民活動ネットワーク 母と子と緑のネットワーク 会長	築田 シズエ	
10	NPO子どもセンター・ハピたの 代表理事	中沢 洋子	
11	北里大学北里会執行委員会 委員長	萱場 昌	
12	公募委員	竹ヶ原 公	副委員長
13	公募委員	丸井 英子	
14	公募委員	三浦 安矢	

Ⅶ 用語解説

(五十音順)

用 語	読 み 方	解 説
【あ行】		
ICT	あいしーていー	Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称。
アクティブ・ラーニング	あくていぶ・らーにんぐ	教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、生徒たちが主体的に参加し、仲間と深く考えて課題を解決する力を養うことを目的とした能動的な学習。
育児休業給付	いくじきゅうぎょうきゅうふ	一定の条件を満たした雇用保険の一般被保険者が、1歳（場合によっては1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給される雇用継続給付の一つ。
依存財源	いぞんざいげん	地方交付税、国庫支出金、県支出金など国や県の意思で交付されたり、割り当てられたりする収入。
一次医療機関	いちじいりょうきかん	軽度の症状の患者に対応する医療機関（開業医、診療所などのかかりつけ医）。
インバウンド	いんばうんど	訪日外国人旅行のこと。
SNS	えすえぬえす	Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。
NPO	えぬぴーおー	Nonprofit Organizationの略。非営利団体一般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法により法人格を得た特定非営利活動法人のみを指す場合がある。
汚水処理人口水洗化率	おすいしよりじんこうすいせんかりつ	下水道を利用できる区域に居住している人のうち、実際に下水道に接続し、水洗化している人の割合。
汚水処理人口普及率	おすいしよりじんこうふきゅうりつ	総人口のうち、下水道、集落排水施設及び合併浄化槽を利用できる区域内の定住人口。
【か行】		
学習指導要領	がくしゅうしどうようりょう	文部科学省が定めた、小・中・高等学校及び特別支援学校において、教育内容や計画を作成する際に基準となるもの。
管路経年化率	かんろけいねんかりつ	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合いを表す。
義務的経費	ぎむてきけいひ	人件費や扶助費、公債費など、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減できない経費。
キャリア教育	きゃりあきょういく	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
協働	きょうどう	同じ目的のために、協力して働くこと。
経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	地方税などの毎年度安定して収入される財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの毎年度固定的に支出される経費に充てられた額の占める割合。

用語	読み方	解説
【か行】		
刑法犯	けいほうはん	刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。
刑法犯認知件数	けいほうはんになちけんすう	警察が、被害の届出などにより、刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪の発生を確認した件数。
健康寿命	けんこうじゅみょう	人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
耕作放棄地	こうさくほうさち	以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
後発医薬品	こうはついやくひん	ジェネリック医薬品とも言う。新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、ほぼ同等の品質で製造販売される比較的安価な薬。
高齢化率	こうれいかりつ	65 歳以上人口が総人口に占める割合。
小売吸引力指数	こうりきゅういんりよくしすう	各市の人口一人あたりの小売販売額を県の一人あたりの小売販売額で除したもので、地域が買物客を引き付ける力を表す指標。指数が1.00以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1.00未満の場合は外部に流出していると見ることができる。
交流人口	こうりゅうじんこう	その地域に訪れる人のこと。
コミュニティ・スクール	こみゆにてい・すくーる	学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
コミュニティビジネス	こみゆにていびじねす	地域が抱える課題について、地域資源を活かしたビジネスの手法で解決しようとする事業。
【さ行】		
三次医療機関	さんじいりょうきかん	二次医療機関で対応が困難な高度医療を担う特定機能病院。
自家用有償運送	じかようゆうしょううんそう	過疎地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送が、バス・タクシー事業により提供されない場合に、例外的に市町村やNPO法人などが自家用車を用いて有償で運送すること。
資源循環型社会	しげんじゅんかんがたしゃかい	製品などがごみになることを抑制し、次に排出されたごみは出来るだけ再利用・再利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会。
実質公債費比率	じっしつこうさいひりつ	地方債の償還や一時借入金利子などの合計額の標準財政規模に対する比率であり、地方自治体の財政負担の適正度を示す指標として、起債に協議を要する自治体と許可を要する自治体の判定に用いられる財政指標。
指定管理者制度	していかんりしゃせいど	民間の能力を活用することで多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの向上や経費の節減を図るため、公の施設を民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。
住民基本台帳	じゅうみんきほんだいちょう	市区町村において、住民票を世帯ごとに編成して作成した台帳。

用語	読み方	解説
【さ行】		
就労継続支援	しゅうろうけいぞくしえん	一般企業などでの就労が困難な障がい者に対して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
消防団	しょうぼうだん	消防組織法に基づいて各市町村に設置される、一般市民で団員が構成される消防機関。消防本部と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う。
自立支援給付	じりつしえんきゅうふ	在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所、入所を利用するサービスで、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具に分けられる。
ストックマネジメント手法	すとくまねじめんとしゅほう	既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。
3 R	すりーあーる	Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとった言葉。
生活習慣病	せいかつしゅうかんばんょう	食生活や運動習慣、休養や喫煙、飲酒などの生活習慣が、病気の発症や進行に関与している疾患のこと。
製造品出荷額等	せいぞうひんしゅつかがくとう	1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計で、消費税等の内国消費税を含んだ額。
青年就農給付金	せいねんしゅうのうきゅうふきん	青年（就農予定時の年齢が45歳未満の方）の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保するための給付金を給付する制度。
【た行】		
待機児童	たいきじどう	認可保育所へ入所申請をしており、入所要件に該当しているものの、満員のために入所できない児童。（国の保育所入所待機児童の定義による。）
多文化共生	たぶんかきょうせい	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域生活支援事業	ちいきせいかつしえんじぎょう	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、都道府県や市町村が必要な支援を柔軟に行う事業。
地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけあしすてむ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。
地域包括支援センター	ちいきほうかつしえんせんたー	高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。
DMO	でいーえむおー	Destination Management Organizationの略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な主体と協同し、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための調整機能を備えた法人。
DV	でいーぶい	Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
適応指導教室	てきおうしどうきょうしつ	何らかの原因や事情により学校に行きたくても行けないという不登校の児童・生徒を対象に、教育を受ける機会と場を保障するとともに、学校復帰に向けた適応指導を行うことを目的とした施設。

用語	読み方	解説
【た行】		
デマンド運行 (タクシー)	でまんどうんこう	予約があった時だけ、バスのように乗合いで運行するタクシーのこと。
電子商取引	でんししょうとり ひき	インターネットを用いて財やサービスの受発注を行う商取引等の総体のこと。略称は「eコマース」(イーコマース)「イトレード」など。消費者側からは「ネットショッピング」とも呼ばれている。
十和田市企業誘致 支援大使	とわだしきぎょうゆ うちえんたいし	本市出身者などの人的ネットワークを通じ、本市の企業誘致に関する情報を発信し、企業誘致に関する情報提供及び助言を得るために設置。
【な行】		
内水面漁業	ないすいめんぎよ ぎょう	河川、湖沼などの内水面で行われる漁業及び養殖業のこと。
二次医療機関	にじいりょうきかん	高度な医療機器を備えた地域の中核的病院。
入院助産制度	にゅういんじょさん せいど	保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、指定された助産施設での入院出産に要する費用を助成する制度。
認可外保育所	にんかがいほいく しょ	児童福祉法の規定により県知事が認可している保育所以外に、乳幼児を預かり保育している施設。
認知症サポーター	にんちしょうさぽー たー	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
認定こども園	にんていこどもえん	就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、教育と保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行う施設。
農地中間管理機構	のうちちゅうかんか んりきこう	農地を貸したいという農家(出し手)から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ、農地利用の集積・集約化を進めるため、農地の中間的な受け皿となる組織。
【は行】		
ハブ	はぶ	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。
パブリックコメント	ぱぶりっくこめんと	市民生活に広く影響を及ぼす計画や施策等の策定にあたり、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮して意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き。
扶助費	ふじょひ	社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基つき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。
普通建設事業費	ふつうけんせつじ ぎょうひ	道路、橋梁、学校、庁舎など公共又は公用施設の新増設などの建設事業に要する経費。
平均通過率	へいきんつうかりつ	設問ごとに正答又は準正答を解答した児童・生徒の割合を通過率とし、教科ごとに平均したもの。
放課後児童クラブ	ほうかごじどう くらぶ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。

用語	読み方	解説
【は行】		
補助費	ほじょひ	主に市が市内の団体などに補助するために交付する経費。
保全地区	ほぜんちく	防風保安林跡地を整備し、広場など多様な機能を持たせるとともに、地域の人達が身近にみどりと触れ合い、憩える場所。
ボランティア	ぼらんていあ	自発的な意志に基づき、無報酬で社会事業などに技術援助、労務提供を行うなどの奉仕活動をする人やその行為。
【や行】		
U I Jターン	ゆーあいじえいたーん	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
ユニバーサルデザイン	ゆにばーさるでざいん	文化・言語・国籍の違い、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
【ら行】		
立地適正化計画	りっちてきせいかけいかく	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。
【わ行】		
ワーク・ライフ・バランス	わーく・らいふ・ばらんす	仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすい仕組みをつくること。

第2次十和田市総合計画

発行

十和田市

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL 0176-23-5111（代表）

ホームページアドレス <http://www.city.towada.lg.jp/>

編集

十和田市 企画財政部 政策財政課
